

古賀市

# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成24～26年度)

いつも健康

いつでも安心

だれもがいきいき



平成24年3月

古賀市





## はじめに

市民一人ひとりが心豊かに暮らすためには、誰もが心身ともに健康で、安心して、いきいきと生活が送れることが重要ではないでしょうか。そのためには、たとえ介護や支援が必要な状態になったとしても、その人らしく、尊厳を保ちながら暮らせるようなサービス基盤がしっかりと整っていることが大切です。

日本は世界に比類のない速さで高齢化が進展しており、高齢化率も23%を超え、(平成23年9月末現在) おおむね4.3人に一人が65歳以上というどの国も経験したことがない超高齢社会を迎えています。この状況は、これからいわゆる団塊の世代が高齢期を迎えることにより、さらに加速しながら進展していきます。

本市の高齢化率は18.8% (平成23年9月末現在) と全国や福岡県下で比較すると低く位置していますが、市内には高齢化率40%を超える行政区も見られるようになってきています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、認知症高齢者の増加も顕著になってきています。

この本格的な高齢社会を明るく活力ある社会にしていくためには、高齢者の皆様ご自身が社会の担い手の一員として、これまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に活かし、地域社会の中でいきいきと暮らしていける社会を構築するとともに、介護を必要とされる方が尊厳を持ち、自分らしく自立した生活を送ることができるような環境づくりを行うことが必要です。

こうした中、本市では平成21年度に策定しました「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、今後の3年間の高齢者の保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を推進するための指針となる計画を策定しました。

本計画に掲げました施策を着実に推進していくためには、市民の皆様、介護サービス事業者、地域コミュニティ等との密接な連携・協働が不可欠となります。皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、本市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご助言いただきましたことに心からお礼申し上げます。



平成24年3月

古賀市長 竹下 司津男

## 目次

## 第1章

## 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係	1
(2) その他関連計画との関係	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
(1) 介護保険運営協議会	2
(2) 高齢者等実態調査の実施	2
(3) パブリックコメントの実施	2
5. 計画の推進体制	3
(1) 庁内体制の連携	3
(2) 介護サービス事業者等との連携	3
(3) 進行管理機関による検証	3
(4) 市民周知の取組	3

## 第2章

## 高齢者を取り巻く現状

1. 人口構成の推移	4
(1) 人口構成の現状	4
(2) 将来人口推計	5
(3) 高齢者のいる世帯の状況	6
2. 要介護（支援）認定者の状況	7
(1) 要介護（支援）認定者数	7
(2) 要介護度別構成比	8
(3) 中学校区別にみた要介護（支援）認定者の状況	9
3. 介護保険サービスの状況	10
(1) 介護サービス受給者の状況	10
(2) 介護サービスの利用状況	11
(3) 介護給付費の状況	12
(4) 地域支援事業費の状況	13
4. 高齢者実態調査の実施結果	14
(1) 調査概要	14
(2) 調査結果	15

## 第3章

## 基本構想

1. 基本理念	28
2. 計画の重点課題	30
(1) 健康づくりと介護予防の推進	30
(2) 地域での生活を支援する体制の充実	30
(3) 認知症高齢者の支援体制の充実	30
(4) 社会参加と生きがいの支援	31
(5) 高齢者を支援するサービスの充実	31
3. 施策体系の概要	32

## 第4章

## 高齢者福祉施策の推進

1. 健康づくりと介護予防の推進	33
(1) 健康づくりの推進	33
(2) 健診体制の充実	37
(3) 介護予防体制の推進	40
2. 地域での生活を支援する体制の充実	45
(1) 相談支援機能の充実	46
(2) 地域による支援体制の充実	48
(3) 社会福祉協議会との連携	52
3. 認知症高齢者の支援体制の充実	53
(1) 認知症高齢者のケア体制の充実	54
(2) 認知症高齢者に対する理解の促進	55
(3) 認知症高齢者の権利擁護体制の充実	57
4. 社会参加と生きがいの支援	58
(1) 社会活動参加への支援	58
(2) 介護予防・生きがい活動支援 [拠点型デイサービス]	59
(3) 就労機会の確保	61
5. 高齢者を支援するサービスの充実	62
(1) 介護保険サービスの充実	62
(2) 在宅生活支援サービスの充実	65
(3) 施設生活支援事業の推進	67
(4) 高齢者支援助成事業の推進	68

## 第5章

## 介護保険事業に係るサービス量と費用の見込み

1. 被保険者数・要介護（支援）認定者数の見込み	69
(1) 被保険者数の推計	69
(2) 要介護（支援）認定者数の推計	70
2. サービスの利用見込み量と整備方針	71
(1) 日常生活圏域の設定	71
(2) 参酌標準	71
(3) 療養病床の再編成の方針	71
(4) 居宅系サービスの利用見込み量（地域密着型サービス以外）	72
(5) 地域密着型サービスの整備方針（市指定分）	76
(6) 施設・居住系サービスの整備方針（県指定分）	80
(7) 介護給付サービスの見込み量（集計）	83
(8) 地域支援事業の見込み量	84
3. 第1号被保険者の介護保険料の設定	85
(1) 介護給付費の見込み	85
(2) 地域支援事業費の見込み	86
(3) 介護保険料の所得段階の設定	87
(4) 所得段階別被保険者数の推計	88
(5) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定	89

## 関連資料

用語解説	91
古賀市介護保険運営協議会規則	103
古賀市介護保険運営協議会委員名簿	105
古賀市介護保険運営協議会における審議経緯	105

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の高齢化は急速に進行しており、平成27年には高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が25%を超え、国民4人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来すると予測されています。

本市の高齢化率は、全国平均より低い水準で推移しているものの、平成23年9月末時点で18.8%となっており、今後も高齢化の進行が予測されています。

高齢化の進行によって、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、それに伴う介護者の負担の増加、高齢者が家族や地域から孤立するといった様々な課題が生じる中、高齢者の尊厳を保ち、住み慣れた地域や住まいで自分の望む人生を過ごすことができる社会の実現を目指すため、介護予防の取り組みや地域ケア体制をより充実させ、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の支援についても引き続き推進していくことが重要となります。

本計画は、このような高齢者を取り巻く現状と今後予想される社会情勢を踏まえ、高齢者の生活を支援するための施策の更なる推進と介護保険事業の効果的な運営を図るため策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

本計画は、すべての高齢者を対象とした保健福祉に関する総合的な計画である「高齢者福祉計画」（老人福祉法第20条の8の規定に基づく）と、介護保険制度に係る事業計画である「介護保険事業計画」（介護保険法第117条に基づく）を「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」として、一体的に策定するものです。

なお、老人保健法などの廃止に伴い、高齢者の保健事業を地域支援事業及び健康増進計画などに位置づけているため、「高齢者福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」として策定しています。

### (2) その他関連計画との関係

本計画は、「古賀市総合振興計画（マスタープラン）」をはじめ、「古賀市地域福祉計画」、「古賀市児童育成計画（エンゼルプラン）」、「古賀市障害者基本計画（障害者福祉プラン・こが）」等の市の関連計画との整合性や国・県の計画との調整を図り、策定しています。

### 3. 計画の期間

「介護保険事業計画」の期間は、「介護保険法」（第117条）の規定に基づき、3年間で1期としています。

本計画の計画期間は、「介護保険事業計画」に合わせて、平成26年度を目標年度とした、平成24年度から平成26年度までの3年間の計画としています。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第3期計画期間	→								
第4期計画期間				→					
第5期計画期間 (本計画)							→		

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 介護保険運営協議会

様々な見地からの意見を反映するため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表等で構成する「古賀市介護保険運営協議会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

#### (2) 高齢者等実態調査の実施

本計画の対象となる高齢者等の意見を広く聴取するため、民生委員をはじめとする関係機関の協力を得て実態調査を実施しました。

この調査は、要援護者及び40歳から64歳の若年者（第2号被保険者）、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）を対象に、介護サービス等の利用状況や今後の利用意向、日常生活状況、介護や高齢者福祉に関する意識等を把握することを目的としています。

調査の結果は介護保険制度や高齢者福祉施策に対する考え方の傾向として捉え、本計画の具体化に活用しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

幅広い意見を聴取するため、本計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

## 5. 計画の推進体制

### (1) 庁内体制の連携

本計画は高齢者保健福祉分野を中心に多岐にわたる分野が関連するため、実効性ある内容となるよう全庁的な連携の下で計画を推進します。

### (2) 介護サービス事業者等との連携

本計画の基本理念を踏まえた施策の具体化のため、介護サービス事業者とのネットワーク等を通じ、情報の共有化と連携を図ります。

### (3) 進行管理機関による検証

本計画の進行管理等を担う「古賀市介護保険運営協議会」に計画の進捗状況等の報告を定期的に行い、計画の推進に関する意見を求め各関係事業の検証をします。

この協議会へは、介護保険制度運営の点検・評価の役割だけではなく、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保等のための進行管理、さらに、地域密着型サービスの適正な運営を確保するための意見具申機関としての機能を一体的に付与し、効率的・効果的な本計画全体の検証を行います。

### (4) 市民周知の取組

本計画の市民周知を次の方法等により実施します。

- ・ インターネット等による公表
- ・ 出前講座等による周知

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1. 人口構成の推移

#### (1) 人口構成の現状

平成23年9月末現在の本市の総人口は58,775人、高齢者人口(65歳以上人口)は11,049人となっており、どちらも平成19年以降増加傾向にあります。

また、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は18.8%で、福岡県及び全国平均より低い値で推移していますが、平成19年と比較すると2.2%上昇(1,514人増加)しており、本市の高齢者人口の伸びは顕著となっています。

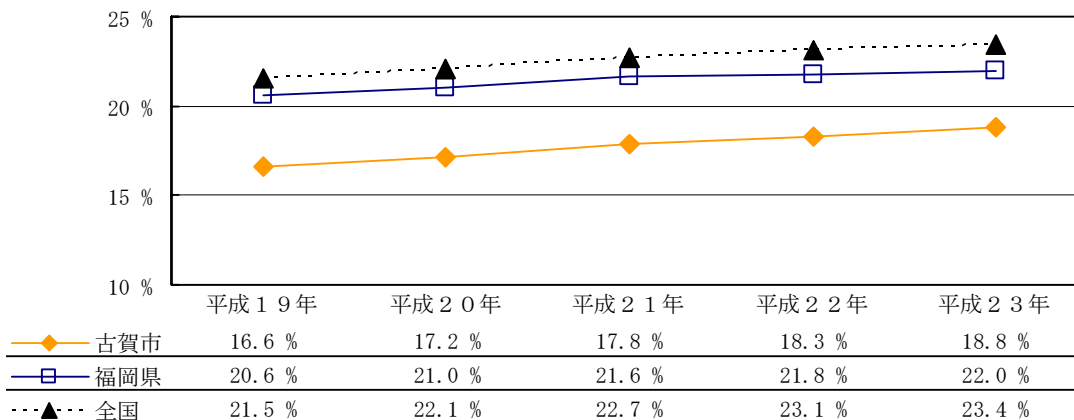
【古賀市の人口推移】

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	57,573	58,003	58,250	58,504	58,775
年少人口(15歳未満)	8,481	8,455	8,520	8,500	8,538
生産年齢人口	39,557	39,591	39,345	39,283	39,188
15歳 - 39歳	19,268	19,213	19,013	18,876	18,668
40歳 - 64歳	20,289	20,378	20,332	20,407	20,520
高齢者人口	9,535	9,957	10,385	10,721	11,049
65歳 - 74歳	5,416	5,667	5,881	6,030	6,162
75歳以上	4,119	4,290	4,504	4,691	4,887
高齢化率(高齢者人口/総人口)	16.6%	17.2%	17.8%	18.3%	18.8%
65歳 - 74歳	9.4%	9.8%	10.1%	10.3%	10.5%
75歳以上	7.2%	7.4%	7.7%	8.0%	8.3%

(注) 各年9月末時点

【高齢化率の比較】



(注1) 各年9月末時点

(注2) 平成23年の「全国」の高齢化率は、暫定値

## (2) 将来人口推計

総人口は、平成26年には59,663人、平成29年には60,045人と見込まれます。

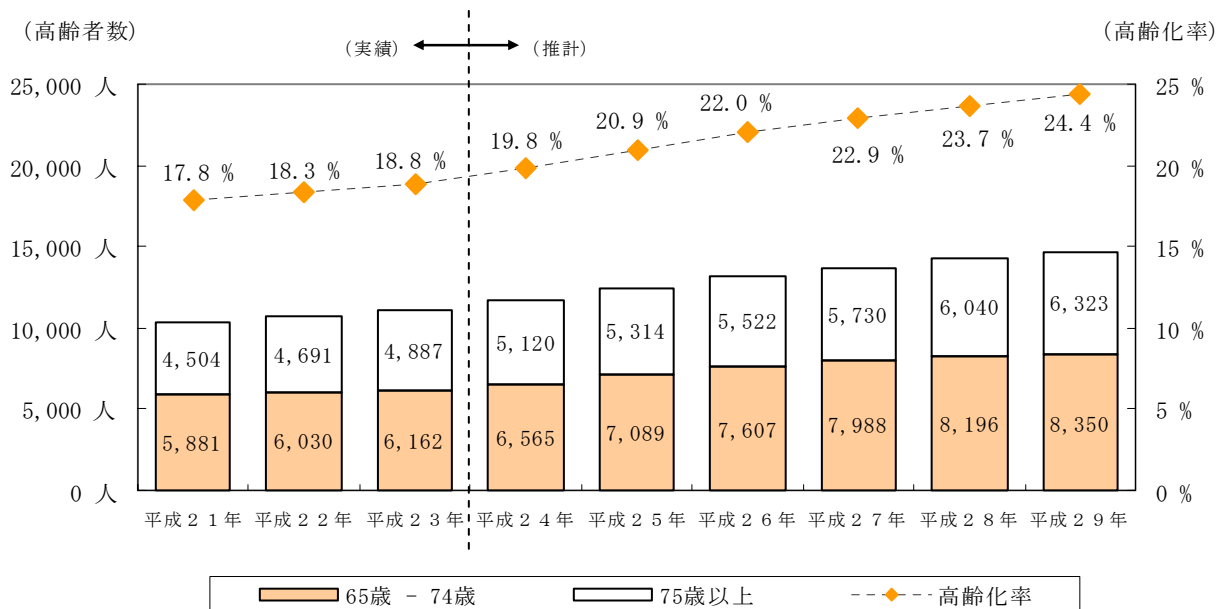
また、高齢者人口は、平成26年に13,129人、平成29年には14,673人になると見込まれます。

その結果、平成26年の高齢化率は22.0%となり、平成29年には高齢化率はさらに上昇し、24.4%に達すると予想されます。

【古賀市の人口推計（平成24～29年）】

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	59,087	59,382	59,663	59,921	60,092	60,045
年少人口（15歳未満）	8,558	8,623	8,708	8,783	8,772	8,701
生産年齢人口	38,844	38,356	37,826	37,420	37,084	36,671
15歳 - 39歳	18,455	18,126	17,803	17,480	17,250	16,929
40歳 - 64歳	20,389	20,230	20,023	19,940	19,834	19,742
高齢者人口	11,685	12,403	13,129	13,718	14,236	14,673
65歳 - 74歳	6,565	7,089	7,607	7,988	8,196	8,350
75歳以上	5,120	5,314	5,522	5,730	6,040	6,323
高齢化率（高齢者人口/総人口）	19.8%	20.9%	22.0%	22.9%	23.7%	24.4%
65歳 - 74歳	11.1%	11.9%	12.7%	13.3%	13.6%	13.9%
75歳以上	8.7%	8.9%	9.3%	9.6%	10.1%	10.5%



(注1) 各年9月末時点

(注2) 人口値はコーホート要因法による推計

### (3) 高齢者のいる世帯の状況

平成23年9月末現在、65歳以上の高齢者のいる世帯は7,917世帯となっており、平成19年と比較すると1,097世帯増加しています。

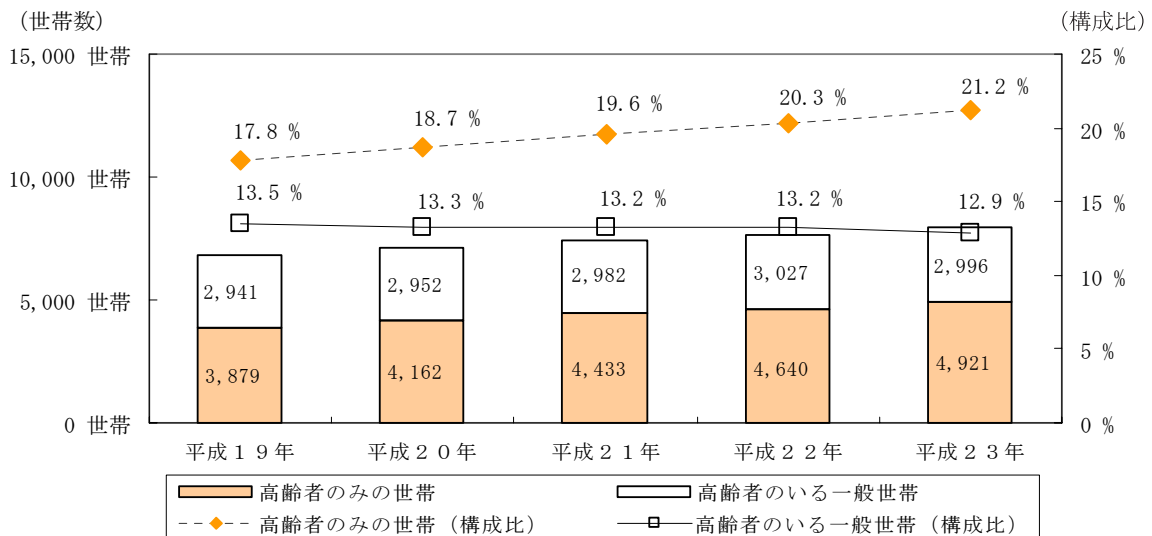
高齢者のいる世帯構成の推移をみると、高齢者人口の増加に伴って平成23年の「高齢者のみの世帯」は4,921世帯（21.2%）で、平成19年と比較すると1,042世帯増加（3.4%上昇）しています。

中でも、「ひとり暮らし高齢者世帯」や「高齢夫婦世帯」の割合が高くなってきており、高齢者のみで構成される世帯が増加傾向にあります。

【高齢者のいる世帯数の推移】

（単位：世帯）

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
世帯数	全世帯数	21,785	22,259	22,584	22,867	23,255
	高齢者のいる世帯（合計）	6,820	7,114	7,415	7,667	7,917
	高齢者のみの世帯	3,879	4,162	4,433	4,640	4,921
	ひとり暮らし高齢者世帯	1,807	1,928	2,075	2,180	2,338
	高齢夫婦世帯	1,978	2,130	2,249	2,357	2,489
	その他高齢者同居世帯	94	104	109	103	94
	高齢者のいる一般世帯	2,941	2,952	2,982	3,027	2,996
構成比 (全世帯数比)	高齢者のいる世帯（合計）	31.3%	32.0%	32.8%	33.5%	34.0%
	高齢者のみの世帯	17.8%	18.7%	19.6%	20.3%	21.2%
	ひとり暮らし高齢者世帯	8.3%	8.7%	9.2%	9.5%	10.1%
	高齢夫婦世帯	9.1%	9.6%	10.0%	10.3%	10.7%
	その他高齢者同居世帯	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%
	高齢者のいる一般世帯	13.5%	13.3%	13.2%	13.2%	12.9%



(注1) 各年9月末時点

(注2) 「高齢夫婦世帯」は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯（他の世帯員がないもの）

## 2. 要介護（支援）認定者の状況

### (1) 要介護（支援）認定者数

要介護（支援）認定者は、高齢者人口の増加とともに、年々増加しています。

平成23年9月末現在、古賀市の要介護（支援）認定者数は1,623人、要介護（支援）認定率（高齢者人口に占める認定者の割合）は14.1%で、福岡県や全国の平均と比べて低い値で推移しています。

#### 【要介護（支援）認定者数の推移】

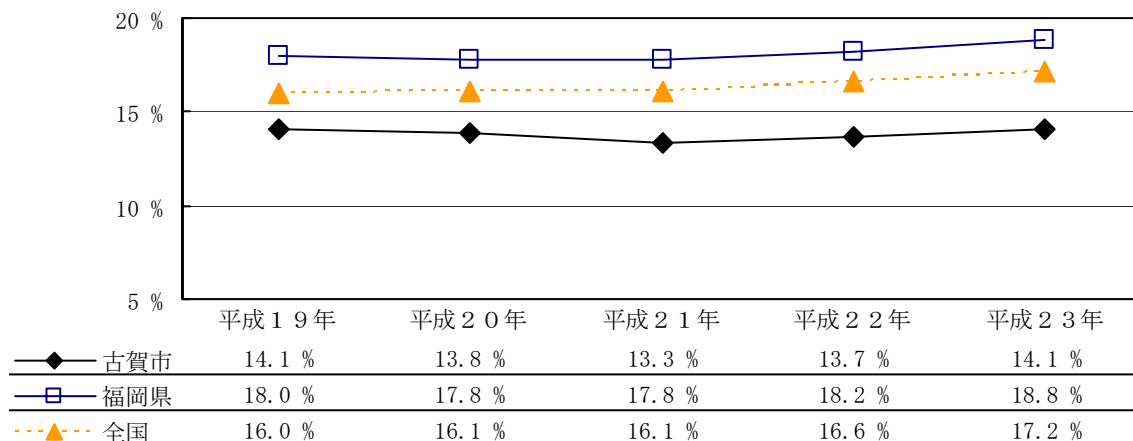
（単位：人）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
第1号被保険者数	9,553	9,966	10,385	10,721	11,049
要介護（支援）認定者数	1,419	1,454	1,453	1,538	1,623
第1号被保険者	1,343	1,380	1,386	1,469	1,558
65歳 - 74歳	219	221	210	216	223
75歳以上	1,124	1,159	1,176	1,253	1,335
第2号被保険者	76	74	67	69	65
要介護（支援）認定率	14.1%	13.8%	13.3%	13.7%	14.1%

（注1）各年9月末時点

（注2）要介護（支援）認定率＝要介護（支援）認定者数（第1号被保険者のみ）÷第1号被保険者数

#### 【要介護（支援）認定率の比較】



（注1）各年9月末時点

（注2）平成23年の「福岡県」、「全国」の要介護（支援）認定率は、暫定値

## (2) 要介護度別構成比

要介護度別にみると、要介護（支援）認定者数の増加に伴い、要支援1を除く要介護度において認定者数が増加傾向にあります。

また、要介護（支援）認定者数全体に対する構成比は、ほぼ横ばいの中、要介護5の認定者数が増加傾向にあり、平成23年度の割合が10.0%になっています。

【要介護度別認定者数】

(単位：人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要介護（支援）認定者数		1,419	1,454	1,453	1,538	1,623
認定者数	要支援1	219	234	234	194	189
	要支援2	254	270	249	263	268
	要介護1	203	189	228	253	280
	要介護2	239	216	207	256	275
	要介護3	210	229	212	221	240
	要介護4	182	207	193	212	209
	要介護5	112	109	130	139	162
構成比 (全認定者数比)	要支援1	15.4%	16.1%	16.1%	12.6%	11.6%
	要支援2	17.9%	18.6%	17.1%	17.1%	16.5%
	要介護1	14.3%	13.0%	15.7%	16.4%	17.3%
	要介護2	16.8%	14.9%	14.2%	16.6%	16.9%
	要介護3	14.8%	15.7%	14.6%	14.4%	14.8%
	要介護4	12.8%	14.2%	13.3%	13.8%	12.9%
	要介護5	7.9%	7.5%	8.9%	9.0%	10.0%

(注) 各年9月末時点

**(3) 中学校区別にみた要介護（支援）認定者の状況**

中学校区別の要介護（支援）認定者数をみると、多い順から、古賀中学校区、古賀東中学校区、古賀北中学校区となっています。

一方、要介護（支援）認定率については、高い順から、古賀東中学校区、古賀中学校区、古賀北中学校区となっています。

**【高齢者人口及び要介護（支援）認定者数（中学校区別）】**

(単位：人)

	総人口	高齢者人口		要介護（支援）認定者数		
		高齢化率	第1号被保険者		第2号被保険者	
			認定率			
古賀中学校区	24,842	5,620	22.6 %	727	12.9 %	30
古賀東中学校区	12,780	2,460	19.2 %	411	16.7 %	16
古賀北中学校区	21,153	2,969	14.0 %	380	12.8 %	18
他市町村（住所地特例）	-	-	-	40	-	1

(注1) 平成23年9月末時点

(注2) 認定率=要介護（支援）認定者数（第1号被保険者のみ）÷第1号被保険者数

**【要介護度別認定者数（中学校区別）】**

(単位：人)

	人数	構成比 (同一校区内比)		人数	構成比 (同一校区内比)
要支援1			要介護3		
古賀中学校区	91	12.0 %	古賀中学校区	101	13.3 %
古賀東中学校区	43	10.1 %	古賀東中学校区	77	18.0 %
古賀北中学校区	48	12.1 %	古賀北中学校区	57	14.3 %
要支援2			要介護4		
古賀中学校区	127	16.8 %	古賀中学校区	94	12.4 %
古賀東中学校区	66	15.5 %	古賀東中学校区	65	15.2 %
古賀北中学校区	69	17.3 %	古賀北中学校区	44	11.1 %
要介護1			要介護5		
古賀中学校区	125	16.5 %	古賀中学校区	75	9.9 %
古賀東中学校区	59	13.8 %	古賀東中学校区	44	10.3 %
古賀北中学校区	86	21.6 %	古賀北中学校区	39	9.8 %
要介護2					
古賀中学校区	144	19.0 %			
古賀東中学校区	73	17.1 %			
古賀北中学校区	55	13.8 %			

(注) 平成23年9月末時点

### 3. 介護保険サービスの状況

#### (1) 介護サービス受給者の状況

要介護認定者の増加とともに、介護サービス受給者も増加傾向にあり、平成23年9月のサービス受給者数は1,390人、要介護認定者のうちサービス利用率は、85.6%となっています。

なお、サービス未受給者は、医療機関への入院等によりサービスを利用しなかった人を示しています。

#### 【介護サービス受給者数（利用者数）の推移】

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
要介護(支援)認定者数	1,419	1,454	1,453	1,538	1,623
介護サービス受給者数	1,144	1,193	1,224	1,286	1,390
居宅サービス受給者数	850	892	934	990	1,058
地域密着型サービス受給者数	68	75	71	79	108
施設サービス受給者数	226	226	219	217	224
介護サービス未受給者	275	261	229	252	233
介護サービス利用率	80.6%	82.0%	84.2%	83.6%	85.6%

(注1) 要介護(支援)認定者数：各年9月末時点の認定者数

(注2) 介護サービス受給者数：各年9月のサービス受給者数

平成23年9月のサービス受給者1人当たりの費用額(利用者の1割負担含む)は、居宅サービスが98,069円、地域密着型サービスが230,690円、施設サービスが313,751円、全体では143,131円となっています。

#### 【一人当たり費用額の推移】

(単位：円)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
給付費(合計)	157,441,170	167,762,126	172,336,819	182,022,073	198,951,596
居宅サービス	74,206,594	81,237,443	88,386,640	96,055,104	103,756,746
地域密着型サービス	15,062,269	16,868,263	16,064,488	18,172,311	24,914,568
施設サービス	68,172,307	69,656,420	67,885,691	67,794,658	70,280,282
1人当たり給付費(合計)	137,623	140,622	140,798	141,541	143,131
居宅サービス	87,302	91,073	94,632	97,025	98,069
地域密着型サービス	221,504	224,910	226,260	230,029	230,690
施設サービス	301,647	308,214	309,980	312,418	313,751

(注) 各年9月(サービス利用分)の給付費

## (2) 介護サービスの利用状況

介護サービスの利用状況は、要介護認定者及び介護サービス受給者の増加とともに、年々増加傾向にあります。

地域密着型特定施設入居者生活介護の件数減少は、平成21年度に1カ所が特定施設入居者生活介護に変更されたことに伴うものです。

また、平成23年度に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1カ所整備されています。

## 【介護サービス利用状況】

(単位：件)

サービス区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
居宅（介護予防）サービス					
訪問介護	3,503	3,592	3,373	3,572	3,737
訪問入浴介護	148	149	164	158	130
訪問看護	676	675	649	737	788
訪問リハビリテーション	175	270	336	346	360
居宅療養管理指導	933	956	1,661	2,008	2,478
通所介護	5,784	6,007	6,009	6,445	6,905
通所リハビリテーション	1,762	1,825	1,779	1,950	2,156
短期入所生活介護	795	921	993	1,223	1,322
短期入所療養介護	44	17	22	33	30
福祉用具貸与	3,453	3,772	4,162	4,640	4,839
特定福祉用具販売	134	144	131	147	131
住宅改修	124	142	144	158	150
特定施設入居者生活介護	601	729	953	922	849
介護予防支援・居宅介護支援	9,354	9,704	9,657	10,454	11,070
地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	5	97	124	156
認知症対応型共同生活介護	658	717	775	797	829
地域密着型特定施設入居者生活介護	167	204	19	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	315
施設サービス					
介護老人福祉施設	772	695	692	720	773
介護老人保健施設	459	486	482	555	548
介護療養型医療施設	1,544	1,536	1,484	1,430	1,439

(注1) 各年度年間の合計値

(注2) 平成23年度の値は、平成23年4月～平成23年11月（審査分）の実績を基に算出した見込み数

## (3) 介護給付費の状況

介護給付費については、介護サービス利用件数と同様に年々増加傾向にあり、平成23年度は2,495,319,796円の見込みとなっています。特に、平成23年度は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が1カ所整備されたことに伴い、大きく増加しています。

## 【介護給付費の状況】

(単位：円)

サービス区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
居宅（介護予防）サービス費	892,029,203	942,319,332	1,033,742,775	1,145,493,790	1,226,885,959
訪問介護	119,981,483	113,567,901	101,744,227	108,951,169	117,481,339
訪問入浴介護	6,653,869	7,001,516	9,727,015	9,510,811	8,120,939
訪問看護	29,466,307	28,804,442	27,496,558	28,826,357	32,201,819
訪問リハビリテーション	3,790,170	5,807,928	9,761,258	9,685,156	11,158,720
居宅療養管理指導	9,803,150	10,371,870	15,084,270	17,417,250	20,439,088
通所介護	346,365,456	373,523,203	396,847,279	445,278,090	484,578,591
通所リハビリテーション	105,792,596	113,605,177	116,897,874	125,114,926	138,127,055
短期入所生活介護	52,318,026	58,006,977	58,606,897	75,497,803	90,983,963
短期入所療養介護	2,551,365	500,985	1,156,869	1,901,826	1,433,963
福祉用具貸与	38,166,984	39,917,385	42,265,674	46,823,751	48,677,790
特定福祉用具販売	2,771,709	3,821,127	3,059,171	3,878,506	3,494,012
住宅改修	11,039,541	10,977,593	11,226,008	13,024,955	12,330,360
特定施設入居者生活介護	87,086,890	96,601,986	151,053,531	154,854,574	138,367,070
介護予防支援・居宅介護支援	76,241,657	79,811,242	88,816,144	104,728,616	119,491,250
地域密着型サービス費	185,323,958	208,552,519	203,755,023	215,834,693	300,914,803
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	491,661	14,053,257	22,052,367	23,748,725
認知症対応型共同生活介護	155,772,908	171,078,274	186,144,228	193,782,326	201,418,559
地域密着型特定施設入居者生活介護	29,551,050	36,982,584	3,557,538	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	75,747,519
施設サービス	840,238,201	830,455,554	825,646,271	834,118,452	854,543,523
介護老人福祉施設	173,786,450	158,056,224	165,357,526	171,473,248	188,872,379
介護老人保健施設	116,537,336	120,937,584	126,263,240	146,655,100	144,961,679
介護療養型医療施設	549,914,415	551,461,746	534,025,505	515,990,104	520,709,465
その他	76,362,071	80,120,999	92,865,542	98,086,377	112,975,511
特定入所者介護（介護予防）サービス費	50,603,110	51,188,470	51,392,850	50,129,290	64,051,316
高額介護（介護予防）サービス費	23,292,321	26,514,304	36,350,665	41,498,189	41,773,896
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	-	-	2,624,227	3,932,318	4,829,942
審査支払手数料	2,466,640	2,418,225	2,497,800	2,526,580	2,320,357
介護給付費合計	1,993,953,433	2,061,448,404	2,156,009,611	2,293,533,312	2,495,319,796
第4期計画値	-	-	2,423,668,956	2,560,146,846	2,650,707,429
第4期計画比（介護給付費合計/第4期計画値）	-	-	88.96%	89.59%	94.14%

(注1) 各年度年間の合計値

(注2) 平成23年度の値は、平成23年4月～平成23年11月（審査分）の実績を基に算出した見込み数

## (4) 地域支援事業費の状況

地域支援事業費についても、年々増加傾向にあり、平成23年度は70,379,000円の見込みとなっています。

## 【地域支援事業費の状況】

(単位：円)

事業区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
介護予防事業	17,172,434	21,306,963	22,106,073	25,419,948	28,792,000
特定高齢者把握事業	2,738,204	9,137,217	7,603,373	10,576,201	11,730,000
通所型介護予防事業	2,150,000	1,800,000	2,400,000	5,747,000	8,370,000
訪問型介護予防事業	-	335,048	229,411	214,011	-
介護予防普及啓発事業	767,350	2,218,450	8,735,145	6,342,567	3,076,000
普及啓発	742,350	299,000	1,164,044	246,750	-
地域展開型健康づくり事業	-	-	381,717	1,090,804	-
健康づくり推進員事業	-	-	3,385,934	3,497,513	-
介護予防講座	-	-	1,192,500	807,500	2,176,000
介護予防教室	-	-	-	700,000	900,000
介護予防講演会	-	1,899,450	2,575,350	-	-
地域運動教室	25,000	20,000	35,600	-	-
地域介護予防活動支援事業	11,516,880	7,816,248	3,138,144	2,540,169	5,616,000
生活管理指導員派遣事業	4,807,360	885,588	475,100	339,450	748,000
認知症サポーターキャラバン事業	-	-	409,504	213,775	-
健康づくり生きがい活動支援事業	4,010,728	3,921,888	1,597,654	-	-
高齢者生きがいづくり 支援センター(えんがわくらぶ)事業	-	-	-	1,587,845	1,600,000
健康づくりサポーター育成事業	2,698,792	3,008,772	655,886	399,099	3,268,000
包括的支援事業	27,387,330	27,636,263	34,456,802	35,515,584	33,374,000
介護予防マネジメント事業	9,029,707	10,600,802	9,976,867	10,641,799	6,632,000
包括支援事業	18,357,623	17,035,461	24,479,935	24,873,785	26,742,000
任意事業	3,015,000	2,495,250	6,257,883	4,770,680	8,213,000
成年後見制度利用支援事業	-	20,250	9,350	11,330	636,000
家族介護教室	3,015,000	2,475,000	360,000	400,000	400,000
介護用品(紙おむつ)給付事業	-	-	4,104,710	4,359,350	6,905,000
認知症サポーターキャラバン事業	-	-	-	-	272,000
地域自立生活支援事業	-	-	294,000	-	-
給付適正化事業	-	-	1,489,823	-	-
地域支援事業費合計	47,574,764	51,438,476	62,820,758	65,706,212	70,379,000
第4期計画値	-	-	72,369,000	76,714,000	79,371,000
第4期計画比(地域支援事業費合計/第4期計画値)	-	-	86.81%	85.65%	88.67%

## 4. 高齢者実態調査の実施結果

### (1) 調査概要

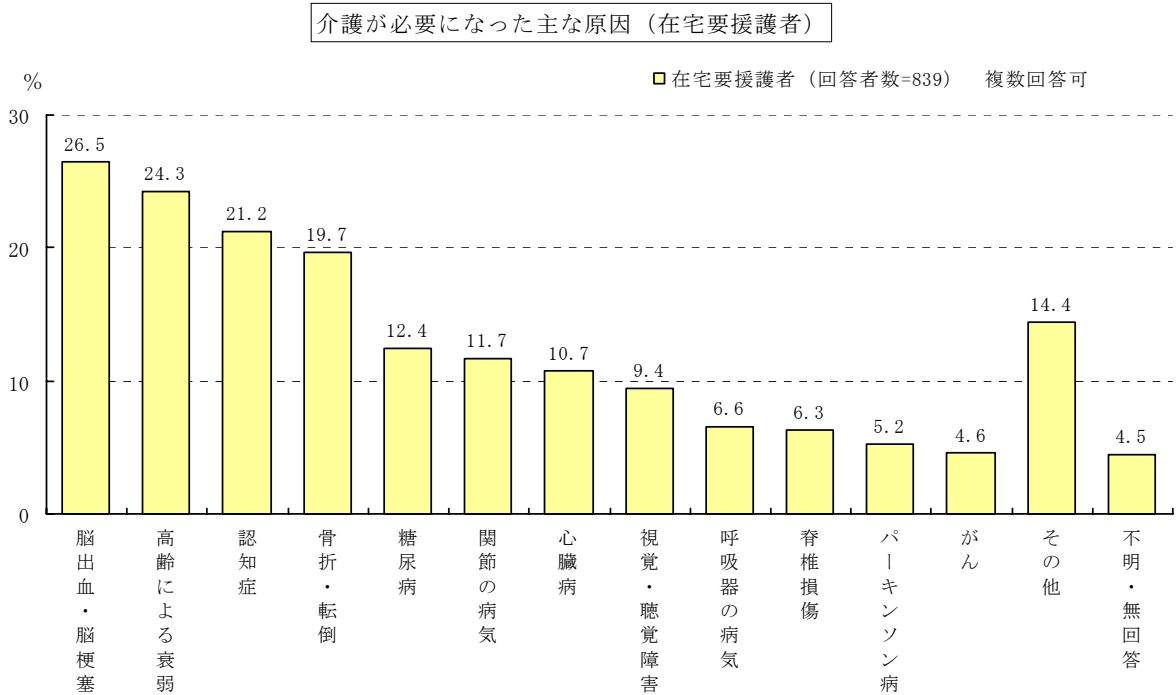
本計画策定の基礎資料として、福祉・介護や健康づくりに関する高齢者のニーズや考え方を把握するため、実態調査を実施しました。

調査対象	○在宅要援護者調査 ○施設・居住系サービス利用者調査 ○第1号被保険者調査 ○第2号被保険者調査
調査方法	調査員（民生委員）による訪問調査 施設職員による調査 郵送による調査
調査期間	平成23年1月27日～平成23年2月28日
回収結果	○在宅要援護者調査 配布数 1,187 回収数 945 有効回収率 79.6 % ○施設・居住系サービス利用者調査 配布数 341 回収数 303 有効回収率 88.9 % ○第1号被保険者調査 配布数 1,300 回収数 903 有効回収率 69.5 % ○第2号被保険者調査 配布数 700 回収数 365 有効回収率 52.1 %

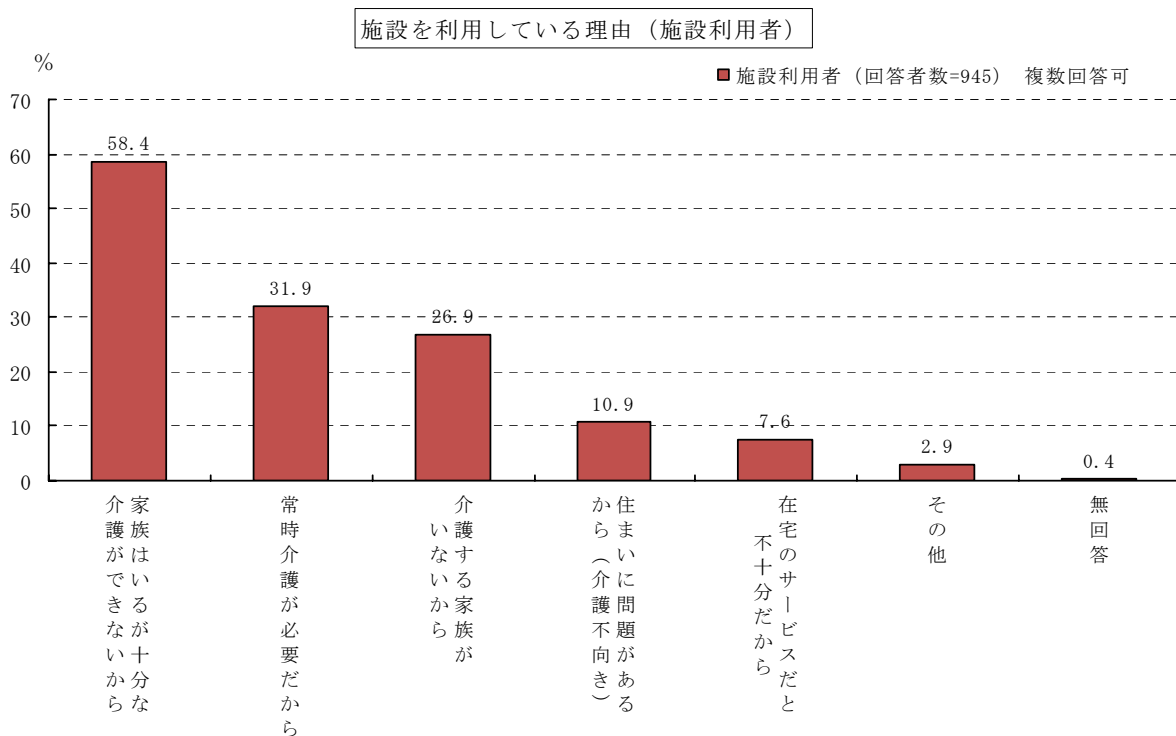
## (2) 調査結果

### ① 介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因として、在宅要援護者では、「脳出血・脳梗塞」(26.5%)が最も高く、次いで「高齢による衰弱」(24.3%)、「認知症」(21.2%)、「骨折・転倒」(19.7%)となっています。



また、施設利用者では、「認知症」(38.9%)が最も高く、次に「脳出血・脳梗塞」(29.4%)となっています。

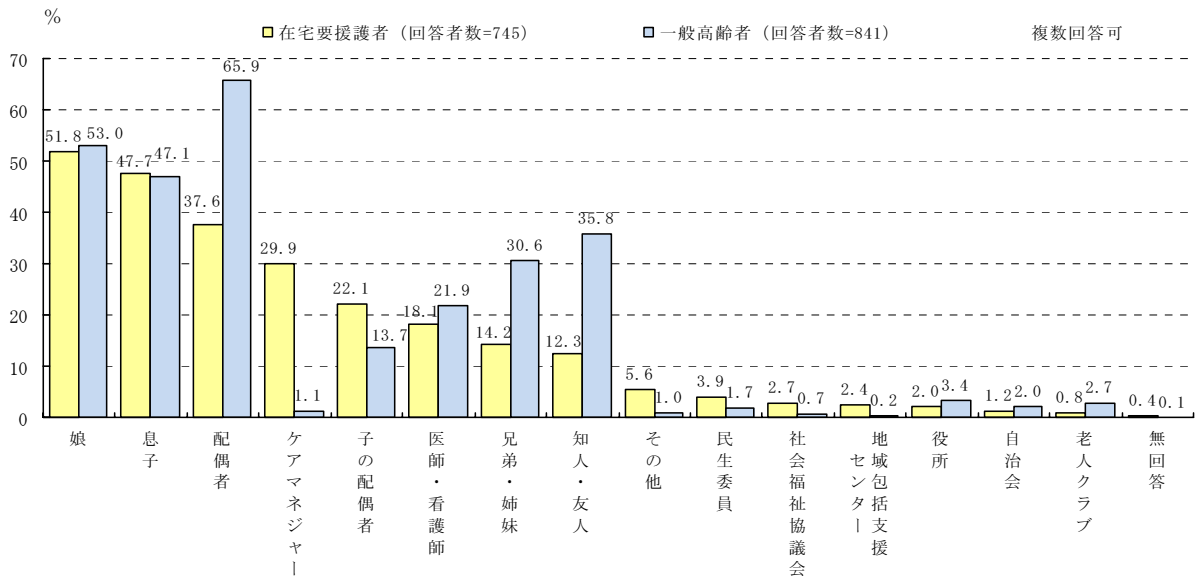


② 心配ごとや悩みごとに関して

相談相手については、在宅要援護者、一般高齢者ともに、「娘」、「息子」、「配偶者」等の家族の割合が高くなっています。

次いで、高い割合を占めているのは、在宅要援護者では、「ケアマネジャー」、一般高齢者では、「知人・友人」となっています。

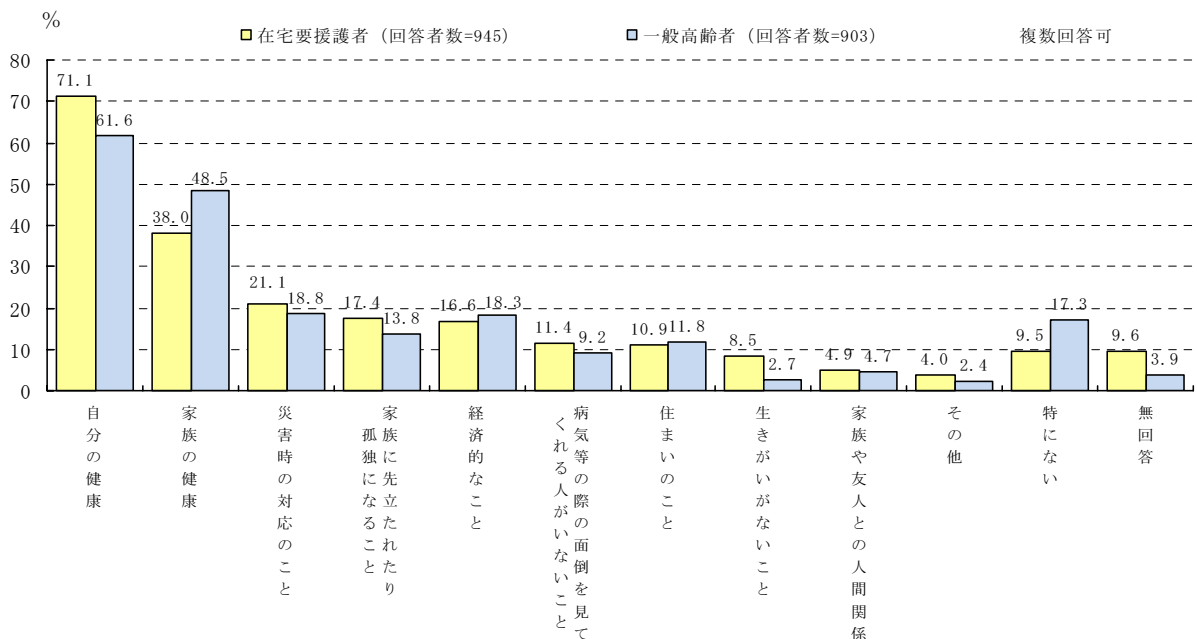
心配ごとや悩みごとの相談相手



生活する上での不安や悩みごとについては、在宅要援護者、一般高齢者ともに、「自分の健康」が最も高く、次いで「家族の健康」、「災害時の対応」となっています。

一方、「特にない」の割合は1割程度であり、8割以上の方が生活に何らかの悩みや不安を抱えていることが分かります。

生活する上での不安や悩みごと



## ③ 生きがいについて

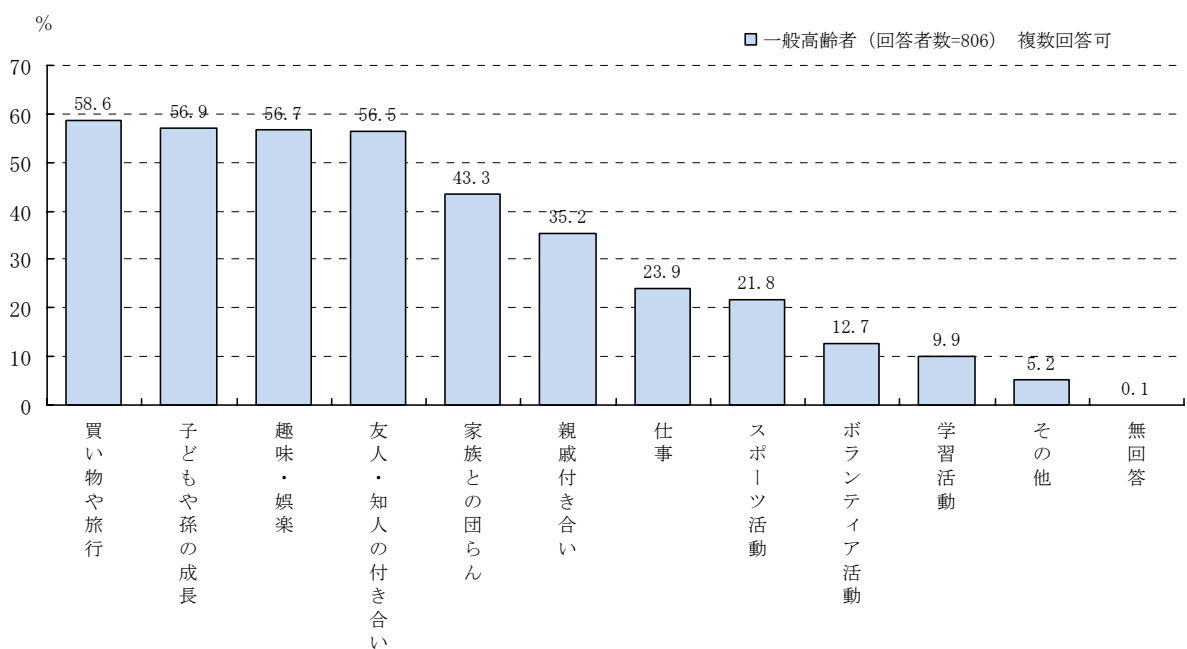
生きがいの有無について、89.3%が「ある」、7.0%が「ない」と回答しています。

生きがいの有無

	一般高齢者 (回答者数=903)
ある	89.3 %
ない	7.0 %
無回答	3.8 %

生きがいが「ある」と回答した方に、現在の生きがいについてたずねたところ、「買い物や旅行」(58.6%)が最も高く、次いで「子どもや孫の成長」(56.9%)、「趣味・娯楽」(56.7%)、「友人・知人の付き合い」(56.5%)となっています。

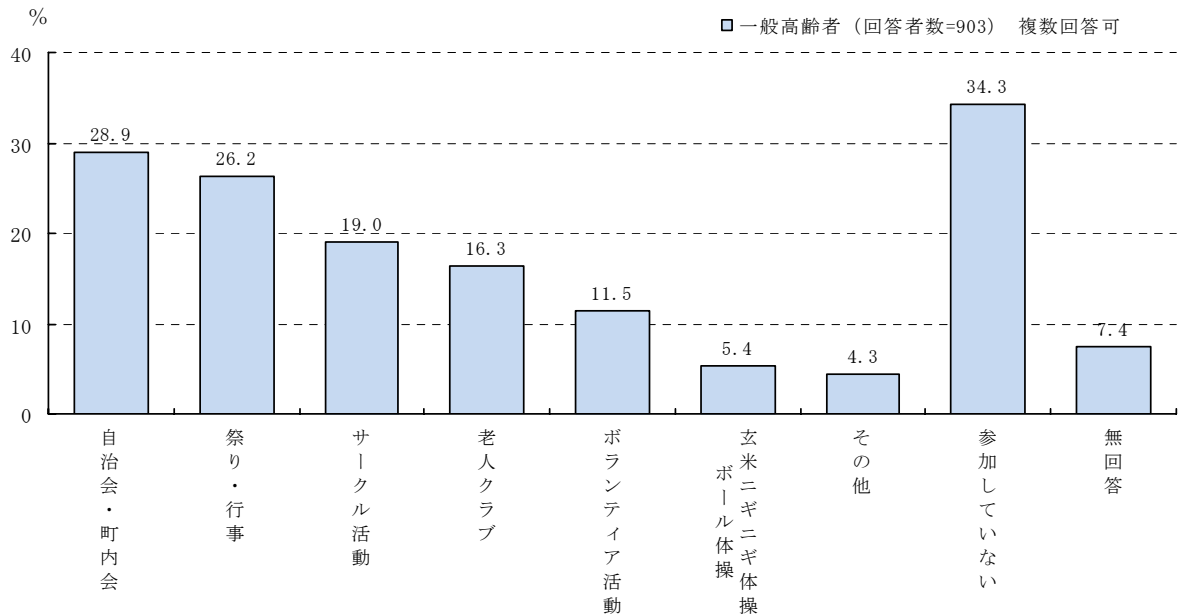
現在の生きがい



④ 地域活動への参加

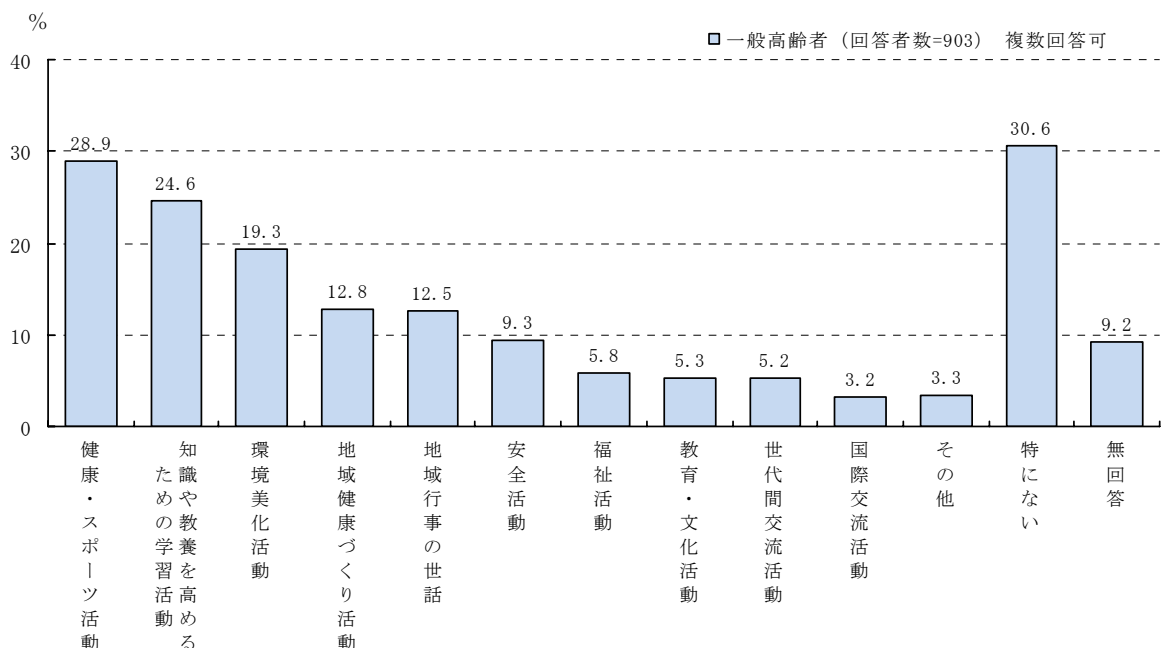
地域活動への参加状況は、「参加していない」が 34.3%を占めていますが、参加している方の割合で最も高くなっているのは、「自治会・町内会」(28.9%)です。次いで、「祭り・行事」(26.2%)、「サークル活動」(19.0%)となっています。

地域活動への参加状況



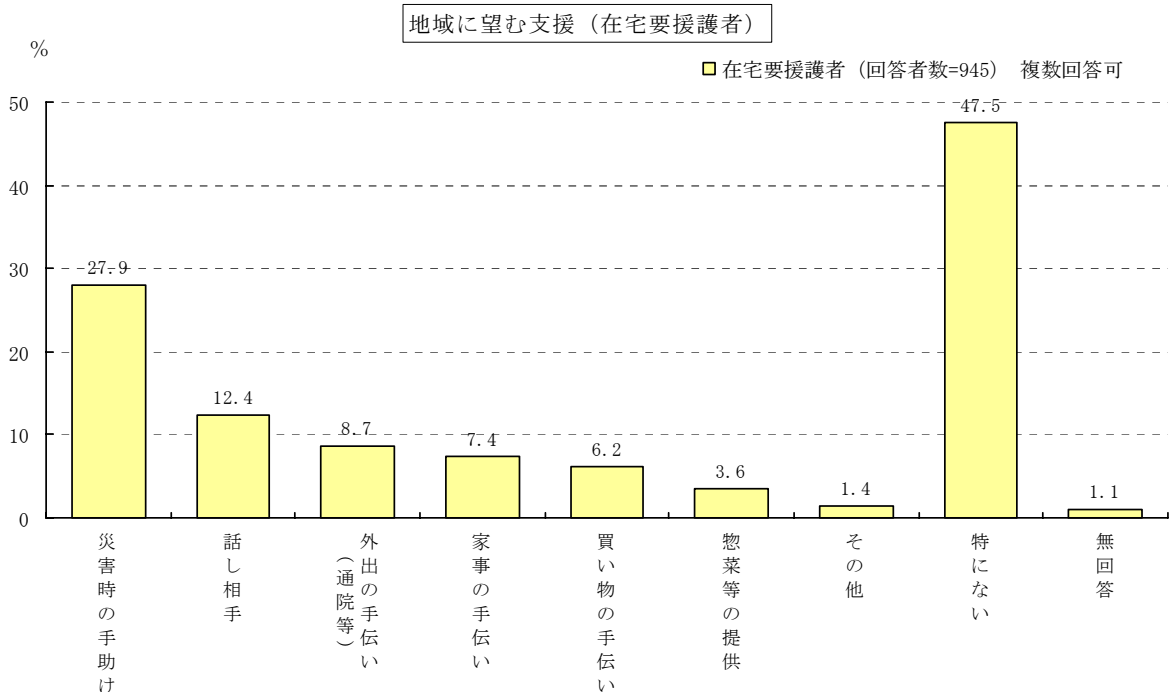
地域活動への参加意向としては、「特にない」が 30.6%を占めているものの、割合の高いものから「健康・スポーツ活動」(28.9%)、「知識や教養を高めるための学習活動」(24.6%)、「環境美化活動」(19.3%)となっています。

今後参加したい地域活動

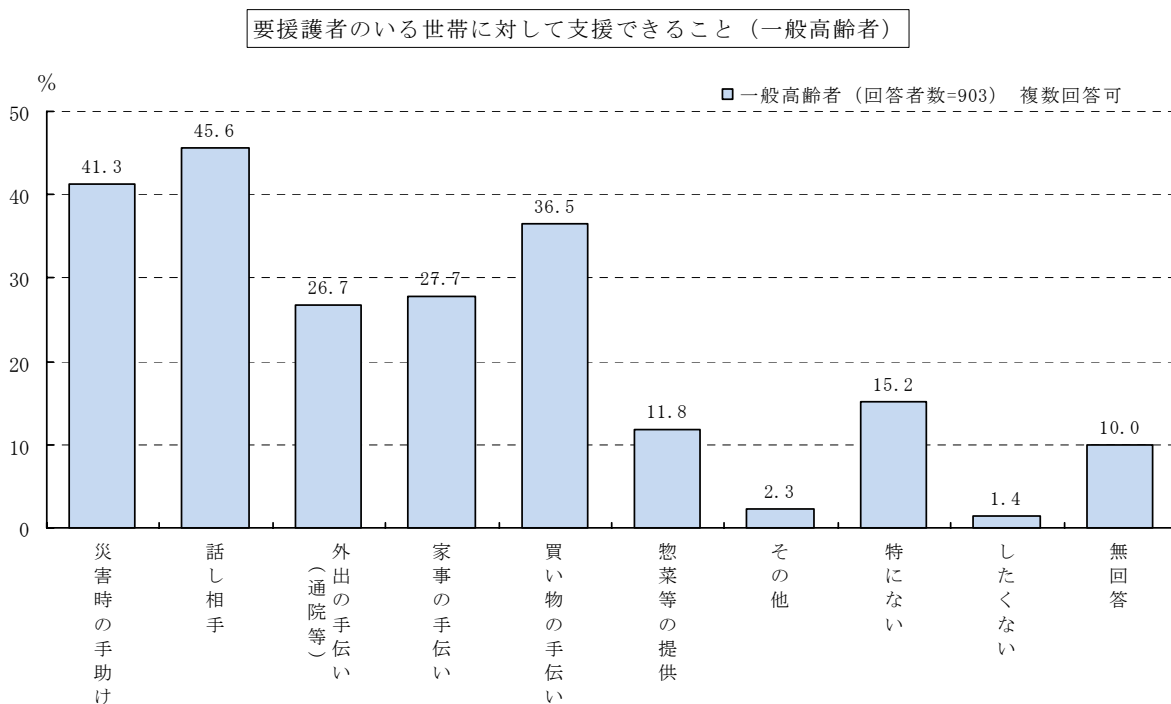


## ⑤ 地域の支援に関して

在宅要援護者が地域に望む支援は、「特にない」(47.5%)の割合が最も高くなっていますが、支援希望の中では、「災害時の手助け」(27.9%)、「話し相手」(12.4%)の割合が高くなっています。

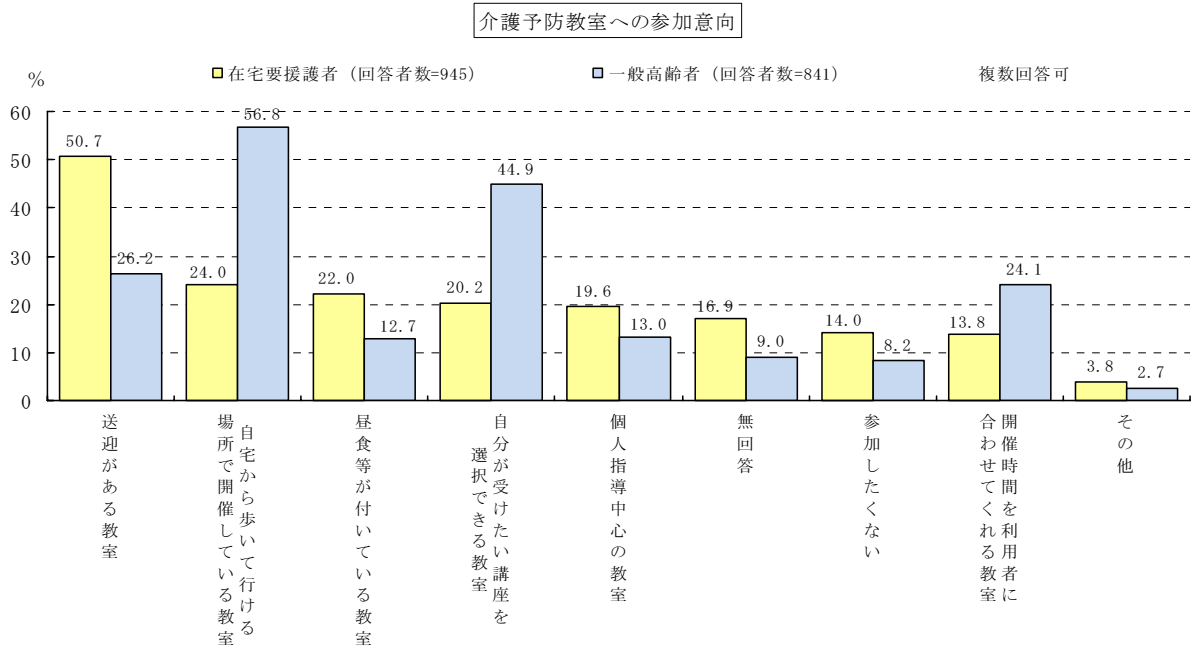


一般高齢者が要援護者世帯に対してできる支援としては、「話し相手」(45.6%)の割合が最も高く、次いで「災害時の手助け」(41.3%)、「買い物の手伝い」(36.5%)となっています。



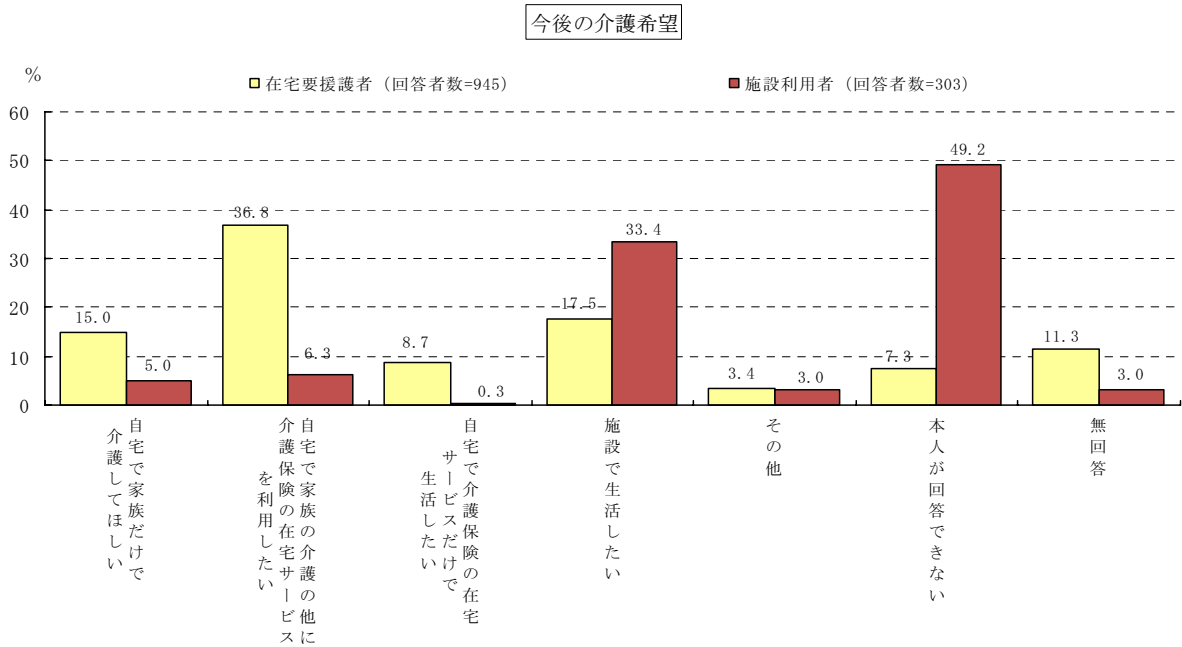
## ⑥ 介護予防教室

介護予防教室への参加意向については、在宅要援護者では「送迎がある教室」(50.7%)の割合が最も高くなっていますが、一般高齢者では「自宅から歩いていける」(56.8%)が最も高く、次いで「講座を選択できる教室」(44.9%)の割合が高くなっています。

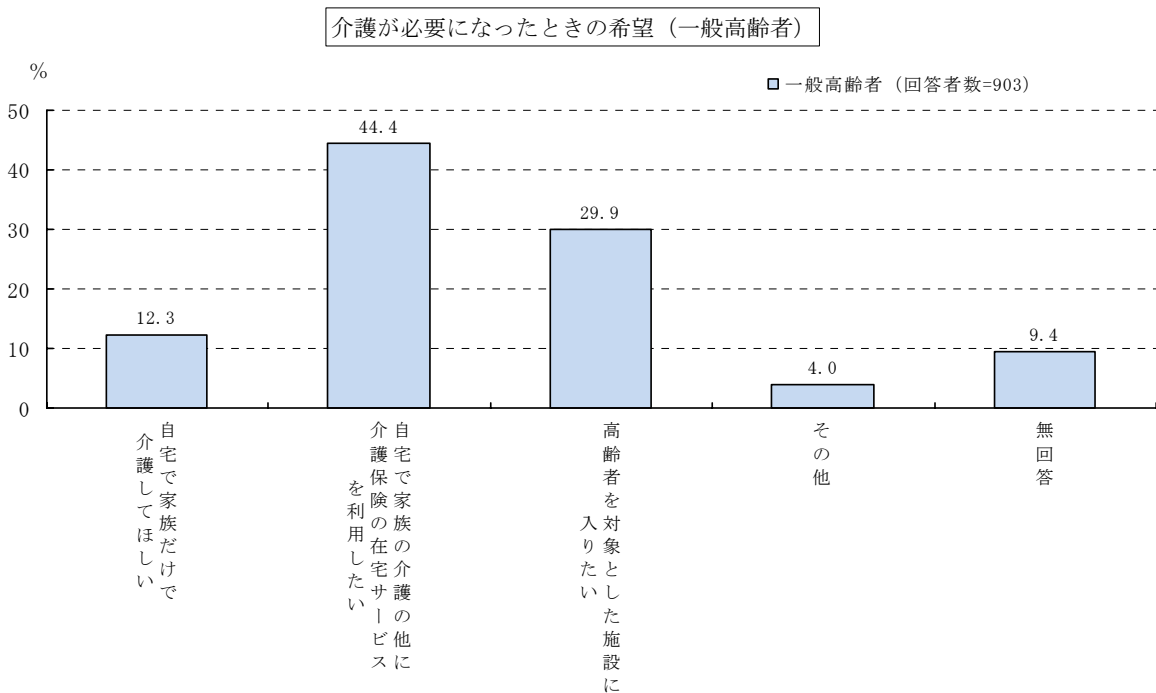


⑦ 今後の介護希望について

今後の介護希望については、在宅要援護者では「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスを利用したい」(36.8%)の割合が最も高く、施設利用者では「施設で生活したい」(33.4%)の割合が高くなっています。

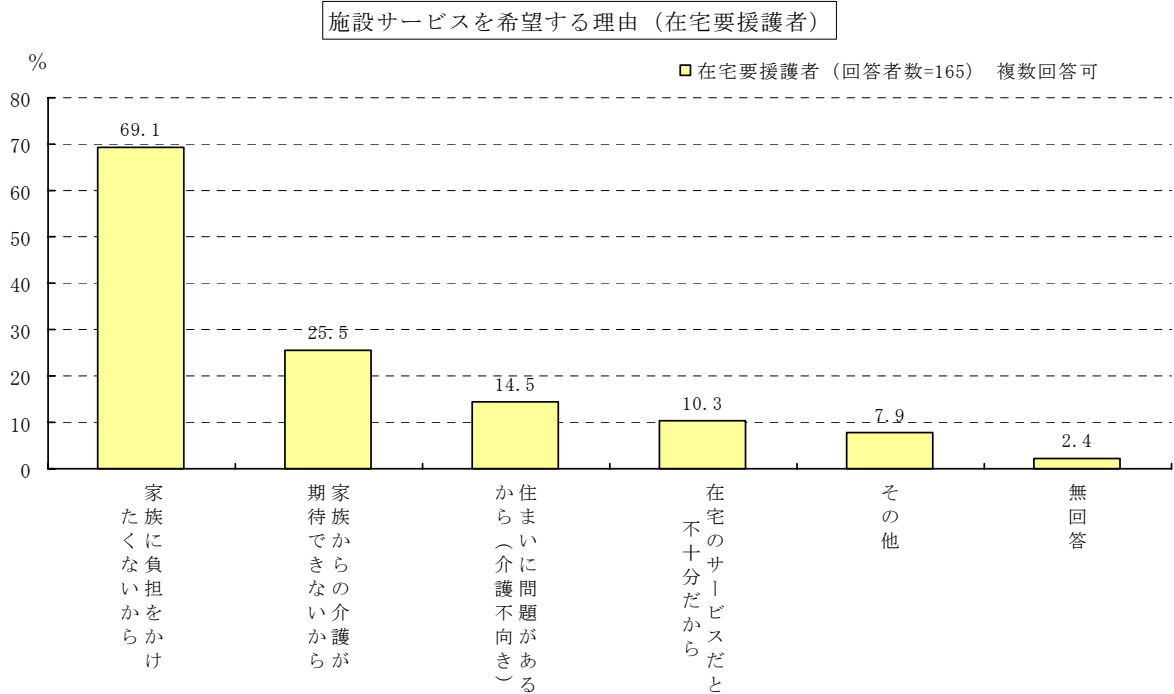


今後介護が必要になったときの希望を一般高齢者にたずねたところ、「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスを利用したい」(44.4%)の割合が最も高くなっています。

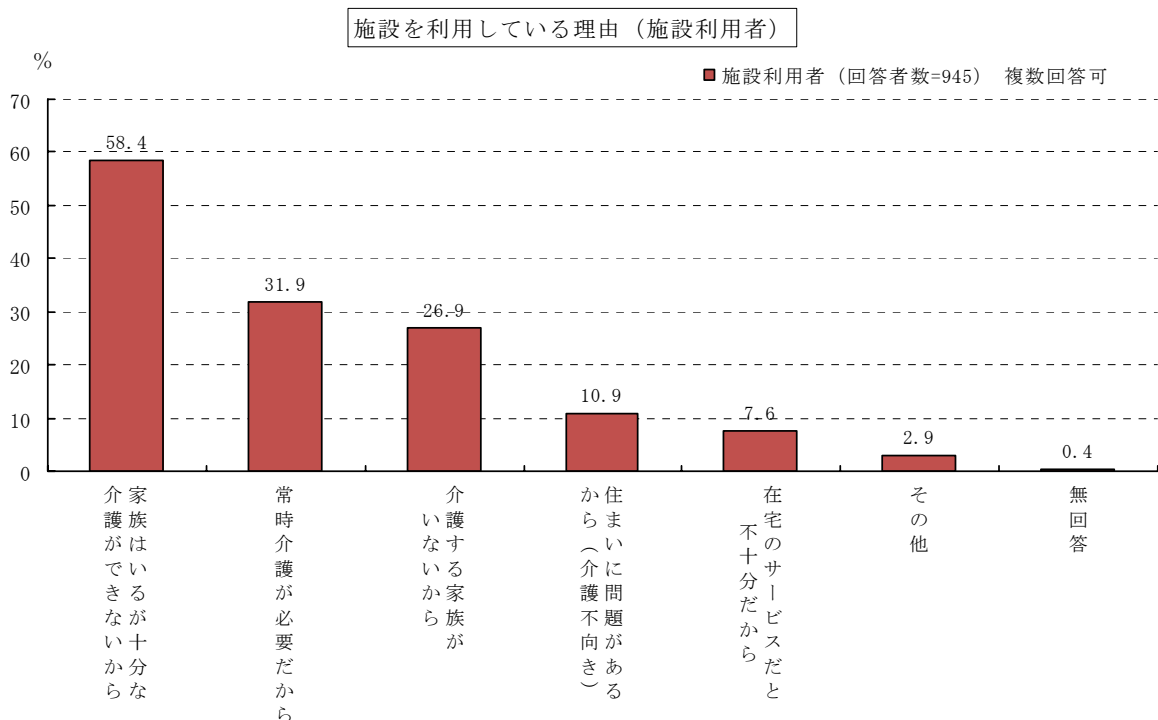


⑧ 施設サービスの利用について

施設サービスを希望する在宅要援護者に、その理由をたずねたところ、「家族に負担をかけたくないから」(69.1%)の割合が最も高く、次いで「家族からの介護が期待できないから」(25.5%)となっています。



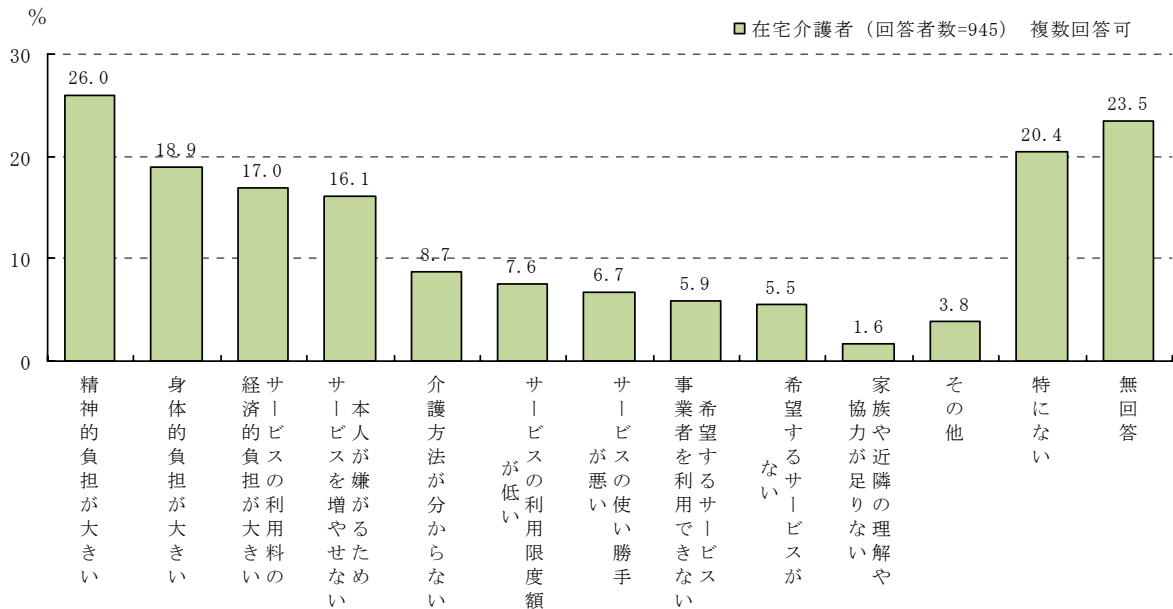
施設利用者に施設を利用している理由をたずねたところ、「家族はいるが十分な介護ができないから」(58.4%)の割合が最も高く、次いで「常時介護が必要だから」(31.9%)、「介護する家族がないから」(26.9%)となっています。



⑨ 介護者（在宅介護）の状況について

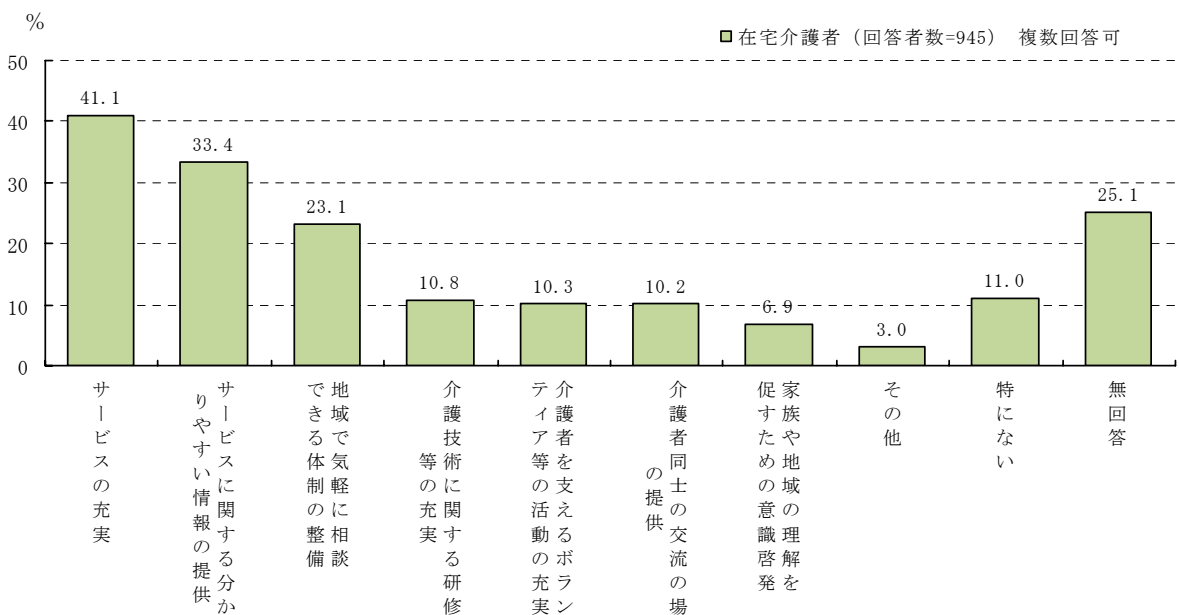
在宅介護を行っている介護者が、在宅介護を行う上で困っていることとしては、「精神的負担が大きい」（26.0%）、「身体的負担が大きい」（18.9%）の割合が高くなっています。

在宅介護を行う上で困っていること

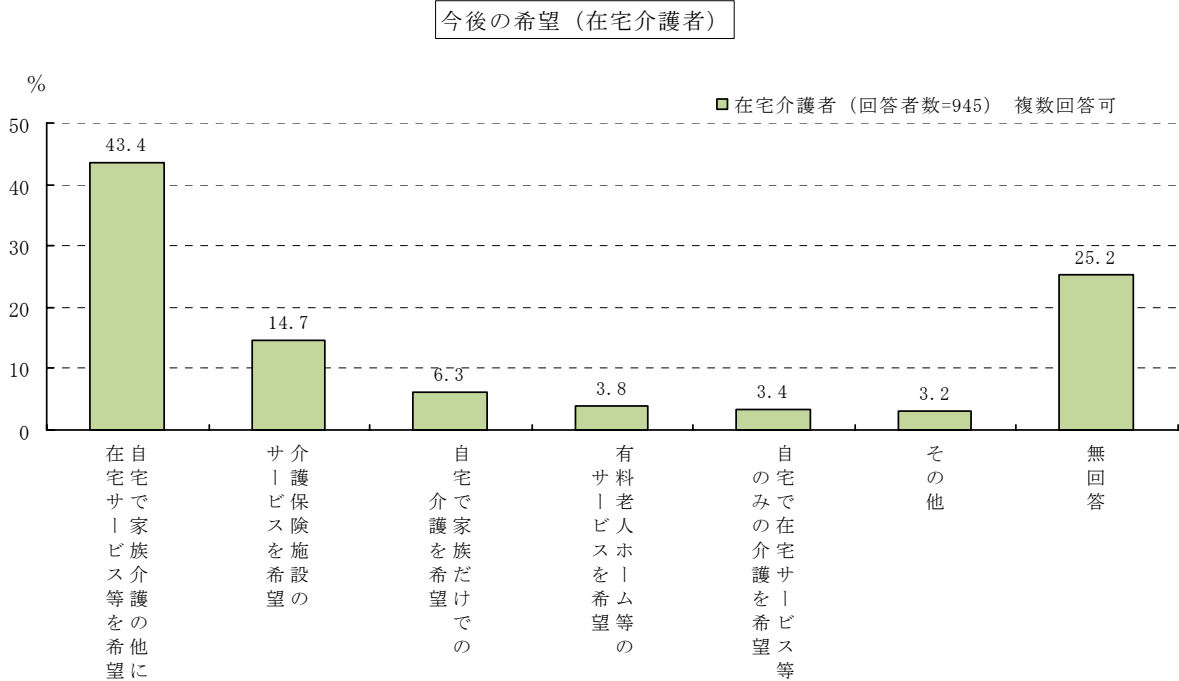


在宅介護を行っている介護者が、在宅介護を継続する上で必要な支援としては、「サービスの充実」（41.1%）、「サービスに関する分かりやすい情報の提供」（33.4%）の割合が高くなっています。

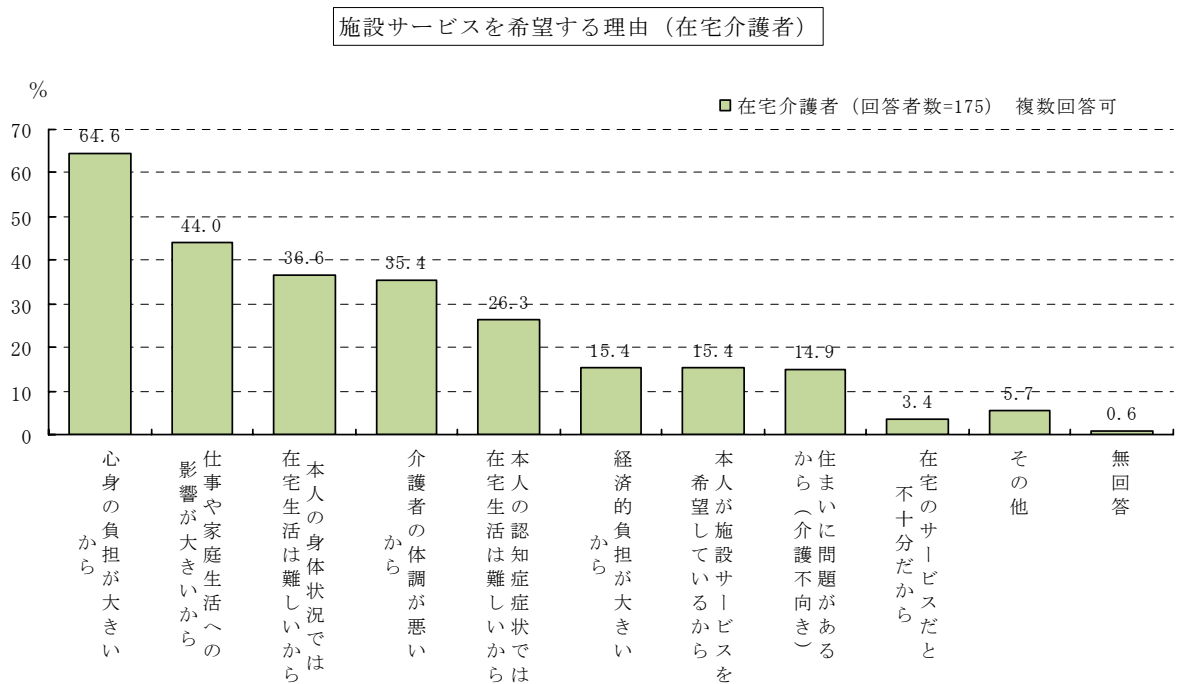
在宅介護を継続する上で必要な支援



在宅介護を行っている介護者の今後の希望としては、「自宅で家族介護の他に在宅サービス等を希望」(43.4%)の割合が最も高くなっています。



在宅介護を行っている介護者が施設サービスを希望する理由としては、「心身の負担が大きいから」(64.6%)の割合が最も高く、次いで「仕事や家庭生活への影響が大きいから」(44.0%)となっています。



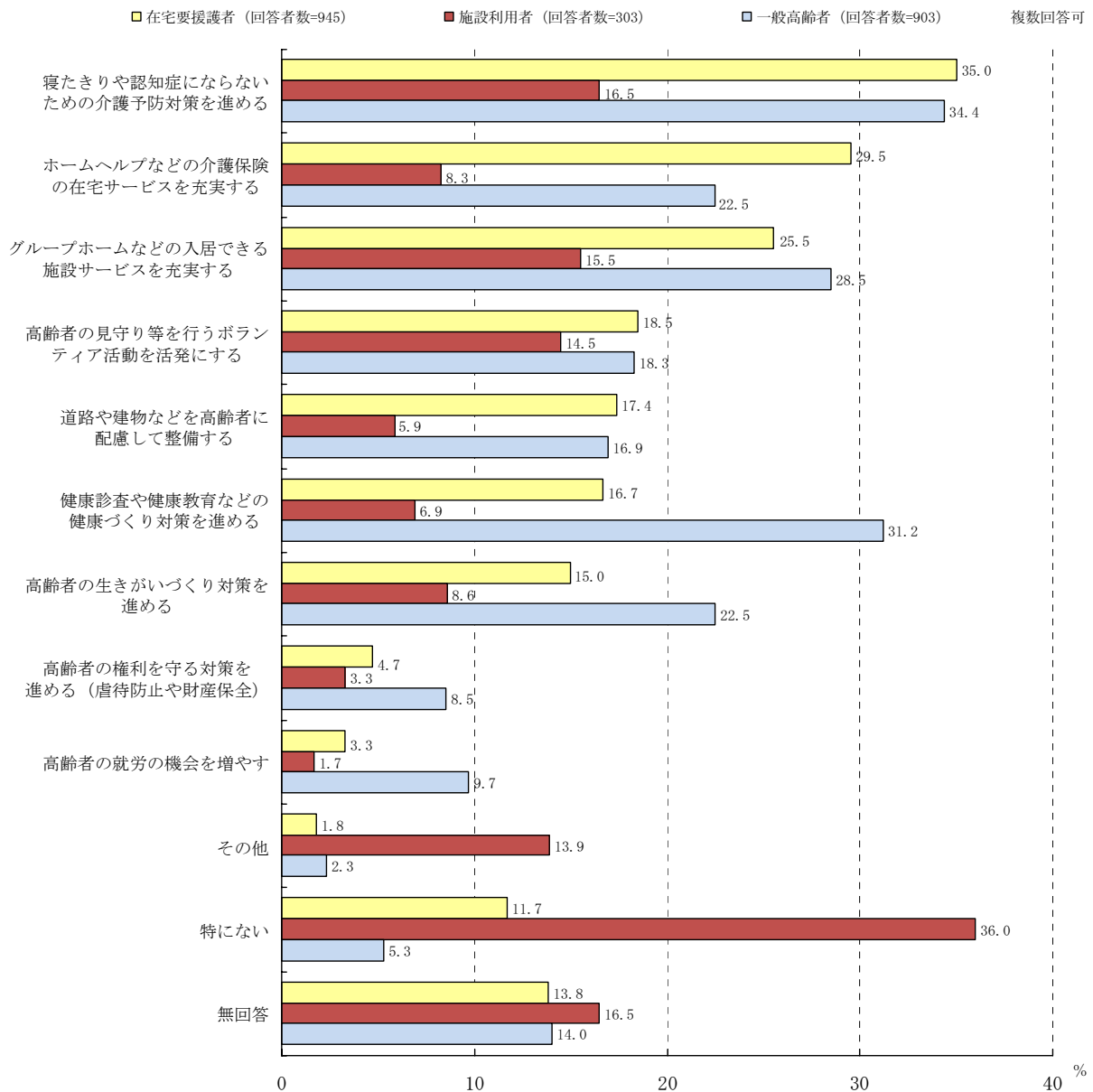
## ⑩ 今後の市の施策について

今後、市が特に力を入れるべきことについて、在宅要援護者では、「寝たきりや認知症にならないための介護予防対策を進める」(35.0%)の割合が最も高く、次いで「ホームヘルプなどの介護保険の在宅サービスを充実する」(29.5%)となっています。

施設利用者では、「特にない」(36.0%)の割合が最も高くなっていますが、その他で高い割合を占めているのは、「寝たきりや認知症にならないための介護予防対策を進める」(16.5%)「グループホームなどの入居できる施設サービスを充実する」(15.5%)となっています。

一般高齢者では、「寝たきりや認知症にならないための介護予防対策を進める」(34.4%)の割合が最も高く、次いで「健康診査や健康教育などの健康づくり対策を進める」(31.2%)となっています。

## 市が特に力を入れるべきこと



## ⑪ 介護サービスに関して

介護サービスを利用している在宅要援護者に、介護サービスに対する満足度をたずねたところ、「満足」(28.3%)と「ほぼ満足」(26.7%)を合わせた割合は55.0%を占めています。

一方、「普通」と答えた方の割合は33.3%となっており、「やや不満」(6.0%)と「不満」(3.2%)を合わせた割合は9.2%となっています。

介護サービスに対する満足度 (サービス利用者)

	在宅要援護者 (回答者数=753)
満足	28.3 %
ほぼ満足	26.7 %
普通	33.3 %
やや不満	6.0 %
不満	3.2 %
無回答	2.5 %

また、介護サービス利用料についてたずねたところ、「適当」と答えた方が76.9%と最も割合が高く、「高い」の割合は16.3%、「安い」の割合は2.8%となっています。

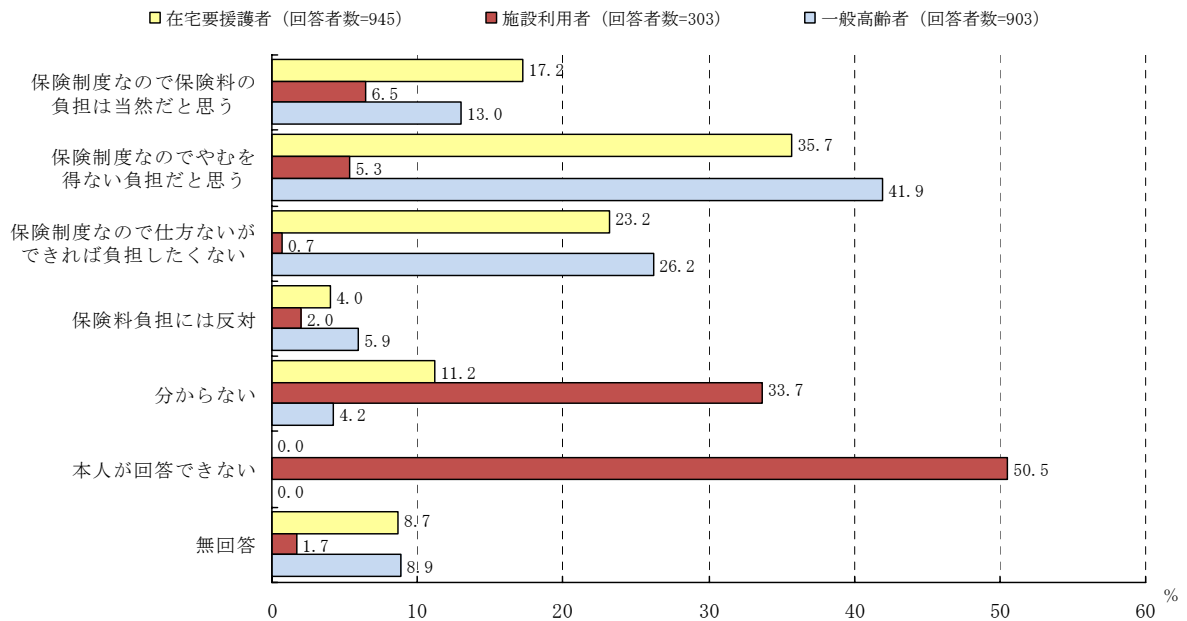
介護サービス利用料について (サービス利用者)

	在宅要援護者 (回答者数=753)
高い	16.3 %
適当	76.9 %
安い	2.8 %
無回答	4.0 %

## ⑫ 介護保険料について

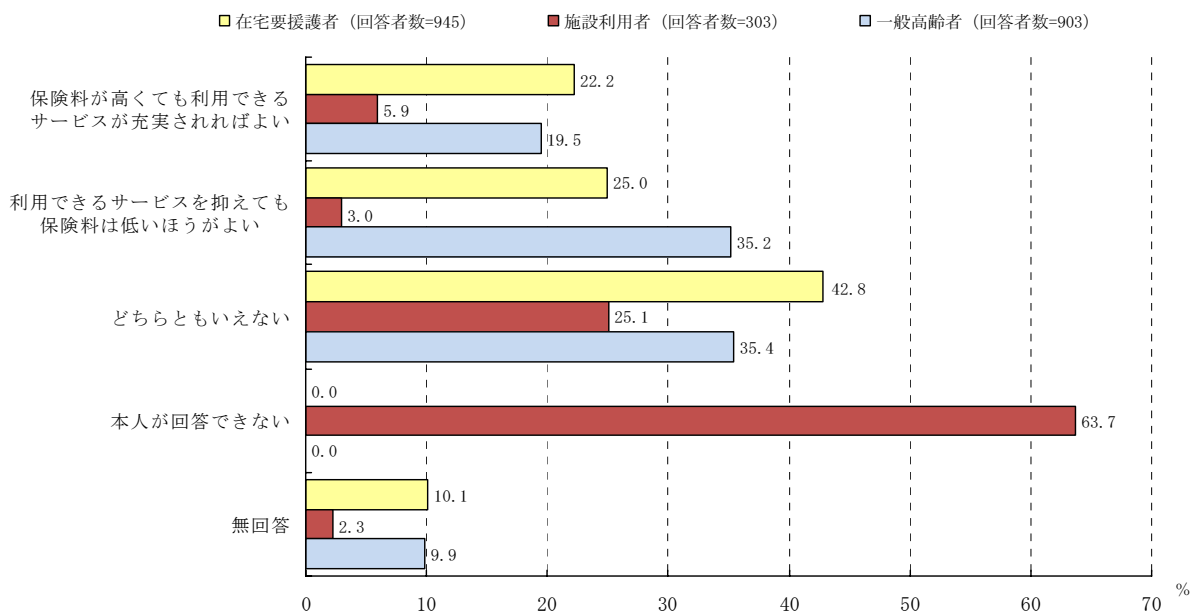
介護保険料の負担について、「保険制度なのでやむを得ないと思う」の割合が最も高く、在宅要援護者で35.7%、一般高齢者では41.9%を占めています。次いで「保険制度なので仕方ないができれば負担したくない」の割合が在宅要援護者で23.2%、一般高齢者では26.2%となっています。

介護保険料の負担に関して



介護保険料と介護サービスのあり方について、在宅要援護者と一般高齢者では「どちらともいえない」の割合が最も高く、「利用できるサービスを抑えても保険料は低いほうがよい」は在宅要援護者で25.0%、一般高齢者は35.2%、「保険料が高くて利用できるサービスが充実すればよい」は在宅要援護者で22.2%、一般高齢者は19.5%となっています。

介護保険料と介護サービスのあり方



## 第3章 基本構想

### 1. 基本理念

いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域の中で「いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき」としたその人らしい生活を送ることができるまちづくりを目指し、このことを第1期の計画から一貫して基本理念として位置づけてきました。

本計画においても、これまでの計画の進捗状況や課題を踏まえ、高齢者を地域社会全体で支えるための体制の構築を継続し、さらなる推進を図ります。

#### 【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念の視点】

##### ① 高齢者の尊厳の確保

人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかでやすらぎのある人生を送ることは、高齢者のみならずすべての人の願いです。とりわけ高齢者は多年にわたって社会の進展に寄与してきた人々であり、寝たきりや認知症で介護を要する状態になっても、その願いは尊重されなければなりません。

高齢者福祉施策及び介護保険施策の推進にあたっては、すべての高齢者の尊厳を基調に進めます。

##### ② 活力ある高齢期の実現

高齢者のみならず、誰もが家庭や地域において心身ともに健やかに過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、高齢者が知識や経験、特技を生かしながら、意欲をもって社会活動に参加し、生きがいある生活を送ることができるよう支援します。

### ③ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントの体制づくりを進めます。

また、効果的な介護予防の取組を推進しながら、在宅生活を基本とした自立支援に努めます。

### ④ ともに生きるまちづくり

高齢者が地域において暮らし続けるためには、日常的な健康管理や予防対策に力を入れることが重要です。介護が必要になっても、その状態にあった生活を支えるサービスが継続的に提供されるよう、在宅・施設を問わず、介護・医療サービスからボランティアや近隣住民同士の助け合いまで、地域のあらゆる社会資源を活用したケアシステムの充実を図ります。

### ⑤ 利用者本位のサービスの確立

介護保険制度においては、利用者自らが必要なサービスを選択し利用することが可能です。利用者に必要な介護に関するサービスが包括的に提供されるよう、保健・福祉・医療について横断的、多面的な相談・支援や、認知症高齢者に対する権利擁護事業に関する取組を行います。

## 2. 計画の重点課題

### (1) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態にならず、安心していきいきと暮らすためには、「健康」は大きな要素です。

そのためには、自分自身の健康づくりや介護予防に対する意識を高め、心身の健康を維持しつつ、それぞれの状態や生活自立度に応じた健康づくりや介護予防の取組を切れ目なく継続して行うことが重要です。

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防するとともに、要介護状態になった場合でも状態を維持・改善させるため、地域包括支援センターを中心に介護予防の取組を推進しながら、在宅生活を基本とした自立支援を図ります。

### (2) 地域での生活を支援する体制の充実

高齢者の多くは、たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り長年住み慣れた地域で暮らすことを望んでいます。しかし、地域や家族のつながりの希薄化による高齢者の孤立、高齢者世帯の増加による介護不安、介護疲れ等による高齢者への虐待などの問題が生じています。

このような不安や負担などの問題を解消し、高齢者がいつまでも安心していきいきと生活できるようにするため、総合相談・支援体制を充実させるとともに、保健・医療・介護・福祉の連携や地域のネットワークづくりを推進し、地域全体で高齢者を支える支援体制の充実に図ります。

### (3) 認知症高齢者の支援体制の充実

今後の高齢化に伴って認知症高齢者の増加が予測される中、認知症高齢者とその家族が尊厳を保ちながら安心して穏やかな日常生活を送ることができるようにするには、市民が認知症について正しく理解し、地域全体で高齢者の生活を支えていく社会の構築が必要です。

地域包括支援センターを中心として関係機関や地域との連携を図りながら、実態把握や啓発、相談体制の確立、虐待対策、権利擁護などの対策や支援体制の充実に図ります。

#### (4) 社会参加と生きがいのづくりの支援

高齢者が長年の中で培った知識や経験は社会の宝です。

高齢者が持っている知識や経験を地域社会に還元することは、明るく活力ある地域社会の形成に貢献するとともに、高齢者自身が地域のまちづくりの担い手としての役割を意識することにより生きがいのある生活を送ることができ、高齢者の生活の質の向上につながります。

そのため、高齢者がそれぞれの意欲や能力に応じた活動を通し自己実現を図れるよう、高齢者の社会参加や生きがいのづくりを支援し、いつまでもいきいきと活躍できる活力ある地域社会の形成を図ります。

#### (5) 高齢者を支援するサービスの充実

介護が必要となっても住み慣れた地域で生活するためには、介護保険を中心とした様々なサービスが個々の高齢者や状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要です。

今後、高齢化の進行によって、介護保険サービスとそれを補完する福祉サービス等の需要はさらに高まると予測されます。

介護が必要な高齢者やその家族が自ら必要なサービスを選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスやそれを補完する福祉サービス等について、それぞれの状態に応じた利用者本位のサービスを提供するための体制の充実を図ります。

### 3. 施策体系の概要



## 第4章 高齢者福祉施策の推進

### 1. 健康づくりと介護予防の推進

いくつになっても住み慣れた地域で、健やかにその人らしい自立した生活ができるよう、そして、一人ひとりが健康の大切さに気付き「自分の健康は自分でつくる」という意識を育てることができるよう、古賀市健康増進計画「ヘルスアップぷらん」の推進を図りながら、市民の健康づくり支援体制の整備に努めます。

また、健康づくり事業に参加が困難な高齢者の中から、介護予防が必要な人たちを組織的・体系的に地域全体の中から掘り起こし、個人個人にあった介護予防ケアをきめ細やかに実施していきます。

#### (1) 健康づくりの推進

##### ① 健康教育

###### 【事業内容】

生活習慣病予防・健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康づくりを支援するため、地域医療機関等と連携を図り、各種教室・講座等を開催しています。

###### 【健康教育の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
健康教育回数	148回	77回	40回

###### 【施策の方向】

- 生活習慣病予防を目的とした健康教室や、分館教養学級・市民団体などを対象にした出前講座を実施するなど、健康に関する正しい知識の普及を図ります。
- 食を通じた健康づくりの大切さの普及を図るため、食生活改善推進員の養成を行い、市民の自主的な健康づくり活動を推進します。
- 地域医療機関等と連携して講座や講演会などを開催し、市民の健康づくりについての意識の高揚を図ります。

② 体力づくりのための支援や環境整備

【事業内容】

気軽にできる健康づくりと生活習慣病予防のため、「歩いてん道」を整備するとともに、史跡や季節を楽しむためのウォーキングマップを作成し、ウォーキングの奨励を行っています。

また、歩行の効用について学習し、市内の名所等を巡りながらウォーキングを行う「ウォーキング健康塾」を市民ボランティアと協働で実施しています。

【ウォーキング健康塾開催状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
開催回数	15回	18回	15回
参加人数	299人	380人	236人

【施策の方向】

- 「歩いてん道」の活用や気軽にできる健康づくり事業の取組を継続するとともに健康づくり拠点の一つである「クロスパルこが」の指定管理者と連携し、施設の有効活用を図りながら個人の体力に応じた運動指導や助言を行うなど、高齢者の健康づくり・体力づくりを支援します。

③ 健康づくりサポーター育成事業

地域支援事業

【事業内容】

健康づくり、生きがい活動を推進するため、「健康づくりサポーター養成講座」を開催し、健康づくりサポーターの育成に取り組んでいます。

【健康づくりサポーター育成の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
育成人数	31人	40人	26人

【施策の方向】

- 高齢者の介護予防推進のため、生活機能及び体力の維持向上を目指した指導を行うことができる健康づくりサポーターの育成に努めます。

【健康づくりサポーター育成の見込み】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
育成人数	20人	20人	20人

## ④ 健康づくり推進員事業

## 【事業内容】

地域などにおいて、世代を問わず、運動や食生活などの健康づくりに関する指導及び助言を実施しています。

## 【地域活動等の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
地域活動等回数	61回(2,679人)	65回(2,522人)	30回(500人)

## 【施策の方向】

- 健康増進、生活習慣病予防及び介護予防のため、健康測定等機器を活用し、運動や食生活の総合的な健康づくりに関し、地域や各種団体等において指導及び助言を行います。

## ⑤ 地域展開型健康づくり事業

地域支援事業

## 【事業内容】

健康づくりサポーターや教室参加者との協働により、地域住民自ら健康づくり・介護予防を目指し、各地域の公民館等での高齢者を中心とした健康づくり教室（玄米ニギニギ・ボール運動）や体力測定等を実施しています。

## 【教室の開催状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
開催回数	46回	259回	420回
参加者数	1,007人	5,538人	7,796人

## 【施策の方向】

- 健康づくり・介護予防に取り組むための情報提供や健康づくりサポーターによる健康づくり教室・体力測定の実施等、高齢者を中心とした地域住民が身近で気軽に健康づくり・介護予防を実施するための環境づくりを支援します。

## 【教室の開催予定】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	470回	490回	510回
参加者数	8,500人	9,000人	9,500人

## ⑥ 地域運動教室

## 【事業内容】

介護予防のための筋力向上や生活習慣病の原因の一つである運動不足を解消し、健康運動の習慣化を促すため、インストラクター等の専門の指導員を講師とした体力づくりの教室を開催しました。

また、事業実施効果の充実を図るため、平成22年度より「体力づくりのための支援や環境整備（34ページ）」、「地域展開型健康づくり事業（35ページ）」、「介護予防講座（43ページ）」の各事業の中に移行し、実施しました。

## 【運動教室の開催状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
開催回数	5回	-	-
参加人数	338人	-	-

## 【施策の方向】

- 本事業は個別事業としては廃止（平成22年度より他事業へ移行）しているため今後も上述の関連事業を推進します。

## ⑦ 予防接種

## 【事業内容】

若年期では重症化しなかった病気でも、加齢による体力の衰えにより重症化する場合や、ときには生命にかかわる場合もあります。これらを予防するために予防接種の推進を行っています。

## 【高齢者インフルエンザ予防接種の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
接種率	45%	51%	52.5%

## 【施策の方向】

- 75歳以上を対象とした「高齢者肺炎球菌予防接種」の接種費用の助成を継続します。
- 65歳以上を対象とした「高齢者インフルエンザ予防接種」の接種費用の助成を継続します。
- 予防接種の接種率を高めるための啓発を行います。

## 【高齢者インフルエンザ予防接種の目標】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
接種率	54%	55.5%	57%

(2) 健診体制の充実

疾病の早期発見に欠かせない各種健診体制については、市が実施するがん検診等と医療保険者が生活習慣病予防の観点から行う「特定健康診査」を総合的に実施しています。

特定健康診査の結果に応じて、特定保健指導を個別に実施しています。

【健診体制】

	医療保険者が実施する健診	市が実施する検診
75歳	※(注2)	
70歳		
65歳		
60歳		
50歳		
40歳	※(注1)	
30歳		
20歳		
	特定健康診査	がん検診等※(注3)

(注1) 医療保険者の任意で実施される健診

(注2) 後期高齢者医療広域連合が行う健診

(注3) がん検診等の種別により、対象年齢が異なる。

## ① 健康診査

## 〔事業内容〕

がんの早期発見・早期治療及び生活習慣病予防を促進するため、各種健診を実施しています。

## 【各種検診状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
特定健診 (国民健康保険)	対象者	8,420人	8,554人	-
	受診者	2,218人	2,039人	-
	受診率	26.3%	23.8%	-
胃がん検診	対象者	16,621人	16,621人	16,621人
	受診者	1,822人	1,728人	1,550人
	受診率	11.0%	10.4%	9.3%
大腸がん検診	対象者	16,621人	16,621人	16,621人
	受診者	2,146人	1,985人	2,200人
	受診率	12.9%	11.9%	13.2%
子宮頸がん検診	対象者	8,072人	8,072人	8,072人
	受診者	1,686人	1,464人	1,370人
	受診率	20.9%	18.1%	17.0%
乳がん検診	対象者	6,000人	6,000人	6,000人
	受診者	1,681人	1,390人	1,310人
	受診率	28.0%	23.2%	21.8%
肺がん検診	対象者	-	-	16,621人
	受診者	-	-	780人
	受診率	-	-	4.7%
骨粗しょう症検診	受診者	190人	260人	240人
肝炎ウイルス検診	受診者	563人	367人	300人

## 〔施策の方向〕

- がん検診（胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん）を実施します。
- 骨粗しょう症検診及びC型肝炎・B型肝炎ウイルス検診を実施します。
- 65歳以上を対象とした胸部レントゲン検診を実施します。
- 健診の受診率向上のための啓発を行います。

## ② 保健指導

## 【事業内容】

それぞれの医療保険者において、健診及び保健指導を実施し、生活習慣病に着目した特定保健指導を行っています。

## 【保健指導実施状況（国民健康保険被保険者）】

	平成21年度	平成22年度
受診率	26.3%	23.8%
保健指導実施率	64.6%	69.0%

## 【施策の方向】

- 74歳までの高齢者で、生活習慣病予備群及びハイリスク者で生活改善を要する場合は特定保健指導を実施します。
- 国民健康保険の保険者として国民健康保険の被保険者に対して指導を行っていますが、それ以外の保健指導を希望する高齢者に対しては健康相談等の機会を通じて指導を行います。

## ③ 健康相談

## 【事業内容】

市民の健康増進を図るため、保健師や栄養士が個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行っています。

## 【健康相談実施状況】

	平成21年度	平成22年度
実施人数	4,305人	2,361人

## 【施策の方向】

- 保健指導の対象でない高齢者の生活習慣病に関する相談や高齢者特有の疾病、加齢に伴う体調の変化などの健康相談及び75歳以上の高齢者の健康全般の相談について、相談事業を継続します。

## (3) 介護予防体制の推進

## ① 二次予防事業対象者把握事業

地域支援事業

## 【事業内容】

要介護（支援）認定のない高齢者に対し、基本チェックリストによるアンケート調査を実施し、二次予防事業対象者の把握を行っています。

また、二次予防事業対象者以外で「認知症」「うつ」「閉じこもり」の項目に該当した人についても、把握を行っています。

さらに、民生委員や福祉員などの自治会組織や介護保険関係機関から情報提供された高齢者については、地域包括支援センターの保健師の個別訪問による把握を実施しています。

この他、民生委員の協力を得て、アンケート未回収者のうち介入の必要性が高いと推測される方への訪問を行い、支援が必要な高齢者の掘り起こしにも努めています。

## 【二次予防事業対象者の把握状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
基本チェックリスト アンケート実施者数	健診 受診者	1,273人	910人	-
	受診者 以外	74人	2,266人	2,122人
二次予防事業対象者数		166人	1,025人	594人
(主な把握対象年齢)		(65歳以上)	(健診受診者：65歳以上) (受診者以外：75歳以上)	(70歳～74歳)

※ 平成22年度より、健診を受診することなく、基本チェックリストによるアンケートを実施するだけで、二次予防事業対象者の把握が可能になり、計画的にアンケートを郵送し対象者把握を行いました

## 【施策の方向】

- 今後も継続的に、基本チェックリストによるアンケート調査及び関係機関からの情報提供をもとにした個別相談・訪問による二次予防事業対象者の把握に努めます。
- 調査については、年度ごとに主な把握対象年齢を設け、個別調査を実施します。また、広報や「古賀市健診・予防接種ハンドブック」等によって市民周知をすることにより、調査対象年齢以外であっても調査を希望する65歳以上の高齢者については調査を実施し、二次予防事業対象者の把握を行い、介護予防の推進に努めます。

## 【二次予防事業対象者把握事業予定】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
基本チェックリスト アンケート実施者数		2,085人	1,539人	2,265人
		626人	462人	453人
二次予防事業対象者数		626人	462人	453人
(主な把握対象年齢)		(80歳以上)	(75歳～79歳)	(70歳～74歳)

## ② 介護予防ケアマネジメント

地域支援事業

## 【事業内容】

二次予防事業対象者の身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を目的としたケアマネジメントを行う事業です。

具体的には、二次予防事業対象者が要介護（支援）状態になるのを防ぐために、保健師等が家庭訪問により個々の課題に応じた介護予防支援計画を作成し、介護予防教室などの参加勧奨、状況確認や評価訪問などを行い、包括的介護予防ケアを実施しています。

## 【介護予防支援計画作成件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
作成件数	166件	440件	480件

## 【介護予防事業実施後の評価】

状態	平成21年度		平成22年度	
	人数	構成比	人数	構成比
改善	81人	75.0%	10人	2.3%
維持	13人	12.0%	396人	90.0%
悪化(介護認定へ)	3人	2.8%	20人	4.5%
終了(死亡・転出等)	11人	10.2%	14人	3.2%
合計	108人	-	440人	-

※ 平成22年度は、主に75歳以上の高齢者が教室に参加しました

## 【施策の方向】

- 二次予防事業対象者が、身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ることができるよう、個々に合った介護予防ケアを行います。

## 【介護予防支援計画作成予定件数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
作成件数	462件	319件	264件

## ③ 訪問型介護予防事業

地域支援事業

## 【事業内容】

二次予防事業対象者で介護予防教室参加につながらなかった人や、二次予防事業対象者以外でも「認知症」「うつ」「閉じこもり」の項目に該当した人を中心に保健師等が訪問し、医療につなげたり、生活機能に関する問題に対し在宅生活支援サービスの提供など、必要な相談・指導・支援を行っています。

## 【訪問型介護実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
実訪問人数	56人	234人	230人

## 【施策の方向】

- 個別の介護支援計画に沿って必要な相談・指導・支援を行い、生活機能の改善に努めます。

## 【訪問型介護実施予定数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実訪問人数	210人	120人	110人

## ④ 通所型介護予防事業

地域支援事業

## 【事業内容】

二次予防事業対象者を中心に、「運動」「口腔」機能の向上、「栄養」改善、「認知症」「うつ」「閉じこもり」予防の教室を開催し、教室開始時から終了後を見据え、自宅で行うプログラムを盛り込むなどの工夫をしています。教室終了後は、必要に応じ、訪問や電話連絡などの事後フォローを行い、継続して介護予防に取り組めるよう支援しています。

## 【介護予防教室実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
教室実施回数	46回	1,931回	2,310回
実参加人数 (前年度からの継続者を含む)	51人	173人	210人

※ 平成22年度から、教室実施方法の変更により、利用期間の延長や事業所を選択できるなど、利用条件を緩和しました

## 【施策の方向】

- 二次予防事業対象者に実施する「運動」「口腔」機能の向上、「栄養」改善、「認知症」「うつ」「閉じこもり」予防の教室の更なる改善、充実に努めます。

## 【介護予防教室実施予定】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教室実施回数	2,420回	2,530回	2,695回
実参加人数 (前年度からの継続者を含む)	220人	230人	245人

※ 「実参加人数」には、「認知症」「うつ」「閉じこもり」の該当者（二次予防事業対象者以外）を含む

## ⑤ 介護予防講座

地域支援事業

## 〔事業内容〕

地域の公民館を活用し、「運動」「口腔」機能の向上、「栄養」改善、「認知症」「うつ」「閉じこもり」予防に関し、基本的な知識を身につけるための出前講座や「玄米ニギニギ・ボール運動」の紹介や指導を行っています。

また、平成23年度は専門講師による音楽を取り入れた介護予防教室を開催しました。

## 【講座開催回数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
開催回数	86回	66回	100回
参加人数	1,287人	1,697人	3,700人

## 〔施策の方向〕

○ 今後は地域展開において、教室の運営形態を見直し、医療機関や介護サービス事業所などの活用を検討していきます。

○ 特に、認知症予防に効果的な内容を盛り込んだ教室を展開していきます。

## 【講座開催予定数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	100回	100回	100回
参加人数	3,800人	3,900人	4,000人

## ⑥ 生活管理指導員派遣事業

地域支援事業

## 〔事業内容〕

要介護（支援）認定者以外で、基本的な生活習慣の確立が困難もしくは対人関係が成立しない等で社会適応が困難な在宅の高齢者に対し、生活管理指導員を派遣しています。

生活管理指導員は、日常生活や家事に関する支援・指導を行うことにより、要介護状態への進行を予防し自立した生活が送れるよう支援しています。

## 【支援・指導実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
日常に関する支援・指導	実利用者数	29人	39人	38人
	延べ訪問時間	65時間	59.5時間	62時間
家事に関する支援・指導	実利用者数	10人	21人	12人
	延べ訪問時間	133時間	82時間	70時間

## 〔施策の方向〕

○ 今後も継続的な取組を行います。

## 【支援・指導実施の見込み】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常に関する支援・指導 実利用者数	88人	92人	96人
家事に関する支援・指導 実利用者数	12人	13人	14人

<b>⑦ 介護予防普及啓発事業</b>	地域支援事業		
<p><b>【事業内容】</b>                  介護の基本的な知識についてのチラシやパンフレットの配布、広報紙への定期的な記事の掲載等により、介護予防に関する知識の普及啓発を行っています。                  また、11月11日（介護の日）の週を古賀市介護予防週間とし、介護予防の広報活動の強化と普及啓発の一環としてイベント（いきいきボールンピック大会）を開催し、介護予防の意識を高めました。</p>			
【イベントの実施状況】			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
イベント参加者数	-	100人	120人
<p><b>【施策の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護予防に関する正しい理解を深めるため普及啓発を行い、古賀市介護予防週間の定着を図ります。</li> <li>○ 地域の中で市民自らが「介護予防」に積極的に取り組むことができるように支援していきます。</li> </ul>			
【イベント参加見込み数】			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イベント参加者数	120人	120人	120人

<b>⑧ 介護予防講演会</b>	地域支援事業		
<p><b>【事業内容】</b>                  平成21年度に介護予防に精通した著名人を招き、講演会を開催しました。</p>			
【講演会の実施状況】			
	平成21年度		
講演会参加者数	780人		
<p><b>【施策の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本計画期間中に、講演会を開催し、介護予防の意識向上に努めます。</li> </ul>			
【講演会の実施予定】			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
講演会参加者数	500人	500人	500人

## 2. 地域での生活を支援する体制の充実

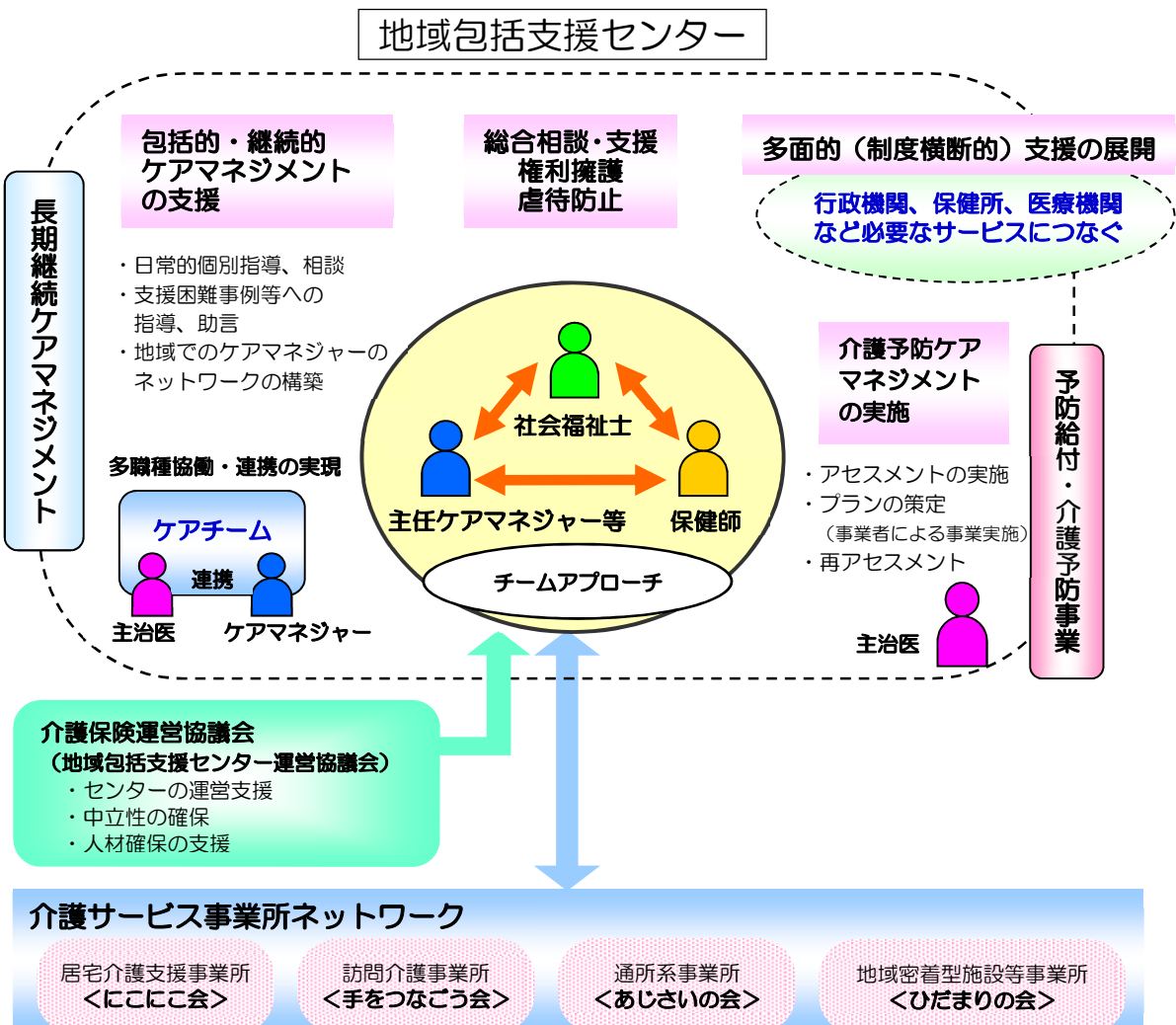
誰しも加齢により身体的・精神的機能は徐々に低下していきます。変化していく生活機能やニーズに対し、切れ目のない継続的サービスを提供するため、総合相談・支援体制を充実させ、保健・医療・介護・福祉の連携や地域のネットワークづくりを推進し、地域全体で高齢者を支える支援体制の充実を図ります。

### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を安心して送ることができるように、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの多職種が連携し、高齢者の健康の維持・増進や高齢者の生活全般について、総合的・継続的に支援しています。

今後は、地域での各種サービスや地域ケア体制のためのネットワークを構築するとともに、高齢者のあらゆる相談に対応する総合相談窓口としての機能強化を目指します。

また、第5期計画期間においても、中立・公正な事業運営を維持していくため、直営方式を継続します。



## (1) 相談支援機能の充実

① 総合相談・支援		地域支援事業	
<p><b>〔事業内容〕</b>            高齢者のための総合相談窓口として高齢者の各種相談を受け、個々の相談者に応じて、地域や関係機関への連絡調整など、専門的な支援を行っています。            また、市広報紙等や出前講座、民生委員を通じて相談窓口の周知を図っています。</p>			
<p>【高齢者についての相談件数】</p>			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
相談件数	494件	658件	720件
<p><b>〔施策の方向〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者に対する総合相談窓口として、様々な相談を受け、関係機関と連携して問題解決にあたります。</li> <li>○ 的確かつ迅速な対応ができるよう、職員の資質向上と体制整備に取り組みます。</li> </ul>			

② 包括的・継続的ケアマネジメント事業		地域支援事業	
<p><b>〔事業内容〕</b>            ケアマネジャーに対し、ケアプラン作成技術等の指導や支援困難事例等への助言を行いながら、直接的・間接的な支援を行っています。            居宅・通所・訪問介護・地域密着型等事業所のネットワーク組織との合同研修会や情報交換会を実施することにより、連携を強化し介護サービスの向上に努めています。            また、ケアマネジャーへの支援の一環として、利用者や家族が介護サービス事業所を選択する際に活用できる「事業者ガイドブック」の見直しを行い、利便性の向上を図りました。</p>			
<p>【介護事業所からの相談件数】</p>			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
相談件数	381件	394件	400件
<p><b>〔施策の方向〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個々の高齢者に対する包括的・継続的な支援を行うため、地域包括支援センターを中心に、医療機関・介護サービス事業所・地域による協力体制を構築します。</li> <li>○ 介護サービス事業所やその従事者とのネットワークの強化を図り、研修会の開催や情報交換を行うことで、より質の高いサービスの提供につなげます。</li> </ul>			

## ③ 高齢者の虐待の防止・権利擁護事業

地域支援事業

## 【事業内容】

高齢者の虐待防止や権利擁護に関しては、相談内容に応じて適切な関係機関に引き継ぐパイプ役を果たすことが求められています。

処遇困難事例については、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や市民の協力を得て、問題解決に取り組んでいます。

## 【権利擁護に関する相談】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
相談件数	23件	23件	50件
虐待件数	5件	11件	20件

## 【施策の方向】

- 虐待、介護放棄などを早期に発見することができるよう、関係機関・地域との連携や市民に対する啓発を強化します。
- 高齢者の虐待防止や財産管理などの権利擁護に関する相談に対応し、医療や司法等各分野の専門機関の支援へとつなげます。

## ④ 家族介護教室

地域支援事業

## 【事業内容】

介護をしている家族や介護方法を習得したい人を対象に、具体的でわかりやすい介護予防の知識・介護技術の習得、家族介護者同士の交流など、幅広いメニューの教室を実施しています。

## 【家族介護教室実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催回数	9回	10回	5回
参加人数	130人	130人	110人

## 【施策の方向】

- 介護をしている家族等に対して、介護予防の知識・介護技術の習得、健康づくりなどの指導を行います。

## 【家族介護教室実施予定】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	5回	5回	5回
参加人数	100人	100人	100人

(2) 地域による支援体制の充実

① ひとり暮らし高齢者等の支援

〔事業内容〕

核家族化や高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。ひとり暮らし高齢者等の中には、社会的な支援が必要と思われる状態であっても、地域とのつながりを断ち支援を望まない人もいて、こうした状況が「孤独死」を生み出すひとつの要因となっています。

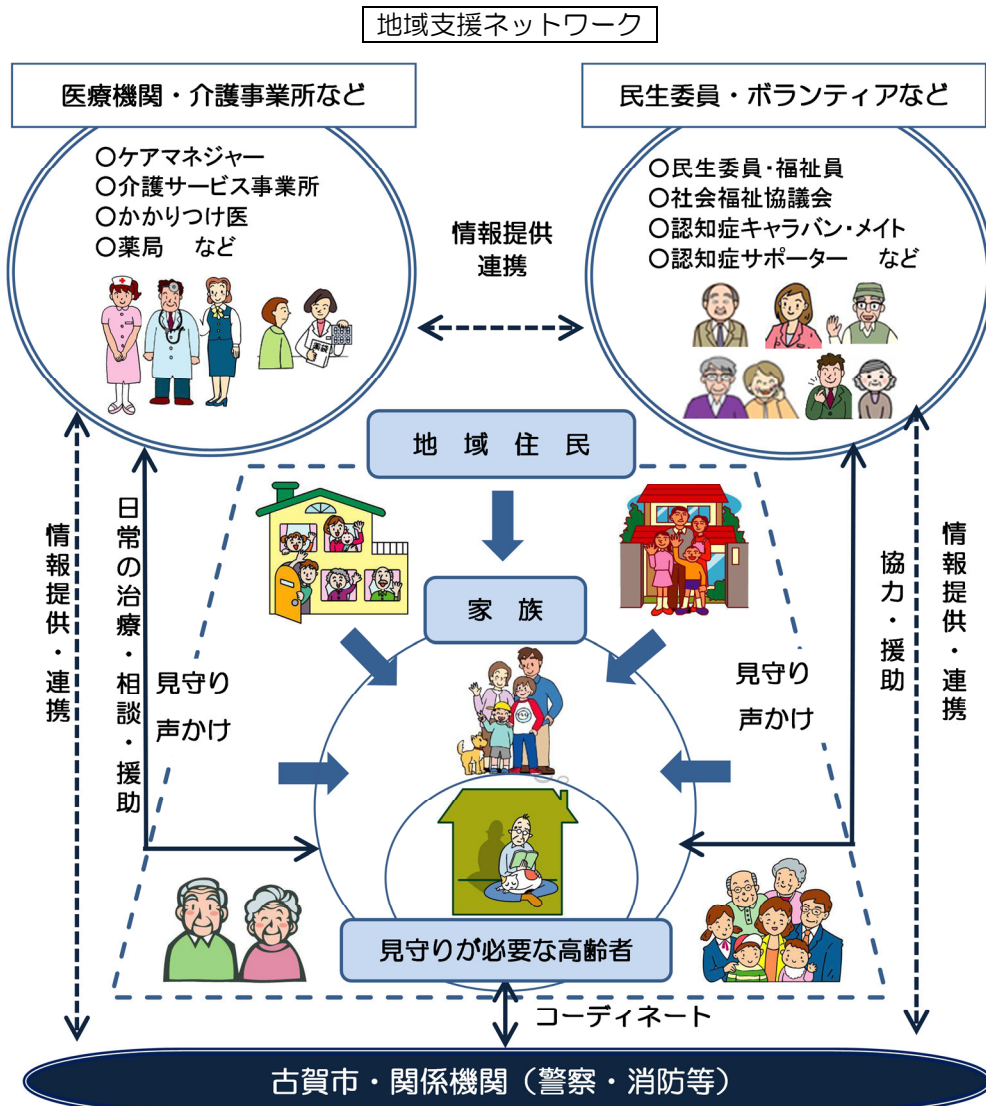
在宅で支援が必要なひとり暮らしの高齢者等が地域で安心・安全に暮らせるよう、地域包括支援センター・民生委員や福祉員・介護サービス事業所・警察署・市役所・電力会社・新聞社等による見守りを行っています。

【ひとり暮らし高齢者の状況】（各年度9月末時点）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ひとり暮らし高齢者数	2,075人	2,180人	2,249人

〔施策の方向〕

- 地域コミュニティ意識の活性化や災害時における要援護者対策も視野に入れ、関係機関等と協働し、在宅で支援が必要なひとり暮らしの高齢者等が地域で安心・安全に暮らせるよう、地域支援ネットワークの基盤整備に努めます。



② 高齢者見守り事業

【事業内容】

高齢者が地域社会から孤立することを防ぎ、併せて身の回りの様々な問題の解決を支援するため、ひとり暮らしの高齢者等に対して、民生委員や福祉員、老人クラブ等による地域での日常的な見守り・声かけ等を行っています。

また、特に配慮を要する高齢者については、緊急通報システムや配食サービス等を活用した安否確認を含め、在宅支援を行っています。

【施策の方向】

- 引き続き、各団体との連携を深め、地域における見守り・声かけ等の取組を支援するとともに、体制の強化に努めます。

③ 高齢者外出促進事業

【事業内容】

市で開催するイベントや講演会等に高齢者が参加することでポイントを付与し、たまった「ポイント」に応じて、健康グッズ・介護予防グッズ等と交換できる仕組みです。

イベント等に参加することで、地域とのつながりを持たせ、健康づくり・介護予防を図り、高齢者の孤立化を防ぎます。

【施策の方向】

- 事業を実施することにより、高齢者の外出を促進し地域との交流を通して、趣味や生きがいを持たせ、健康づくり・介護予防を図ります。

【イベント等参加者見込み数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
イベント等参加者数	3,000人	3,100人	3,300人

④ 介護支援ボランティア事業

地域支援事業

【事業内容】

高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、その活動実績に対して「ポイント」が付与され、たまった「ポイント」に応じて換金（介護保険料の負担軽減）できる仕組みです。

ボランティア活動による社会参加・地域貢献を通して生きがいを促進し、高齢者の健康増進・介護予防につなげます。

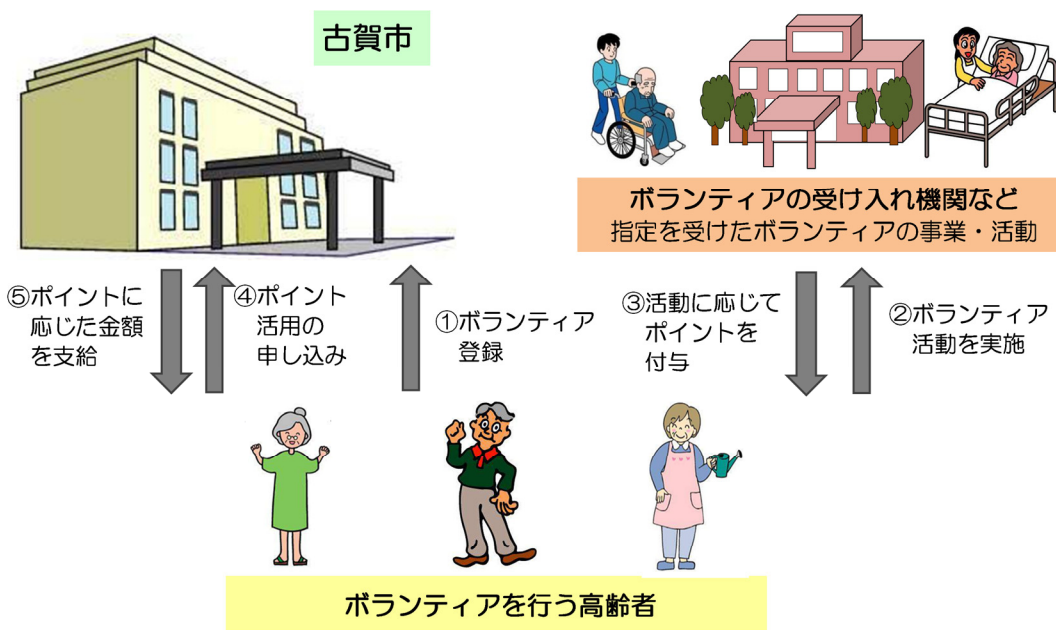
【施策の方向】

- 介護支援ボランティア制度の導入により、高齢者の健康増進・介護予防を図ります。

【ボランティア登録者見込み数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ボランティア登録者数	50人	80人	100人

介護支援ボランティア制度（イメージ）



## ⑤ 災害時要援護者対策

## 【事業内容】

災害時に自力での避難が困難な災害時要援護者（在宅で生活する高齢者・障がい者・要介護者等）の「要援護者台帳」への登録を進め、自主防災組織などの支援団体による円滑な情報伝達や避難誘導を行っています。

## （災害時の要援護者避難支援の流れ）

・対象者に対して郵送、民生委員が訪問するなどして、「要援護者台帳」への登録の意思確認をします。

↓

・市は同意者の情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・要援護者の区分など）をとりまとめて「要援護者台帳」に登録します。

↓

・個人情報の保護に関する協定書を締結した自主防災組織などの避難支援団体へ「要援護者台帳」を提供します。

↓

・避難支援団体は、「だれが、だれを、どのように避難支援するか」を定める具体的な「個別計画」を要援護者本人または家族等に確認しながら作成し、災害時やその発生のおそれが高い場合に、要援護者に対して情報の伝達や避難誘導を行います。

## 【施策の方向】

- 災害時要援護者のうち「高齢者」については、引き続き民生委員の協力により、「要援護者台帳」への登録同意に努めるとともに、高齢者以外についても広報誌等で啓発を行い「要援護者台帳」への登録を働きかけていきます。
- 災害時要援護者の避難支援団体である自主防災組織の設立が、各行政区単位で進められており、この自主防災組織を中心に地域の共助の関係を深めながら、災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進します。
- 災害時要援護者の具体的な避難誘導、情報提供については、自主防災組織などの地域の支援団体とともに、要援護者本人または家族等と確認しながら、「個別計画」の作成を進めていきます。

## ⑥ 在宅医療ネットワーク

## 【事業内容】

粕屋医師会、医療機関、消防署、自治体などが協力して、粕屋北部地域（古賀市・新宮町）在住の在宅高齢者の医療情報などを利用者の同意のもと登録し、地域の二次病院と情報共有することで、一元的な医療・介護を支える医療ネットワークを支援しました。

また、平成23年度からは粕屋地区全体に医療ネットワークを拡大しています。

## 【在宅医療ネットワーク登録の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
登録者数	1,242人	1,441人	1,600人

## 【施策の方向】

- 粕屋医師会や関係医療機関を中心に、「粕屋地区在宅医療ネットワーク」を推進します。

### (3) 社会福祉協議会との連携

#### 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、福祉上の諸問題を地域社会の協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織」です。

地域福祉を基盤とする機能を具体化しながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して多様な事業を行っており、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性と、民間組織としての柔軟性や自主性といった特性を發揮しながら、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの実現を目指しています。

① 地域福祉推進事業		社会福祉協議会	
<b>【事業内容】</b>			
市内45行政区のうち39の行政区において、地域住民で組織された福祉会を設置し、ひとり暮らし高齢者の孤立化や孤独死を防止するため、見守り活動の実施や地域の集いの場としてのサロン活動等を行っています。(小地域福祉会活動)			
また、ボランティアセンターを設置し、市民や学校に対して啓発活動を行い、併せてコーディネートを実施しています。			
<b>【高齢者見守り活動の状況】</b>			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
見守り活動実施人数	1,076人	1,085人	1,100人
<b>【施策の方向】</b>			
○ 今後も社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業に関して、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を深め、支援していきます。			

② 安心生活サポート事業		社会福祉協議会	
<b>【事業内容】</b>			
適切な判断をすることが難しく、日常生活に不安がある高齢者や障がい者の暮らしをサポートし、自立した生活ができるように支援する事業です。			
福祉サービスの利用や行政手続きに関する相談・援助、預貯金の出し入れや公共料金等の支払いに関する金銭管理、預金通帳や印鑑等重要書類の預かりに関する財産保全等のサービスを提供することにより日常生活の支援を行っています。			
<b>【安心生活サポート事業利用者の状況】</b>			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
利用者数(契約者数)	25人	33人	36人
<b>【施策の方向】</b>			
○ 今後も安心生活サポート事業を支援するとともに、成年後見制度における法人受託や市民後見人の養成を通じた市民による支えあいシステムの充実に向け、連携を図っていきます。			

### 3. 認知症高齢者の支援体制の充実

本市の認知症高齢者数は、以下の表に示すとおり、年々増加傾向にあります。

高齢者が認知症になっても尊厳あるその人らしい生涯を送り、その家族も安心して暮らすことのできる環境を整えるための対策が求められており、予防・診断・治療・ケア・家族支援など地域ぐるみで支える体制の構築を図ります。

【認知症高齢者数の推移】

(単位：人)

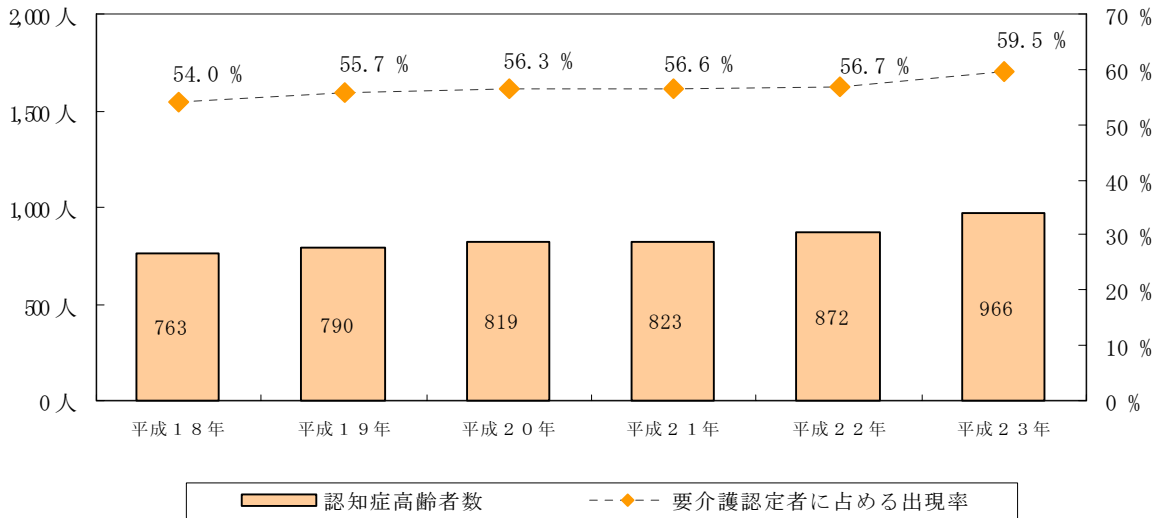
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者人口	9,071	9,535	9,957	10,385	10,721	11,043
要介護認定者数	1,413	1,419	1,454	1,453	1,538	1,623
認知症高齢者数	763	790	819	823	872	966
要介護認定者に占める出現率	54.0%	55.7%	56.3%	56.6%	56.7%	59.5%

(注1) 各年9月末時点

(注2) 認知症高齢者数は、要介護認定訪問調査における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者数

(認知症高齢者数)

(出現率)



## (1) 認知症高齢者のケア体制の充実

<b>① 認知症予防対策の推進</b>	地域支援事業
<p><b>【事業内容】</b>          地域包括支援センターでは、物忘れ外来等の認知症に関する医療機関の情報提供を行い、早期発見・早期治療を勧めるとともに、市民全体に対して「認知症サポーター養成講座」等を活用し、認知症予防の重要性についての啓発を実施しています。</p>	
<p><b>【施策の方向】</b>          ○ 脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防と早期発見・早期治療のため、健康診査や健康教育・健康相談の充実を図るとともに、関係課連携による認知症の正しい知識や、認知症予防のための正しい生活習慣の普及啓発に努めます。</p>	

<b>② 認知症高齢者への介護サービス</b>	介護保険												
<p><b>【事業内容】</b>          認知症高齢者を支援する介護サービスの主要なものとして、家庭的な雰囲気の中で少人数で過ごすことができる認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、小規模多機能型居宅介護があります。          また、在宅生活を継続する高齢者については、通所型や訪問型、短期入所等、個々に合ったサービスの提供も行っています。          これらのサービスを利用し、住み慣れた地域において認知症高齢者と家族が穏やかで心地よい生活環境を保つことは、認知症状の進行を緩やかにし、介護者である家族等の負担軽減が図られるなどの効果が期待できます。</p>													
<p><b>【介護サービス利用者状況】</b>（1ヵ月あたり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">14人</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</td> <td style="text-align: center;">65人</td> <td style="text-align: center;">68人</td> <td style="text-align: center;">69人</td> </tr> </tbody> </table>			平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）	小規模多機能型居宅介護	4人	10人	14人	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	65人	68人	69人
	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）										
小規模多機能型居宅介護	4人	10人	14人										
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	65人	68人	69人										
<p><b>【施策の方向】</b>          ○ 今後も、認知症高齢者に対する様々な介護サービス利用の有効性や、介護サービス事業所の情報を積極的に周知し利用促進を図ります。</p>													
<p><b>【介護サービス利用者見込み数】</b>（1ヵ月あたり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">25人</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</td> <td style="text-align: center;">81人</td> <td style="text-align: center;">81人</td> <td style="text-align: center;">81人</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	小規模多機能型居宅介護	20人	25人	25人	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	81人	81人	81人
	平成24年度	平成25年度	平成26年度										
小規模多機能型居宅介護	20人	25人	25人										
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	81人	81人	81人										

## (2) 認知症高齢者に対する理解の促進

① 認知症高齢者の家族介護者に対する支援の充実	地域支援事業
<p><b>〔事業内容〕</b>          介護をしている家族などを対象に認知症の正しい理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」や、介護技術の習得と家族介護者同士の交流を深めるための「家族介護教室」を実施しています。          家族介護者に対し、介護者のつどい「菜の花会」等の家族会の紹介を行い、介護者間の交流が図れるよう支援しています。</p>	
<p><b>〔施策の方向〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護をしている家族などが抱える悩みや不安に対する相談に対応するとともに、介護福祉サービスや家族会、物忘れ外来等の紹介を行います。</li> <li>○ 引き続き、「認知症サポーター養成講座」や「家族介護教室」を行い、地域において認知症に関する正しい知識の普及に努めます。</li> </ul>	
② 認知症地域支援ネットワークの構築	地域支援事業
<p><b>〔事業内容〕</b>          地域で生活する認知症やひとり暮らし高齢者などが安心・安全に暮らせるよう地域包括支援センター・民生委員や福祉員・介護サービス事業所・警察署・市役所・電力会社・新聞社等による見守りを行っています。</p>	
<p><b>〔施策の方向〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉会や老人クラブ等の地域の活動団体やボランティア、近隣住民、関係機関等との協働により、認知症のみならず地域の要援護高齢者等がより安心・安全に暮らせるよう、地域支援ネットワークの基盤整備に努めます。</li> </ul>	

③ 認知症サポーターキャラバン事業

地域支援事業

【事業内容】

認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するため、地域を基盤とした認知症ケアシステムの一環として、キャラバン・メイト及びキャラバン・メイトとの協働による認知症サポーターを養成しています。

本市では、『古賀市キャラバン・メイト連絡会（橙）』を立ち上げており、この連絡会を通して、キャラバン・メイトが市職員や市内企業・地域の成人学級・民生委員・学校教諭などを対象に、幅広く「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

【認知症サポーター養成状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
サポーター数（累計）	1,040人	1,348人	1,800人

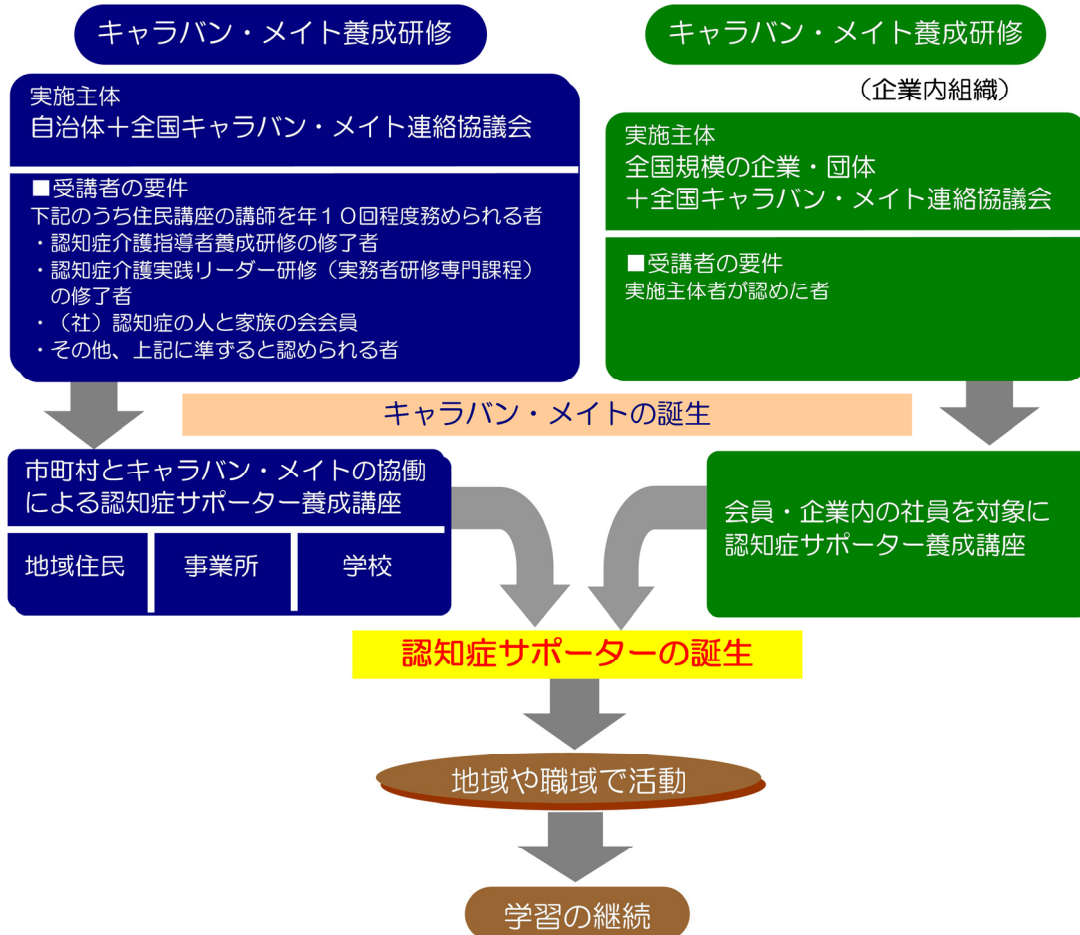
【施策の方向】

- 認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、小・中学校の児童・生徒・教諭・PTA等を含む学校関係機関に働きかけを行い、サポーターの養成に努めます。

【認知症サポーター養成見込み】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
サポーター数（累計）	2,100人	2,400人	2,800人

「認知症サポーターキャラバン」のしくみ



(3) 認知症高齢者の権利擁護体制の充実

<b>① 成年後見制度利用支援事業</b>	地域支援事業		
<p><b>【事業内容】</b>                  成年後見制度とは、認知症などで判断能力が十分ではなくなった人に対し、財産の侵害を受けたり人間としての尊厳を損なうことなく地域の中で安心して生活していけるよう、家庭裁判所への申立を通して、法律面や生活面で支援してくれる人（後見人等）を付けてもらうようにする制度です。                  本人が申立できない場合や申立をする親族がない場合、市長による申立を行い、申立費用と成年後見人に対する報酬の助成を実施しています。</p>			
<b>【成年後見制度の申立状況】</b>			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
成年後見制度 市長申立件数	1件	1件	1件
<p><b>【施策の方向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民後見人の育成や活用についての研修・制度の周知を行い、認知症高齢者の自立と尊厳を守る成年後見制度の普及・推進を図ります。</li> <li>○ 成年後見制度の市長申立費用と成年後見人に対する報酬の助成を継続して実施します。</li> </ul>			
<b>【成年後見制度の申立見込み】</b>			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度 市長申立件数	2件	2件	2件

## 4. 社会参加と生きがいつくりの支援

高齢者は地域活動の貴重な担い手であり、今後の地域社会において、高齢者の社会参加はより重要なものとなってきます。

文化・芸術・スポーツ等の活動、ボランティア活動や就労等を通じた高齢者の社会参加や生きがいつくりを支援し、地域においていつまでもいきいきと活躍することのできる活力ある地域社会の形成を図ります。

### (1) 社会活動参加への支援

#### ① 生涯学習の充実

##### 〔事業内容〕

高齢者が文化・芸術・スポーツ等の活動を行うことで心身の健康を維持することは、要介護（支援）状態への進行の予防につながります。

ライフスタイルにあった生きがいの創造と、地域社会から求められるボランティアの育成を充実することは、高齢者の福祉増進と健康で明るい生活づくりの面からますます重要とされることから、本市では関係部署との連携を深めながら、生涯学習の推進に向け、趣味や教養にとどまらず社会貢献等につなげるボランティア育成事業を展開しています。

##### 【コスモス市民講座開催状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催回数	84回（7コース）	66回（10コース）	72回（11コース）
参加人数	2,676人	1,903人	1,950人

##### 〔施策の方向〕

- 生涯学習の充実に向けて、文化・芸術、スポーツ、各種講座等をライフスタイルに合わせ展開します。
- 高齢者自身が身につけた豊富な知識や技術等を、校区コミュニティの推進や子どもの居場所づくりのボランティア活動等で発揮できるような取組を具体化していきます。

#### ② 老人クラブ

##### 〔事業内容〕

老人クラブは、地域の高齢者が互いに親睦を深め、様々な活動に加わることで、社会参加や生きがいつくりを促進させるとともに、地域のボランティア活動等の自主活動を積極的に行っています。

##### 【単位クラブ・会員数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
単位クラブ数	28	28	28
会員数	1,829人	1,802人	1,800人

##### 〔施策の方向〕

- 現状の支援体制を維持し、今後も高齢者の社会参加や生きがいつくりを支援するための取組を進めていきます。

## (2) 介護予防・生きがい活動支援 [拠点型デイサービス]

介護予防の視点から、要介護（支援）認定者以外の高齢者に対して、介護予防・生きがい活動の支援を4カ所の施設で実施しています。

## ① 介護予防・生きがい活動支援センター事業 [いきいきセンター『ゆい』]

## 【事業内容】

高齢者の要介護（支援）状態への進行を予防するため、サポーターによる様々な介護予防活動を通して、心身の機能の低下防止や仲間づくりを行っています。

また、生活に不安がある高齢者等に対する短期入所事業も併せて実施しています。

## 【利用状況（いきいきセンター『ゆい』）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催日数	137日	139日	139日
利用者数	3,309人	3,448人	3,450人
サポーター数	981人	1,002人	1,000人

## 【施策の方向】

- 今後も継続的な取組を進め、サポーターの育成を図るとともに、介護予防活動の地域展開ができるよう検討します。

## 【利用見込み数（いきいきセンター『ゆい』）】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催日数	138日	138日	139日
利用者数	3,450人	3,463人	3,503人

## ② 介護予防支援センター事業 [ふれあいセンター『りん』]

## 【事業内容】

高齢者が「ものづくり」を通して、自らの生きがい活動や仲間づくりを深めるとともに、健康増進と要介護（支援）状態への進行を予防することを目的として活動しています。

## 【利用状況（ふれあいセンター『りん』）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催日数	174日	179日	176日
利用者数	2,066人	2,419人	2,700人

## 【施策の方向】

- 現状の指定管理の形態を維持しつつ、利用拡大が図れるような取組を促進していきます。

## 【利用見込み数（ふれあいセンター『りん』）】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催日数	178日	177日	179日
利用者数	2,456人	2,460人	2,506人

## ③ 介護予防・生きがい支援事業【しゃんしゃん】

## 【事業内容】

在宅の虚弱傾向にある高齢者が、室内レクリエーションや各種手芸などの生きがい活動を通じて、社会的孤立の解消、自立した生活の助長、要介護（支援）状態への進行を予防することを目的として活動しています。

## 【利用状況（しゃんしゃん）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催日数	245日	247日	240日
利用者数	2,913人	2,713人	2,700人

## 【施策の方向】

- 現状の指定管理の形態を維持しつつ、利用拡大が図れるような取組を促進していきます。

## 【利用見込み数（しゃんしゃん）】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催日数	247日	242日	246日
利用者数	2,766人	2,735人	2,804人

## ④ 高齢者生きがいづくり支援センター事業【えんがわくらぶ】

地域支援事業

## 【事業内容】

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験と知識、技能を生かし、健康づくりや文化活動を通じて利用者相互の連帯と、世代間交流による相互理解を深め、さらにその成果を高齢者リーダーとして地域に還元することを目的に活動しています。

## 【利用状況（えんがわくらぶ）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
開催日数	91日	101日	97日
利用者数	984人	1,293人	1,100人

## 【施策の方向】

- 現状の支援形態を維持しつつ、学校など関係機関との協力体制を促進させ、より一層活発な活動が図れるよう取組を促進します。

## 【利用見込み数（えんがわくらぶ）】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催日数	100日	100日	99日
利用者数	1,300人	1,310人	1,307人

## (3) 就労機会の確保

## ① シルバー人材センター

## 〔事業内容〕

シルバー人材センターは、高齢者の能力が生かされる様々な就労を促進し、社会参加、生きがいづくりができるよう支援しています。

## 【会員数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
会員数	472人	469人	465人

## 【受注件数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
技術群(各種講座等の指導・自動車運転業務等)	153件	137件	104件
調査・技能群(大工仕事・植木剪定・消毒等)	1,014件	1,080件	872件
管理群(建物管理・駐車場管理等)	290件	269件	263件
折衝外交群(集金・配送等)	14件	14件	14件
一般作業群(屋外清掃作業・除草作業等)	1,745件	1,761件	1,940件
サービス群(福祉・家事援助サービス等)	554件	563件	452件
事務群(毛筆・筆耕事務等)	29件	32件	39件
合計	3,799件	3,856件	3,684件

## 〔施策の方向〕

- 国の財政事情や高齢者の就労ニーズの多様化などにより、シルバー人材センターを取り巻く環境は年々厳しくなっていますが、高齢者の生きがいづくりや能力を社会に活かしていく社会参加の場として大変重要な機関です。そのため、今後は会員の拡大や新たな就業の場の開拓を図り、併せて自立的運営基盤の強化を視野において支援していきます。

## ② 無料職業紹介所

## 〔事業内容〕

市役所庁舎内の「無料職業紹介所」で、全世代の就労支援や高齢者の生きがいのある就労の場づくりを支援しています。

## 【就労人数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
就労人数	1人	1人	4人

## 〔施策の方向〕

- 就労の場づくりの窓口として継続的な支援を行い、就労機会の充実を図ります。

## 5. 高齢者を支援するサービスの充実

高齢化の進行によって、介護保険サービスとそれを補完するサービスの需要はさらに高まると予測されます。

そのため、介護が必要な高齢者やその家族が自ら必要なサービスを選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスの充実やそれを補完する在宅生活支援等の福祉サービスの充実を図ります。

### (1) 介護保険サービスの充実

#### ① 低所得者等の負担軽減

介護保険

##### 【事業内容】

介護サービス費用の負担が困難な方に対し、負担軽減を行う制度を実施しています。

- 高額介護（予防）サービス費  
1ヶ月の利用者負担額が一定額（所得段階に応じて決定）を超えた場合に利用者に払い戻す制度
- 高額医療合算介護（予防）サービス費  
1年間の介護保険と医療保険の自己負担額の合算が一定額（所得等に応じて決定）を超えた場合に利用者に払い戻す制度
- 特定入所者介護（予防）サービス費  
介護保険施設やショートステイの利用者の居住費と食費について、一定の限度額（所得段階に応じて決定）を超える部分について負担軽減を行う制度
- 社会福祉法人による利用者負担軽減  
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が低所得者で生計が困難である者に対して利用者負担分の軽減を行う制度

##### 【負担軽減状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
高額介護（予防）サービス費	3,070件	3,623件	4,008件
高額医療合算介護（予防）サービス費	93件	139件	192件
特定入所者介護（予防）サービス費	1,960件	1,988件	2,320件
社会福祉法人による利用者負担軽減	0件	0件	1件

##### 【施策の方向】

- 今後も引き続き制度を継続し、負担が困難な方に対する支援を図ります。

## ② 介護保険施設等の整備

介護保険

## 〔事業内容〕

在宅での介護が困難な高齢者が入所して介護を受けながら生活することのできる介護保険施設等については、入所希望待機者が多いと見込まれた介護老人福祉施設を平成23年度に新たに一箇所整備（地域密着型を整備）しています。

## 【介護保険施設等の整備数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	1施設（29床）

## 〔施策の方向〕

- 在宅での介護が困難な高齢者の介護保険施設等への入所希望に対応するため、施設の整備を計画的に実施します。

## 【介護保険施設等の整備予定数】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	1施設（40床）	-	-
認知症対応型共同生活介護	1ユニット（9床）	-	-

## ③ 介護給付等適正化事業

地域支援事業

## 〔事業内容〕

介護保険事業の適正な運営を図るため、要介護（支援）認定調査状況の確認や保険給付状況のチェック（住宅改修の点検、医療情報との突合・縦覧点検）を実施しています。

また、居宅介護支援事業所を訪問し、適切なケアプランが作成されているか点検を実施しています。

## 【ケアプランチェック実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
ケアプランチェック実施事業所数	8事業所	4事業所	4事業所

## 〔施策の方向〕

- 今後も介護保険事業の適正な運営を図るため、計画的に給付状況等のチェック・点検を実施します。

## 【ケアプランチェック実施予定】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ケアプランチェック実施事業所予定数	4事業所	4事業所	4事業所

④ 介護サービスに関する情報提供	介護保険
<p><b>[ 事業内容 ]</b>            広報誌やパンフレット等による啓発、出前講座や各種団体への説明会の開催により情報提供を行っています。            また、利用者が適切な介護サービス事業者の選択を図れるよう、サービス内容等の情報の公表を実施しています。</p>	
<p><b>[ 施策の方向 ]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も広報誌やパンフレット等による啓発や出前講座、各種団体への説明会による情報提供を実施します。</li> <li>○ 利用者が適切な介護サービス事業者の選択ができるよう制度の効果的な運用を支援します。</li> </ul>	

⑤ 介護サービス事業者との連携	介護保険
<p><b>[ 事業内容 ]</b>            介護サービス事業者の自主運営によるネットワーク等の研修会における支援を地域包括支援センターを中心に行っています。</p> <p>(介護サービス事業所ネットワークの名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・にこにこ会 ----- 居宅介護支援事業所</li> <li>・手をつなごう会 ---- 訪問介護事業所</li> <li>・あじさいの会 ----- 通所系事業所</li> <li>・ひだまりの会 ----- 地域密着型施設等事業所</li> </ul>	
<p><b>[ 施策の方向 ]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後とも事業所ネットワークの支援を行いながら、さらなる介護サービスの充実を図り、各事業者の資質の向上に努めます。</li> </ul>	

## (2) 在宅生活支援サービスの充実

① 介護用品（紙おむつ）給付事業	地域支援事業												
<p><b>【事業内容】</b> 要介護3以上の在宅で生活する高齢者に対して、介護者の負担を軽減するため、紙おむつを給付しています。（給付上限額、所得要件あり）</p> <p><b>【紙おむつ給付の利用状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>116人</td> <td>138人</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table>			平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)	利用者数	116人	138人	150人				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)										
利用者数	116人	138人	150人										
<p><b>【施策の方向】</b> ○ 今後も、高齢者の在宅生活を支援するため、継続的な取組を行います。</p> <p><b>【紙おむつ給付の利用見込み】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>164人</td> <td>180人</td> <td>198人</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	利用者数	164人	180人	198人				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度										
利用者数	164人	180人	198人										
② 住宅改造助成													
<p><b>【事業内容】</b> 要介護（支援）認定者に対して、30万円を限度に住宅改造助成を行っています。原則、介護保険サービスの住宅改修を行い、工事費が介護保険の利用限度額を超えた場合に支給されます。（所得要件あり）</p> <p><b>【住宅改造助成の利用状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>			平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)	利用者数	1人	3人	5人				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)										
利用者数	1人	3人	5人										
<p><b>【施策の方向】</b> ○ 今後も、在宅生活支援サービスの充実に向け、介護保険サービスとの連携を図り実施します。</p>													
③ 寝具洗濯等サービス													
<p><b>【事業内容】</b> 要介護3以上の在宅で生活する高齢者を対象に、日常使用している寝具の洗濯、乾燥、消毒を行っています。（年2回、所得要件あり）</p> <p><b>【寝具洗濯等サービスの利用状況】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>22人</td> <td>21人</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>延べ利用回数</td> <td>33回</td> <td>30回</td> <td>35回</td> </tr> </tbody> </table>			平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)	利用者数	22人	21人	23人	延べ利用回数	33回	30回	35回
	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)										
利用者数	22人	21人	23人										
延べ利用回数	33回	30回	35回										
<p><b>【施策の方向】</b> ○ 今後も、高齢者の在宅生活を支援するため、継続的な取組を行います。</p>													

## ④ 緊急通報システム事業

## 【事業内容】

日常生活を営む上で、常時注意を要する65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象として、緊急通報装置を給付または貸与し、緊急時における連絡手段の確保することにより、高齢者の在宅生活の支援を行っています。

## 【緊急通報システムの利用状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
実利用者数	182人	156人	145人
緊急通報件数	22件	16件	10件

## 【施策の方向】

- 事業内容の検証を行いながら、今後も継続的な取組を進めます。

## 【緊急通報システムの利用見込み】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	150人	150人	150人

## ⑤ 配食サービス

地域支援事業

## 【事業内容】

食事の調理や調達が困難な高齢者及び障がい者に対し、配食サービスを実施し、高齢者等の健康増進及び安否の確認を行っています。

平成23年度には、利用条件の緩和や利用者が複数業者から選択できるよう、事業の見直しを実施しました。

## 【配食サービスの利用状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
実利用者数	76人	56人	50人
延べ配食数	11,673食	8,555食	7,700食

## 【施策の方向】

- 事業内容の検証を行いながら、今後も継続的な取組を行い、さらなる事業者の拡大に努めます。

## 【配食サービスの利用見込み】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	60人	70人	80人

(3) 施設生活支援事業の推進

① 養護老人ホームへの入所措置

**【事業内容】**

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な人に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性等を総合的に勘案して入所措置を行っています。

**【養護老人ホーム入所措置実施状況】**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
入所措置者数	13人	14人	13人

**【施策の方向】**

○ 今後も適切な措置を図り、施設と連携し、入所者の自立を目指す支援が行えるよう取り組めます。

② 生活支援ハウスへの入所判定

**【事業内容】**

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することが困難な人に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設であり、状況等を総合的に勘案して入所判定を行っています。

**【生活支援ハウス入所措置実施状況】**

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
入所措置者数	10人	9人	10人

**【施策の方向】**

○ 今後も適切な措置を図り、施設と連携し、入所者の自立を目指す支援が行えるよう取り組めます。

## (4) 高齢者支援助成事業の推進

## ① はり・きゅう施術料助成

## 【事業内容】

65歳以上の高齢者に対し、はり・きゅう施術料の一部を助成することにより、安らぎを付与する事業として実施しています。

## 【はり・きゅう施術料助成実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
助成券発行者数	607人	606人	550人
利用枚数	5,917枚	6,189枚	5,900枚

## 【施策の方向】

○ 事業内容の検証を行いながら、今後も継続的な取組を進めます。

## ② 老人の日記念品代贈呈事業

## 【事業内容】

市内の満88歳、90歳、99歳、100歳以上の人に記念品代を贈呈しています。

## 【老人の日記念品代贈呈事業実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
実施人数	246人	300人	291人

## 【施策の方向】

○ 今後も継続的な取組を進めます。

## ③ 在日外国人高齢者福祉給付金支給事業

## 【事業内容】

昭和57年の国民年金法改正の適用により、年金の受給ができない在日外国人高齢者に対して、給付金を支給しています。(大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録をした人で1年以上市内に居住している人が対象)

## 【支給状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度(見込み)
支給者数	0人	0人	0人

## 【施策の方向】

○ 今後も継続的な取組を進めます。

## 第5章 介護保険事業に係るサービス量と費用の見込み

### 1. 被保険者数・要介護（支援）認定者数の見込み

#### (1) 被保険者数の推計

本市の65歳以上人口（第1号被保険者数）は年々増加傾向にあり、平成26年には、13,129人（総人口比22.0%）になると予測しています。

その内訳としては、65歳以上74歳以下の人口が7,607人（総人口比12.7%）、75歳以上の人口が5,522人（総人口比9.3%）になると見込まれます。

【被保険者数の推計】

（単位：人）

	実績			推計		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	58,250	58,504	58,775	59,087	59,382	59,663
65歳以上人口 ※ 第1号被保険者数	10,385	10,721	11,049	11,685	12,403	13,129
総人口比(高齢化率)	17.8%	18.3%	18.8%	19.8%	20.9%	22.0%
65歳 - 74歳	5,881	6,030	6,162	6,565	7,089	7,607
総人口比	10.1%	10.3%	10.5%	11.1%	11.9%	12.7%
65歳 - 69歳	3,400	3,430	3,370	3,640	4,000	4,371
総人口比	5.8%	5.9%	5.7%	6.2%	6.7%	7.3%
70歳 - 74歳	2,481	2,600	2,792	2,925	3,089	3,236
総人口比	4.3%	4.4%	4.8%	5.0%	5.2%	5.4%
75歳以上	4,504	4,691	4,887	5,120	5,314	5,522
総人口比	7.7%	8.0%	8.3%	8.7%	8.9%	9.3%
75歳 - 79歳	1,960	1,998	2,066	2,141	2,198	2,256
総人口比	3.4%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%
80歳 - 84歳	1,379	1,428	1,464	1,534	1,588	1,659
総人口比	2.4%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%
85歳 - 89歳	727	786	848	928	982	1,005
総人口比	1.2%	1.3%	1.4%	1.6%	1.7%	1.7%
90歳以上	438	479	509	517	546	602
総人口比	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
40歳 - 64歳人口 ※ 第2号被保険者数	20,332	20,407	20,520	20,389	20,230	20,023

(注1) 各年9月末時点の値

(注2) 65歳以上人口と第1号被保険者数は同数として推計

(注3) 「総人口比」において、四捨五入のため各項目の合計が100%とまらない箇所がある

(2) 要介護（支援）認定者数の推計

平成24～26年の要介護（支援）認定者数について、高齢者人口の年齢階層別の推移と要介護（支援）認定者数の実績をもとに推計しています。

今後も要介護（支援）認定者数は増加し、平成26年には2,077人となり、要介護（支援）認定率は15.3%まで上昇すると見込まれます。

【要介護（支援）認定者数の推計】

(単位：人)

	実績			推計		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護（支援）認定者数	1,453	1,538	1,623	1,752	1,902	2,077
要支援1	234	194	189	195	198	200
要支援2	249	263	268	274	280	291
要介護1	228	253	280	311	355	402
要介護2	207	256	275	316	357	404
要介護3	212	221	240	251	267	286
要介護4	193	212	209	220	231	246
要介護5	130	139	162	185	214	248
㉑ 65歳以上人口 (第1号被保険者数)	10,385	10,721	11,049	11,685	12,403	13,129
㉒ 要介護（支援）認定者数 (第1号被保険者のみ)	1,384	1,469	1,558	1,684	1,835	2,004
要介護（支援）認定率 (㉒/㉑)	13.3%	13.7%	14.1%	14.4%	14.8%	15.3%

(注1) 各年9月末時点の値

(注2) 65歳以上人口と第1号被保険者数は同数として推計

## 2. サービスの利用見込み量と整備方針

### (1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね30分以内に必要なサービスの提供が可能な区域を定めるものです。

本計画期間（平成24～26年度）では、介護サービス・介護予防サービス・地域支援事業の利用実態を踏まえ、利用者の自由な選択を保障する観点から、本市全域を1つの日常生活圏域として、設定することとします。

### (2) 参酌標準

国の示す参酌標準では、平成26年度における施設サービス等（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護）の要介護4以上の利用者割合が、施設サービス等の利用者全体に対して70%以上となることを目標としています。

本計画においても、参酌標準の平成26年度における目標値を踏まえ、施設サービス等の利用見込み量を推計することとします。

### (3) 療養病床の再編成の方針

国の方針により、介護療養病床及び医療療養病床については、平成29年度末までに介護老人福祉施設や老人保健施設等の介護保険施設への転換を図り、廃止することが決定しています。

本市では、本計画期間の療養病床の転換予定はありませんが、今後も療養病床を運営する事業者側と協議を行い、平成29年度までに円滑に転換が実施できるような体制を整えていきます。

#### 【介護療養病床の状況】

	現状	計画		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設（床数）	240	240	240	240
転換（予定）数（床数）	0	0	0	0

#### (4) 居宅系サービスの利用見込み量（地域密着型サービス以外）

サービス利用実績と要介護（支援）認定者数をもとに、平成24～26年度の居宅系サービス利用量を推計しています。

**① 訪問介護**

ホームヘルパーや介護福祉士等が自宅を訪問して、食事・入浴・排泄の介助や、炊飯・掃除・洗濯等の日常生活を援助をするサービスです

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人) [年間]	1,477	1,572	1,596	1,656
介護(人) [年間]	2,260	2,292	2,496	2,820

**② 訪問入浴介護**

入浴が困難な方の自宅を入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人) [年間]	0	0	0	0
介護(人) [年間]	130	144	168	192

**③ 訪問看護**

看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人) [年間]	178	180	192	204
介護(人) [年間]	610	624	684	780

**④ 訪問リハビリテーション**

通院してリハビリテーションを受けることが困難な方に対して、理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人) [年間]	97	108	120	132
介護(人) [年間]	263	312	336	408

⑤ 居宅療養管理指導

医療機関への通院が困難な方に対し、医師・歯科医師・薬剤師等が利用者宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	272	360	384	408
介護(人)[年間]	2,206	2,256	2,484	2,808

⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター等において、自立した日常生活を営めるように、入浴や食事の提供、機能訓練などを行うサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	2,064	2,148	2,220	2,304
介護(人)[年間]	4,841	4,944	5,520	6,180

⑦ 通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関や老人保健施設に併設されたデイケアセンター等において、利用者の心身の機能の維持・回復を図るため、理学療法・作業療法・その他リハビリテーションを行うサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	717	732	744	768
介護(人)[年間]	1,439	1,452	1,632	1,908

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等に短期間入所し、主に日常生活の介護と機能訓練を受けることのできるサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	88	96	108	120
介護(人)[年間]	1,234	1,260	1,320	1,488

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理の下で、主に介護・機能訓練・治療・看護を受けることのできるサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	0	0	0	0
介護(人)[年間]	30	48	48	48

⑩ 福祉用具貸与

在宅の要介護（支援）者の自立した日常生活を支援するため、車いす・特殊寝台・体位変換器・手すり・歩行器等を貸与するサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	1,213	1,272	1,296	1,344
介護(人)[年間]	3,626	4,068	4,548	5,172

⑪ 特定福祉用具販売

福祉用具の中で貸与になじまない性質の腰掛便座・入浴補助具・特殊尿器等について、購入費用の9割を支給するサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	57	72	84	96
介護(人)[年間]	74	120	132	144

⑫ 住宅改修

手すりの取付けや段差解消等の住宅改修について、その費用の9割を支給するサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防(人)[年間]	68	84	96	108
介護(人)[年間]	82	120	132	144

⑬ 介護予防支援・居宅介護支援

心身の状態や家庭の状況、本人の希望等に基づいて、介護（予防）サービスが適切に利用できるようサービス計画の作成やサービス実施機関との調整を行うサービスです

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	3,985	4,104	4,176	4,260
介護（人）[年間]	7,085	7,356	8,124	9,144

(5) 地域密着型サービスの整備方針（市指定分）

住み慣れた地域での生活を支えるための地域密着型サービスは、市が事業者の指定や指導・監督を行っています。平成24～26年度の整備量計画については、次のとおりです。

**① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護** ※ 平成24年度から制度化されるサービス

在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです

**【整備方針】**  
人口10万人以上の圏域に1ヵ所を目途に設立することを想定した都市型サービスであることを勘案し、本計画期間においては整備を行わないこととし、早朝や夜間のニーズについては従来どおり訪問介護及び訪問看護にて対応します

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	-	0	0	0
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

**【サービス利用量】**

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	-	0	0	0

**② 夜間対応型訪問介護**

定期巡回や通報により、ホームヘルパーや介護福祉士等が自宅を訪問し、食事・入浴・排泄の介助や炊飯・掃除・洗濯等の生活援助を24時間体制で行うサービスです

**【整備方針】**  
人口10万人以上の圏域に1ヵ所を目途に設立することを想定した都市型サービスであることを勘案し、本計画期間においては整備を行わないこととし、早朝や夜間のニーズについては従来どおり訪問介護にて対応します

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	-	0	0	0
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

**【サービス利用量】**

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護

介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護等において、認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられるサービスです

【整備方針】

現在、1ヵ所（定員3人）整備されており、認知症対応型通所介護のニーズに対する必要整備量は確保されていると判断できることから、本計画期間については、新たな整備は行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	3	3	3	3
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	0	0	0	0
介護（人）[年間]	0	36	36	36

④ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心とし、心身の状況や希望に応じて訪問・宿泊サービスを組み合わせ、食事・入浴・排泄の介助や機能訓練を行うサービスです

【整備方針】

現在、1ヵ所（定員25人）整備されていますが、本計画期間においては、利用状況等からニーズを見極めることに重点を置き、新たな整備は行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	25	25	25	25
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	22	60	84	84
介護（人）[年間]	134	180	216	216

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）において、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられるサービスです

【整備方針】

現在、5カ所（合計8ユニット、定員72人）整備されていますが、今後の高齢化に伴う認知症高齢者の増加によって高まるニーズの受け入れ体制を確保するためには、定員増により対応する必要があることから、本計画期間において新たに1ユニット（9人分）を整備する計画としています

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	8ユニット （72人）	9ユニット （81人）	9ユニット （81人）	9ユニット （81人）

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	0	0	0	0
介護（人）[年間]	829	972	972	972

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです

【整備方針】

現在、特定入居者生活介護（広域型）が2カ所整備されており、また、本計画期間に介護老人福祉施設（広域型）を1カ所（40人分）増床する計画であることも含めて、本計画期間においては、総合的にニーズに対応するサービスの確保ができると判断されることから、整備を行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	0	0	0	0

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	0	0	0	0

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な重度の要介護者を想定した定員29人以下の小規模な施設で、食事・入浴などの介護や健康管理を受けられるサービスです

【整備方針】

平成23年度に1ヵ所（定員29人）整備を行っており、また、本計画期間に介護老人福祉施設（広域型）を1ヵ所（40人分）増床する計画であることから、新たな整備を行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	29	29	29	29
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	315	348	348	348

⑧ 複合型サービス

※ 平成24年度から制度化されるサービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです

【整備方針】

小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の利用状況から、現時点では複合型サービスに対するニーズは低いと判断されるため、今後の整備については状況を見極めながら対応することとし、本計画期間においては、整備を行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	-	0	0	0
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	-	0	0	0

**(6) 施設・居住系サービスの整備方針（県指定分）**

施設・居住系サービスのうち、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・特定入所者生活介護については、県が事業者の指定や指導・監督を行っています。

施設の所在する市町村の計画や状況等を踏まえ、県と市町村の協議を経て、整備量が決定されることとなります。

施設・居住系サービス（県指定分）における平成24～26年度の整備量計画については、次のとおりです。

**① 特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム等において、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を行う介護サービスです

**【整備方針】**

現在、2カ所（定員合計60人）の施設が整備されており、サービスに対するニーズや他施設の整備計画等から総合的に判断し、本計画期間に新たな整備は行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	60	60	60	60
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

**【サービス利用量】**

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	171	180	180	192
介護（人）[年間]	678	852	936	1,020

② 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄等の日常生活介護や療養上の世話が受けられるサービスです

【整備方針】

現在、1カ所（定員50人）の施設が整備されていますが、入所待機者が発生している状況であり、その中でも要介護度が高く在宅での対応が困難な方のニーズに対応するため、参酌標準も勘案し、本計画期間に新たに1カ所（40人分）の整備を行うこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	50	90	90	90
		← 計画期間中の整備量 +40人（床） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	773	984	1,224	1,332

③ 介護老人保健施設

医学的管理の下で看護・介護・リハビリテーションを行う施設において、病状が安定している方に対して、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援するサービスです

【整備方針】

本市では、介護老人保健施設は整備されていませんが、介護療養型医療施設が1カ所（定員240人）整備されており、医学的管理の下で介護サービスを行う施設が充実している状況であることから、本計画期間に新たな整備は行わないこととします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	0	0	0	0
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	548	636	672	756

④ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理の下で長期療養が必要な方のための医療機関におけるサービスです

【整備方針】

現在、1カ所（定員240人）の施設が整備されており、ニーズに対応したサービス体制が整っていること、また、国の方針により平成29年度までに廃止（転換）の方針であり新規指定は行わないことから、本計画期間においては新たな整備は行わず現状維持とします

	現状	計画量		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
定員数（人）	240	240	240	240
		← 計画期間中の整備量 0（なし） →		

【サービス利用量】

	現状	推計値		
	平成23年度 （見込み）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予防（人）[年間]	-	-	-	-
介護（人）[年間]	1,439	1,536	1,548	1,572

(7) 介護給付サービスの見込み量(集計)

平成24～26年度の介護給付サービスの見込み量について、以下のとおり推計しています。

【介護サービスの見込み量】

(単位：人/年)

サービス区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	予防	介護	予防	介護	予防	介護
居宅サービス						
訪問介護	1,572	2,292	1,596	2,496	1,656	2,820
訪問入浴介護	0	144	0	168	0	192
訪問看護	180	624	192	684	204	780
訪問リハビリテーション	108	312	120	336	132	408
居宅療養管理指導	360	2,256	384	2,484	408	2,808
通所介護	2,148	4,944	2,220	5,520	2,304	6,180
通所リハビリテーション	732	1,452	744	1,632	768	1,908
短期入所生活介護	96	1,260	108	1,320	120	1,488
短期入所療養介護	0	48	0	48	0	48
福祉用具貸与	1,272	4,068	1,296	4,548	1,344	5,172
特定福祉用具販売	72	120	84	132	96	144
住宅改修	84	120	96	132	108	144
特定施設入居者生活介護	180	852	180	936	192	1,020
介護予防支援・居宅介護支援	4,104	7,356	4,176	8,124	4,260	9,144
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	0	-	0	-	0
夜間対応型訪問介護	-	0	-	0	-	0
認知症対応型通所介護	0	36	0	36	0	36
小規模多機能型居宅介護	60	180	84	216	84	216
認知症対応型共同生活介護	0	972	0	972	0	972
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	0	-	0	-	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	348	-	348	-	348
複合型サービス	-	0	-	0	-	0
施設サービス						
介護老人福祉施設	-	984	-	1,224	-	1,332
介護老人保健施設	-	636	-	672	-	756
介護療養型医療施設	-	1,536	-	1,548	-	1,572

(8) 地域支援事業の見込み量

平成24～26年度の地域支援事業の見込み量について、以下のとおり推計しています。

【地域支援事業の見込み量】

(単位：人/年)

事業区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業			
二次予防事業対象者施策			
二次予防事業対象者把握事業	2,085	1,539	2,265
訪問型介護予防事業	210	120	110
通所型介護予防事業(二次予防事業対象者)	210	220	235
配食サービス事業(二次予防事業対象者)	0	14	16
一次予防事業対象者施策			
健康づくりサポーター育成事業	20	20	20
地域展開型健康づくり事業	8,500	9,000	9,500
介護予防講座	3,800	3,900	4,000
介護予防普及啓発事業	120	120	120
通所型介護予防事業(一次予防事業対象者)	10	10	10
生活管理指導員派遣事業	100	105	110
介護予防講演会	500	500	500
介護支援ボランティア事業	50	80	100
高齢者生きがいづくり 支援センター(えんがわくらぶ)事業	1,300	1,310	1,307
包括的支援事業			
介護予防ケアマネジメント事業	462	319	264
総合相談・支援	-	-	-
包括的・継続的ケアマネジメント事業	-	-	-
権利擁護事業	-	-	-
任意事業			
家族介護教室	100	100	100
認知症サポーターキャラバン事業	300	300	400
成年後見制度利用支援事業	2	2	2
介護用品(紙おむつ)給付事業	164	180	198
配食サービス事業(二次予防事業対象者以外)	0	56	64

(注) 配食サービス事業は、平成25年度から地域支援事業として実施予定(平成24年度は一般会計の事業として実施予定)

### 3. 第1号被保険者の介護保険料の設定

#### (1) 介護給付費の見込み

平成24～26年度の介護給付費の見込み量を算出しています。

【介護給付費の見込み】

(単位：千円)

サービス区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	合計	予防	介護	合計	予防	介護	合計	予防	介護
居宅サービス									
訪問介護	129,787	28,731	101,056	140,219	29,231	110,988	155,719	30,482	125,237
訪問入浴介護	11,203	0	11,203	12,842	0	12,842	14,482	0	14,482
訪問看護	37,193	4,405	32,789	40,425	4,706	35,719	45,799	5,008	40,791
訪問リハビリテーション	13,738	3,685	10,053	14,828	4,133	10,695	17,415	4,582	12,833
居宅療養管理指導	27,382	2,689	24,693	29,863	2,868	26,995	33,501	3,047	30,454
通所介護	543,567	71,928	471,640	595,460	74,242	521,218	657,766	77,288	580,479
通所リハビリテーション	148,992	29,243	119,749	163,327	29,811	133,515	187,000	30,949	156,051
短期入所生活介護	109,342	3,295	106,047	114,606	3,616	110,990	128,225	3,937	124,288
短期入所療養介護	2,715	0	2,715	2,715	0	2,715	2,715	0	2,715
福祉用具貸与	54,271	8,273	45,998	59,890	8,412	51,478	67,818	8,689	59,129
特定福祉用具販売	5,870	2,024	3,846	6,582	2,364	4,218	7,282	2,704	4,578
住宅改修	17,204	8,703	8,501	19,260	9,993	9,266	21,501	11,284	10,217
特定施設入居者生活介護	178,903	15,194	163,709	197,018	15,194	181,823	216,481	16,823	199,659
介護予防支援・居宅介護支援	125,599	18,003	107,596	136,535	18,318	118,216	151,693	18,687	133,006
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	-	0	0	-	0	0	-	0
夜間対応型訪問介護	0	-	0	0	-	0	0	-	0
認知症対応型通所介護	1,609	0	1,609	1,609	0	1,609	1,609	0	1,609
小規模多機能型居宅介護	30,855	3,790	27,066	38,393	5,228	33,165	38,393	5,228	33,165
認知症対応型共同生活介護	239,313	0	239,313	239,313	0	239,313	239,313	0	239,313
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	-	0	0	-	0	0	-	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,922	-	89,922	92,437	-	92,437	94,277	-	94,277
複合型サービス	0	-	0	0	-	0	0	-	0
施設サービス									
介護老人福祉施設	246,150	-	246,150	305,827	-	305,827	332,658	-	332,658
介護老人保健施設	176,931	-	176,931	187,057	-	187,057	210,395	-	210,395
介護療養型医療施設	539,266	-	539,266	543,748	-	543,748	552,273	-	552,273
特定入所者介護(介護予防)サービス費	76,705			82,102			88,244		
高額介護(介護予防)サービス費	47,107			51,140			55,845		
高額医療合算介護(介護予防)サービス費	5,816			6,314			6,895		
審査支払手数料	2,466			2,693			2,976		
合計	2,861,907			3,084,202			3,330,276		

(注) 表中の値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない部分がある

(2) 地域支援事業費の見込み

平成 24～26 年度の地域支援事業費の見込み量を算出しています。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

事業区分	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
介護予防事業			
二次予防事業対象者施策			
二次予防事業対象者把握事業	12,867	14,970	15,211
訪問型介護予防事業	343	357	359
通所型介護予防事業 (二次予防事業対象者)	8,820	9,000	10,000
配食サービス事業 (二次予防事業対象者)	0	813	895
一次予防事業対象者施策			
健康づくりサポーター育成事業	3,338	600	600
地域展開型健康づくり事業			
介護予防講座	3,631	6,929	7,439
介護予防普及啓発事業			
通所型介護予防事業 (一次予防事業対象者)	600	600	600
生活管理指導員派遣事業	694	730	740
介護予防講演会	1,301	1,320	1,340
介護支援ボランティア事業	401	932	1,369
高齢者生きがいつくり 支援センター (えんがわくらぶ) 事業	1,651	1,656	1,661
包括的支援事業			
介護予防ケアマネジメント事業	6,847	6,970	8,958
総合相談・支援			
包括的・継続的ケアマネジメント事業	34,081	32,404	34,572
権利擁護事業			
任意事業			
家族介護教室	200	200	200
認知症サポーターキャラバン事業	347	380	430
成年後見制度利用支援事業	686	888	690
介護用品 (紙おむつ) 給付事業	7,775	8,551	9,404
配食サービス事業 (二次予防事業対象者以外)	0	3,249	4,469
合計	83,582	90,549	98,937

### (3) 介護保険料の所得段階の設定

本市の保険料所得段階は、平成21～23年度は合計11段階（特例割合1段階を含む）でしたが、平成24～26年度は合計12段階（特例割合2段階を含む）で設定することとしています。

変更内容としては、低所得者層の負担に配慮し、第3段階の中で120万円以下の方に対して特例割合の段階を新たに設けています。また、第6段階の範囲を190万円未満に、第7段階の範囲を190万円以上に設定しています。

【介護保険料の所得段階（平成24～26年度）】

所得段階			介護保険料の割合 (基準額に対する割合)
第1段階	市民税 非課税世帯	生活保護・老齢福祉年金受給者	0.50
第2段階		課税年金収入額+合計所得金額が 80万円以下	0.50
第3段階 (特例割合)		課税年金収入額+合計所得金額が 80万円1円以上120万円以下	0.70
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が 120万円1円以上	0.75
第4段階 (特例割合)	市民税 課税世帯	市民税本人非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.95
第4段階		市民税本人非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万1円以上	1.00
第5段階		市民税本人課税で 合計所得金額が125万円未満	1.10
第6段階		市民税本人課税で 合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25
第7段階		市民税本人課税で 合計所得金額が190万円以上300万円未満	1.50
第8段階		市民税本人課税で 合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.75
第9段階		市民税本人課税で 合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.85
第10段階		市民税本人課税で 合計所得金額が500万円以上	1.95

(参考) 【介護保険料の所得段階（平成21～23年度）】

所得段階			介護保険料の割合 (基準額に対する割合)
第1段階	市民税 非課税世帯	生活保護・老齢福祉年金受給者	0.50
第2段階		課税年金収入額+合計所得金額が 80万円以下	0.50
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が 80万円1円以上	0.75
第4段階 (特例割合)	市民税 課税世帯	市民税本人非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.95
第4段階		市民税本人非課税で 課税年金収入額+合計所得金額が80万1円以上	1.00
第5段階		市民税本人課税で 合計所得金額が125万円未満	1.10
第6段階		市民税本人課税で 合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.25
第7段階		市民税本人課税で 合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50
第8段階		市民税本人課税で 合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.75
第9段階		市民税本人課税で 合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.85
第10段階		市民税本人課税で 合計所得金額が500万円以上	1.95

(4) 所得段階別被保険者数の推計

平成23年度の実績をもとに、平成24～26年度の所得段階別第1号被保険者数を推計しています。

【所得段階別第1号被保険者数】

所得段階	第1号被保険者数(人)			④ 介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	負担割合補正 第1号被保険者数 (人) (A+B+C) × ④
	① 平成24年度 構成比	② 平成25年度 構成比	③ 平成26年度 構成比		
第1段階	276 2.4%	293 2.4%	311 2.4%	0.50	440
第2段階	1,644 14.1%	1,745 14.1%	1,847 14.1%	0.50	2,618
第3段階(特例割合)	748 6.4%	794 6.4%	840 6.4%	0.70	1,667
第3段階	791 6.8%	839 6.8%	888 6.8%	0.75	1,889
第4段階(特例割合)	2,020 17.3%	2,144 17.3%	2,269 17.3%	0.95	6,111
第4段階	1,641 14.0%	1,742 14.0%	1,844 14.0%	1.00	5,227
第5段階	1,397 12.0%	1,483 12.0%	1,569 12.0%	1.10	4,894
第6段階	1,581 13.5%	1,679 13.5%	1,777 13.5%	1.25	6,296
第7段階	991 8.5%	1,052 8.5%	1,114 8.5%	1.50	4,736
第8段階	236 2.0%	250 2.0%	265 2.0%	1.75	1,314
第9段階	125 1.1%	133 1.1%	141 1.1%	1.85	738
第10段階	235 2.0%	249 2.0%	264 2.0%	1.95	1,459
合計	11,685	12,403	13,129	-	37,389

(5) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

① 介護給付費及び地域支援事業費の負担割合

平成 24～26 年度の介護給付費及び地域支援事業費の負担割合は、以下の表に示すとおりです。

第1号被保険者の介護保険料によって負担する割合は、介護給付費では 23.31%、地域支援事業費では 21.00%となっています。

【介護給付費及び地域支援事業費の負担割合】

介護給付費	居宅サービス費		
	国負担分	定率負担分	20.00 %
		調整交付金	2.69 %
	県負担分		12.50 %
	市負担分		12.50 %
	第1号被保険者介護保険料（65歳以上） ※ 基準率21.00% + (5.00% - 調整交付金割合2.69%)		<b>23.31 %</b>
	第2号被保険者介護保険料（40歳～64歳）		29.00 %
	施設等サービス費		
	国負担分	定率負担分	15.00 %
		調整交付金	2.69 %
県負担分		17.50 %	
市負担分		12.50 %	
第1号被保険者介護保険料（65歳以上） ※ 基準率21.00% + (5.00% - 調整交付金割合2.69%)		<b>23.31 %</b>	
第2号被保険者介護保険料（40歳～64歳）		29.00 %	
地域支援事業費	介護予防事業費		
	国負担分		25.00 %
	県負担分		12.50 %
	市負担分		12.50 %
	第1号被保険者介護保険料（65歳以上）		<b>21.00 %</b>
	第2号被保険者介護保険料（40歳～64歳）		29.00 %
	包括的支援事業費・任意事業費		
	国負担分		39.50 %
県負担分		19.75 %	
市負担分		19.75 %	
第1号被保険者介護保険料（65歳以上）		<b>21.00 %</b>	

② 第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）

介護給付費及び地域支援事業費等から算出した平成24～26年度の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）は、4,700円（仮算定額）となっています。

①	介護給付費	9,276,385 千円	平成24～26年度の介護給付費の合計 ※ 85ページ参照
②	地域支援事業費	273,068 千円	平成24～26年度の地域支援事業費の合計 ※ 86ページ参照
③	介護給付費準備基金繰入額	140,000 千円	準備基金残高の160,302千円（平成23年度未見込額）のうち、140,000千円を平成24～26年度で繰入予定
④	財政安定化基金取崩による交付額	12,969 千円	財政安定化基金からの交付予定額（平成24年度に交付予定）
⑤	負担割合補正第1号被保険者数	37,389 人	平成24～26年度の負担割合補正第1号被保険者数の合計 ※ 88ページ参照
⑥	保険料予定収納率	98.00 %	平成21～23年度の収納実績を基に推計

$$\begin{aligned}
 & \left[ \text{①} \times 23.31\% + \text{②} \times 21.00\% - \text{③} - \text{④} \right] \\
 & \quad \div \text{⑤} \\
 & \quad \div \text{⑥} \\
 & \quad \div 12 \text{ ヶ月}
 \end{aligned}
 \rightarrow \text{基準額(月額) } 4,700 \text{ 円}$$

③ 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

平成24～26年度の所得段階別の介護保険料は、以下の表に示すとおりです。

所得段階	介護保険料の割合 (基準額に対する割合)	介護保険料	
		月額	年額
第1段階	0.50	2,350円	28,200円
第2段階	0.50	2,350円	28,200円
第3段階（特例割合）	0.70	3,290円	39,480円
第3段階	0.75	3,525円	42,300円
第4段階（特例割合）	0.95	4,465円	53,580円
第4段階	1.00（基準額）	4,700円	56,400円
第5段階	1.10	5,170円	62,040円
第6段階	1.25	5,875円	70,500円
第7段階	1.50	7,050円	84,600円
第8段階	1.75	8,225円	98,700円
第9段階	1.85	8,695円	104,340円
第10段階	1.95	9,165円	109,980円

## 関連資料

### 用語解説

#### あ 行

##### □ いきいきセンター「ゆい」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、手芸、調理、パソコン等の趣味活動や世代間交流などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。実施するプログラムは市民サポーターが中心となって提案し、実施されている。(サンコスモ古賀横)

##### □ 一次予防事業

全ての高齢者（第1号被保険者）及びその支援のための活動に関わる者を対象とした事業で、高齢者の生活機能の維持・向上、介護予防に関する普及・啓発、地域における自発的な活動に対する支援やボランティアなどの育成等を行うもの。

##### □ 医療保険者

医療保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のこと。

##### □ インストラクター

特定の活動の指導者のこと。この計画においては、高齢者等に対して健康づくりの有効なプログラムの指導・援助をする人を指す。

##### □ えんがわくらぶ

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、健康づくりや文化活動、子供たちとの交流活動などを通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援する。また、地域での活動を期待し、高齢者リーダーの育成を応援している。(古賀東小学校内)

#### か 行

##### □ 介護給付費

居宅サービス費や施設サービス費等の介護給付及び予防給付に要する金額の合計。全体の約50%を介護保険料、残りを国・県・市の公費で負担している。

□ **介護給付費準備基金**

保険財政の「黒字」分として積み立てられた市の基金。積み立てられた基金を次期の保険料算定の際に繰り入れることで、保険料を低く設定することができる。

□ **介護保険施設**

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設のこと。

□ **介護用品（紙おむつ）給付事業**

在宅で日常的におむつを必要としている要介護3以上かつ市民税非課税の人に、紙おむつを支給する事業。

□ **介護予防**

要介護（支援）状態になることをできる限り防ぐ、または、その進行を遅らせること。要介護（支援）状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないよう維持・改善を図ること。

□ **介護予防ケアマネジメント**

個々の状態にあった介護予防の目標などの計画を立て、目標の達成を目指しサービスを利用していくための支援をすること。

□ **介護予防支援**

居宅の要支援1、2の認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業者との調整を行って支援すること。

□ **介護療養型医療施設**

介護保険の施設サービスの一つであり、急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの長期の療養を必要とする人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療・療養上の管理・看護・医学的管理下での介護や機能訓練などを受けることができる。

□ **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

介護保険の施設サービスの一つであり、排泄や食事などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画にもとづく、入浴・排泄・食事などの介助、日常生活上の介護や機能訓練、健康管理などのサービスを受けることができる。

□ **介護老人保健施設**

介護保険の施設サービスの一つであり、病状が安定し、治療よりはリハビリや介護に重点を置いたケアが必要な人が対象の施設。介護保険の施設サービス計画に基づく、医療・看護・医学的管理下での介護や機能訓練・日常生活上の世話などを受けることができる。

## □ 基本チェックリスト

65歳以上の人を対象にこころとからだの元気度をチェックする25個の質問項目からなるチェックリストで、これをもとに生活機能の評価を行うもの。

## □ キャラバン・メイト

ボランティアで認知症サポーター養成講座の講師をする人のこと。専門的な知識のある人が、キャラバン・メイト養成研修を修了した後に、キャラバン・メイトとして登録される。

## □ 居宅介護支援

要介護1～5の認定者に対し、心身の状態や家庭の状況と希望に基づき、訪問看護・訪問介護・通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、自立に向けて支援すること。介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関等との連絡調整を行う。

## □ 居宅サービス

在宅生活を基点としたサービス。訪問介護や訪問看護等の訪問系サービス、通所介護や通所リハビリテーションの通所系サービスの他に、住宅改修や福祉用具の貸与や購入等のサービスがある。

## □ 居宅療養管理指導

介護保険サービスの一つであり、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行う。

## □ ケアプラン

介護サービスや介護予防サービスの利用にあたって、サービス利用者の心身の状況や希望、家族等を含む生活環境などを考慮し、利用するサービスの種類や内容、頻度などを定める計画のこと。

## □ ケアマネジメント

個々のニーズに即した利用者本位のサービスを適切に受けられるよう、多様なサービス提供主体による保健・医療・福祉にわたる様々な介護サービスを総合的、一体的、効率的に提供するための手法のこと。

## □ ケアマネジャー

「介護支援専門員」のこと。介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。

□ **健康づくりサポーター**

市民が主体となった地域での健康づくりや生きがい活動を推進するための推進役となるサポーターのこと。

□ **健康づくり推進員**

地域等へ健康づくりを広めるための講師。食や栄養・地産地消の推進に取り組んでいる人。元看護師などが健康づくり推進員となる。

□ **権利擁護事業**

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、個人の意思の尊重や福祉の充実のための事業の総称であり、成年後見制度や安心サポート事業等がある。

□ **高額医療合算介護サービス費**

介護保険と医療保険の両方の利用者負担合計額（8月～翌年7月の1年間の額）が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。

□ **高額介護サービス費**

介護保険対象サービスの利用者負担合計額（1ヵ月の額）が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。

□ **後期高齢者医療**

75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。通称は長寿医療制度。

□ **高齢化率**

総人口に占める65歳以上人口の割合。

□ **骨粗しょう症**

骨量の減少、骨の微細構造の劣化の2つの特徴がある全身性の骨の病気で、この2つの原因で骨の脆弱性が増し、骨折の危険性が増加した状態のこと。

さ 行

□ **災害時要援護者**

災害が起きたときに、自力での避難が困難だと考えられる人（高齢者や障がい者等）。

## □ 財政安定化基金

市町村の介護保険財政の安定を図るため、保険料収納率の低下や介護給付費の増加などに備え、都道府県が設置する基金。

## □ 在宅介護者

在宅で生活している介護が必要な人に対し、介護を実施する人。

## □ 在宅要援護者

在宅で生活をしている人のうち、要介護（支援）認定を受け、何らかの介護サービスを必要としている人。

## □ 施設・居住系サービス

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護専用型の居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護）のこと。

## □ 指定管理者

公の施設において、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより施設設置の目的を効果的に達成するために、地方公共団体が指定し、管理を行わせる民間の法人や団体。

## □ 社会福祉士

ソーシャルワーカーの国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

## □ しゃんしゃん

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、レクレーションや多彩な趣味活動を通じ、心身機能の低下を防ぐとともに生きがいづくりや仲間づくりを支援する。（社会福祉センター千鳥苑内）

## □ 住宅改修

介護の必要な人が住居での生活をしやすいするため、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う場合に、20万円を限度とする改修工事に対し、費用の9割を介護保険で負担（償還払い）するサービス。

## □ 住宅改造助成

介護保険による住宅改修費の限度額（20万円）を超える場合に、その費用の一部を助成する（対象者世帯の所得税課税額により制限あり）。

**□ 主任ケアマネジャー**

介護が必要な人のケアプランを作成する際のサービスの調整や内容の管理、ケアマネジャーの指導・育成などで、ケアマネジャーのまとめ役のような存在。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に配置され、関係機関と連携しながら高齢者からの相談や介護予防のための指導等も行う。

**□ 小規模多機能型居宅介護**

地域密着型サービスの一つであり、通所介護（デイサービス）を中心に、容態や希望に応じて随時「訪問介護」や「短期入所（ショートステイ）」を組み合わせたもの。

**□ 小地域福祉会活動**

地域住民がともに支えあい、助け合う自主的な活動のこと。

**□ 食生活改善推進員**

住民の健康づくりを食の分野から推進し、活動している人。

**□ 審査支払手数料**

介護保険事業所からの介護報酬の請求に対する審査支払機関（国民健康保険団体連合会）による審査と支払事務の結果に基づく手数料。

**□ 生活管理指導員**

おおむね 65 歳以上で要介護（支援）認定者以外の人々の日常生活、家事、対人関係の構築の支援・指導を行うために派遣される介護福祉士やホームヘルパー等のこと。

**□ 生活支援ハウス**

市内に 3 ヶ月以上住所を有する 60 歳以上のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯で、高齢などのために独立して生活することが困難な人が入ることのできる施設。事業の実施主体は市町村で、住居の提供、利用者への各種相談・緊急時の対応等のサービスが提供される。

**□ 生活習慣病**

糖尿病・肥満・高脂血症・循環器疾患・大腸がん・高血圧症・アルコール性肝障害等、食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症や進行に関与する疾患をいう。

**□ 成年後見制度**

精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、援助者（後見人・保佐人等）を付ける制度。

## た 行

### □ 第1号被保険者

介護保険制度の被保険者であって、65歳以上の人。

### □ 第2号被保険者

介護保険制度の被保険者であって、40歳から64歳の医療保険に加入している人。

### □ 短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護者が特別養護老人ホームなど福祉系の施設へ短い期間の入所（ショートステイ）をすることができる介護サービス。主に、日常生活の介護・機能訓練（レクリエーション）等を受けることができる。

### □ 短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護者が介護療養型医療施設など医療系の施設や介護老人保健施設に短い期間の入所（ショートステイ）をすることができる介護サービス。主に、介護・機能訓練・治療・看護等を受けることができる。

### □ 地域ケア体制

生活をする上で、介護等の何らかの支援が必要な人の情報を地域で共有することによって、住み慣れた地域で安心して生活していくことを地域全体で支援するもの。

### □ 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした事業。

### □ 地域包括支援センター

高齢者のあらゆる相談に対応する総合相談窓口としての機能を持ち、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。

### □ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービスの一つ。定員29人以下の特別養護老人ホームで提供されるサービス。

### □ 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたもので、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等（保険者）の住民（被保険者）のみとなる。

### □ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設での入浴・排泄・食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス。地域密着型特定施設は、ケアハウスや有料老人ホーム等の介護専用型特定施設で入居定員が29人以下の施設のこと。

### □ 通所介護（デイサービス）

デイサービスの正式名称。自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供・機能訓練等を日帰りで行う介護保険サービスのこと。

### □ 通所型介護予防事業

地域支援事業の一つであり、二次予防事業対象者に対し、運動・口腔・栄養機能などの教室を開催する事業。教室終了後、定期的な訪問や電話連絡など事後フォロー体制を整え、継続して介護予防に取り組めるよう支援をする。

### □ 通所リハビリテーション（デイケア）

デイケアの正式名称。自立した日常生活を営めるように、医療機関や老人保健施設に併設されたデイケアセンター等に通い、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るもの。

### □ 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた居宅サービスの一つで、有料老人ホーム、ケアハウス等において、要介護・要支援である入居者に対して行われる入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話・機能訓練、療養上の世話等のサービスのこと。指定を受けた有料老人ホーム等の介護・看護スタッフがサービスを提供する一般型と、有料老人ホームと契約した外部サービス事業所がサービス提供を行う外部サービス利用型に分かれている。

### □ 特定入所者介護サービス費

施設サービス（介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設）や短期入所サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）の利用料のうち、食費と居住費（滞在費）の一部を所得段階に応じて減額することを目的に支給されるもの。

### □ 特定福祉用具販売

在宅の要介護高齢者の日常生活の自立を助けるための福祉用具の購入費用の9割を介護保険で負担（償還払い）するサービスで、年間10万円を限度とする。対象となる品目は、衛生上貸与になじまないもので、腰掛便座、入浴補助用具、特殊尿器等がある。

### □ 特定保健指導

健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して行う保健指導のこと。

## な 行

### □ 二次予防事業

生活機能が低下し、介護が必要となるおそれの高いと認められる要介護（支援）認定者以外の高齢者を対象にした事業で、要介護状態等になることを予防し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援するもの。二次予防事業の対象者の把握は、介護予防の観点から行われる基本チェックリストによるアンケート調査によって行われ、生活機能の低下が心配されると判断された人が対象となる。

### □ 認知症

正常であった脳の知的な働きが、後天的な（生まれてしばらくたってから起きた）さまざまな病気によって、持続的に低下した状態のこと。症状は、知的能力の低下・心の症状と行動の障がい・日常生活能力の低下・身体の障がいと大きく分けられる。これらの症状の出方は、現在の生活環境や過去の生活歴、性格等によって一人ひとり個人差があり、認知症の症状のレベルによっても異なる。

### □ 認知症高齢者の日常生活自立度

認知症の有無やその症状の度合いをおおまかに把握するための指標のひとつ。症状や行動によって、日常生活自立の程度を判定するもの。

### □ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人。何かを特別にやるのではなく、友人や家族にその知識を伝えることや認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、職場等においても自分のできる範囲で手助けをするなど、認知症の人を応援するような活動を行う。

### □ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地域密着型サービスの一つであり、認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などが受けられるサービス。

### □ 認知症対応型通所介護

地域密着型サービスの一つであり、認知症高齢者等を対象とした通所介護で、デイサービスセンター等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けられるサービス。

### □ 認定調査

要介護（支援）認定の申請があったとき、認定調査員（市町村職員または市町村の委託を受けた指定居宅介護支援事業所等）が行う認定に必要な事項に関する調査のこと。

## は 行

### □ 肺炎球菌

肺炎などの呼吸器の感染症や全身性感染症を引き起こす細菌。

### □ 福祉用具貸与

在宅の要介護高齢者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービス。貸与する福祉用具としては、車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖等がある。

### □ 負担割合補正第1号被保険者数

計画期間内（3年間）における第1号被保険者数の総数（推計値）を基準額を納める（第4段階）第1号被保険者数に換算したもの

### □ ふれあいセンター「りん」

古賀市にある介護予防・生きがい活動支援拠点施設の一つであり、木工・革細工等のものづくりや世代間交流、園芸福祉を通じて、生きがいづくりや仲間づくりを支援している。（古賀グリーンパーク内）

### □ 分館教養学級

教養を高め、生活に役立つような教室・講座等を実施する地域の自主的な活動。

### □ 訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士などが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄の介助や調理、掃除、洗濯といった日常生活を手助けするサービス。

### □ 訪問看護

看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示により行う看護（療養上の世話または必要な診療の補助）サービス。

### □ 訪問型介護予防事業

地域支援事業の一つであり、うつや閉じこもりなど潜在している二次予防事業対象者宅を訪問し、必要な相談・指導などを実施。また、徐々に通所型介護予防事業への参加へとつなぎ介護予防に取り組めるよう支援する。

### □ 訪問入浴介護

寝たきり等の理由で、自宅の浴槽では入浴するのが困難な在宅の要介護者に対して、浴槽を自宅に持ち込み入浴の介護を行うサービス。介護職員2名と看護師1名で行うことが一般的で、入浴の前後には、血圧や発熱の有無等についての健康チェックを行う。

### □ 訪問リハビリテーション

通院してリハビリテーションを受けることが困難な人に対して、リハビリテーションの専門家（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が居宅を訪問し、リハビリテーションの観点から療養上必要な指導を行うこと。

### □ ボランティア

個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動のこと。

## ま 行

## や 行

### □ 夜間対応型訪問介護

地域密着型サービスの一つであり、居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅において介護福祉士等が入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の手助けを行う。

### □ 有料老人ホーム

高齢者を対象として、食事の提供・介護の提供・洗濯や掃除等の家事・健康管理のいずれかのサービスを提供する老人福祉法第 20 条に規定する老人福祉施設に該当しない施設。

### □ 要援護者台帳

在宅で生活する高齢者・障がい者・要介護者等で、災害時に自力での非難が困難な人について、地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを図るため、その対象者の情報（氏名・住所・生年月日等）を記載したもの。

### □ 要介護度

介護保険制度において、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定められた区分。「要支援 1・2」「要介護 1～5」の 7 段階に区分されている。

### □ 要介護（支援）認定率

第 1 号被保険者総数に占める要介護（支援）認定者数（第 1 号被保険者の認定者）の割合

---

---

□ **養護老人ホーム**

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の人を入所させ、養護することを目的とする施設のこと。

ら 行

□ **療養病床**

主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。慢性の病気を抱えて長期に入院する高齢者のための病床で、ケガなどで入院する一般病床とは区別されている。

□ **老齢福祉年金**

国民年金が発足したときに既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない人々を救済するために設けられた制度。

## 古賀市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市介護保険条例(平成 12 年条例第 7 号)第 14 条の規定に基づき、古賀市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償については、古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和 37 年条例第 4 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、保健福祉部介護支援課において処理する。

(会議録)

第 6 条 協議会の議事については、会議録を作成するものとする。

2 会議録は、会長が庶務を担当する職員に調整させ、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。

3 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事及び議事の概要
- (4) その他必要な事項

(会長印)

第7条 協議会の会長が発する文書に用いる印章は、次のとおりとする。

名称	寸法	書体
古賀市介護保険運営協議 会長之印	方20ミリ	てん書

〔印影は省略〕

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第12号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 古賀市介護保険運営協議会委員名簿

	氏名	所属
	有田 茂昭	公募による市民代表
	大久保 康裕	社会福祉法人 敬愛会
	大桑 信子	介護に関する有識者
◎	甲斐 信博	粕屋医師会
	京谷 千恵子	公募による市民代表
	澁谷 緑	公募による市民代表
	波多 敬子	社会福祉法人 豊資会
	檜山 信夫	社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
○	山鹿 茂彦	粕屋歯科医師会
	渡部 京子	公募による市民代表

◎:会長 ○:副会長

(敬称略、順不同)

## 古賀市介護保険運営協議会における審議経緯

日程	議題
第1回 平成23年6月28日	諮問(第5期古賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について) 古賀市高齢者等実態調査結果報告について 今後の介護保険運営協議会開催スケジュールについて 第5期計画概要及び骨子について
第2回 平成23年7月25日	「計画の概要(第1章)」について 「高齢者を取り巻く現状(第2章)」について 介護保険制度改正について
第3回 平成23年9月2日	「基本構想(第3章)」について 介護保険施設の増床について
第4回 平成23年10月12日	「高齢者福祉施策の推進(第4章)」について ・健康づくりと介護予防の推進 ・社会参加と生きがいづくりの支援 ・高齢者を支援するサービスの充実
第5回 平成23年10月31日	「高齢者福祉施策の推進(第4章)」について ・地域での生活を支援する体制の充実 ・認知症高齢者の支援体制の充実
第6回 平成23年12月2日	「介護保険事業に係るサービス量と費用の見込みについて(第5章)」について ・地域での生活を支援する体制の充実 ・認知症高齢者の支援体制の充実
第7回 平成24年1月12日	パブリックコメントの実施について
第8回 平成24年2月17日	パブリックコメントの意見集約について 答申(第5期古賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について)

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24～平成 26 年度）

平成 24 年（2012 年）3 月

---

発行 古賀市

編集 古賀市 保健福祉部 介護支援課

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地（サンコスモ古賀内）

TEL 092-942-1144

FAX 092-942-1154

---



古 賀 市

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(平成24～26年度)